

大学院地域共創研究科便覧

令和 7 年度
(2025 年度)

琉 球 大 学
大学院地域共創研究科

令和7年度学年暦（前学期）（※1）

曜日 月	日	月	火	水	木	金	土	日 程	事 項
令和7年 4月			1	2 仮登録	3 仮登録 新入生オリ	4 仮登録 入学式	5 仮登録	4月1日（火）	学年及び前学期開始
								4月1日（火）	シラバス・時間割配当表公開（※2）
	6 仮登録	7 仮登録 新入生オリ	8 仮登録 新入生オリ	9	10	11 ①	12	4月2日（水） ～ 4月8日（火）	授業科目の仮登録（前学期／第1・第2クォーター）（※3）
								4月3日（木） ～ 4月8日（火）	新入生オリエンテーション
								4月7日（月）	【CED】新入生オリエンテーション
	13	14 ①	15 ①	16 ①	17 ①	18 ②	19	4月4日（金）	入学式
								4月9日（水）	仮登録抽選
	20	21	22	23	24	25	26	4月10日（木）	仮登録抽選結果開示（前学期／第1・第2クォーター）
		②	②	②	②	③			
5月					1 ③	2 ③	3 憲法記念日	4月10日（木） ～ 4月24日（木）	登録調整期間（前学期／第1・第2クォーター）
								4月11日（金）	授業開始（前学期・第1クォーター）
								4月11日（金） ～ 4月25日（金）	定期健康診断
								4月25日（金） ～ 5月1日（木）	履修中止手続期間（第1クォーター）
	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7 ④	8 ④	9 ④	10	4月25日（金） ～ 5月15日（木）	履修中止手続期間（前学期／前学期開始の通年科目）
								5月2日（金）	授業振替日（4月29日・火曜第③回目）（※4）
	11	12 ④	13 ④	14 ⑤	15 ⑤	16 ⑤	17		
	18	19 ⑤	20 ⑤	21 ⑥	22 ⑥ 開学記念日	23 ⑥	24 体育祭	5月22日（木）	開学記念日
								5月24日（土）	体育祭
	25	26 ⑥	27 ⑥	28 ⑦	29 ⑦	30 ⑦	31		
6月									
	1	2 ⑦	3 ⑦	4 ⑧	5 ⑧	6 ⑧	7	6月2日（月） ～	教育実習
	8	9 ⑧	10 ⑧	11 ⑨	12 ⑨	13 ⑨	14	6月10日（火）	授業終了（第1クォーター）（※5）
								6月11日（水）	授業開始（第2クォーター）
	15	16 ⑨	17 ⑨	18 ⑩	19 ⑩	20 ⑩	21	6月11日（水） ～ 7月1日（火）	履修中止手続期間（第2クォーター）
7月									
			1 ⑪	2 ⑪	3 ⑫	4 ⑫	5	7月1日（火）	成績開示（第1クォーター）
	6	7 ⑫	8 ⑫	9 ⑫	10 ⑬	11 ⑬	12		
	13	14 ⑬	15 ⑬	16 ⑬	17 ⑭	18 ⑭	19	7月16日（水）	【CED】入試説明会
	20 オープン キャンパス	21 海の日	22 ⑭	23 ⑭	24 ⑭	25 ⑮	26	7月20日（日）	琉球大学説明会（オープンキャンパス）
								7月24日（木）	授業振替日（7月21日・月曜第⑭回目）（※4）
8月	27	28 ⑮	29 ⑮	30 ⑮	31 ⑮				
						1 定期試験	2	8月1日（金） ～ 8月7日（木）	前学期定期試験期間（※6）
	3	4 定期試験	5 定期試験	6 定期試験	7 定期試験	8 予備日	9	8月8日（金） ・ 8月12日（火）	予備日（※7）
	10	11 山の日	12 予備日	13	14	15	16	8月12日（火）	授業終了（前学期／第2クォーター）（※5）
								8月13日（水） ～ 9月30日（火）	夏季休業
	17	18	19	20	21	22	23		
9月	24	25	26	27	28	29	30		
	31								
		1	2	3	4	5	6	9月1日（月）	成績開示（前学期／第2クォーター）（※2）
	7	8	9	10	11	12	13	9月19日（金）	授業時間割配当表公開
								9月17日（水） ～ 9月19日（金）	琉大祭準備（9月22日（月）片付け）
	14	15 敬老の日	16	17 琉大祭準備	18 琉大祭準備	19 琉大祭準備	20 琉大祭	9月20日（土） ～ 9月21日（日）	琉大祭
								9月24日（水） ～ 9月26日（金）	授業科目の仮登録（後学期／第3・第4クォーター）（※3）
	21 琉大祭	22 琉大祭片付	23 秋分の日	24 仮登録	25 仮登録	26 仮登録	27	9月29日（月）	仮登録抽選
9月								9月30日（火）	仮登録抽選結果開示（後学期／第3・第4クォーター）
	28	29	30					9月30日（火） ～ 10月15日（水）	登録調整期間（後学期／第3・第4クォーター）
								9月30日（火）	前学期終了

【凡 例】

第1クォーター
第2クォーター
①～⑮：授業回
授業の振替日
定期試験期間

- ※1：医学部医学科の学年暦はこの学年暦に準じ、医学部において定める。
各研究科の学年暦はこの学年暦に準じ、各研究科において定めることができる。
- ※2：シラバス及び成績は教務情報システム、時間割配当表は教務情報ウェブサイトで提供する。
- ※3：クォーターとは、前学期と後学期のそれぞれ前半と後半に、8週（試験を含む）で授業を行う期間のこと。
- ※4：指定の曜日の振替日とし、本来の曜日の講義・試験・補講・実習を行わない。
- ※5：クォーター科目の期末試験は最終授業時に行う。なお、週1回実施の科目は8回目の授業の後半に実施すること。
- ※6：試験期間は、期末試験の他に講義・補講等を行うことがある。
- ※7：予備日は、台風等で全学休講になった日の授業又は定期試験を行う。
- ※8：準備、片付けを含む。
- ※9：令和4年度以降に入学した教職課程の履修を希望する学生（教育学部生を除く）が対象。

令和7年度学年暦（後学期）（※1）

曜日 月	日	月	火	水	木	金	土	日 程	事 項
10 月				1 ①	2 ①	3 ①	4	10月1日（水）	後学期開始
								10月1日（水）	授業開始（後学期／第3クォーター）
	5	6 ①	7 ①	8 ②	9 ②	10 ②	11	10月4日（土） ～ 10月5日（日）	琉大祭予備日（準備・片付け含む）（※8）
								10月11日（土）	【CED】入学者選抜試験（10月試験）
	12	13 スポーツの日	14 ②	15 ②	16 ③	17 ③	18	9月30日（火） ～ 10月15日（水）	登録調整期間（後学期／第3・第4クォーター）（再掲）
								10月15日（水）	授業振替日（10月13日・月曜第②回目）（※4）
								10月18日（土）	【CED】入学者選抜試験（10月試験）予備日
	19	20 ③	21 ③	22 ③	23 ④	24 ④	25	10月16日（木） ～ 10月22日（水）	履修中止手続期間（第3クォーター）
								10月16日（木） ～ 11月5日（水）	履修中止手続期間（後学期／後学期開始の通年科目）
	26	27 ④	28 ④	29 ④	30 ⑤	31 ⑤		10月26日（日） 10月29日（水）	【CED】研究課題・中間発表会予備日 【CED】研究課題・中間発表会
11 月							1		
	2	3 文化の日	4 ⑤	5 ⑤	6 ⑤	7 ⑥	8	11月6日（木）	授業振替日（11月3日・月曜第⑤回目）（※4）
	9	10 ⑥	11 ⑥	12 ⑥	13 ⑥	14 ⑦	15		
	16	17 ⑦	18 ⑦	19 ⑦	20 ⑦	21 ⑧	22		
	23 勤労感謝の日	24 振替休日	25 ⑧	26 ⑧	27 ⑧	28 ⑨	29	11月28日（金） 11月28日（金） ～ 12月18日（木）	授業開始（第4クォーター） 履修中止手続期間（第4クォーター）
	30								
12 月		1 ⑧	2 ⑨	3 学校推薦選抜	4 ⑨	5 ⑩	6	12月1日（月） 12月3日（水）	授業終了（第3クォーター）（※5） 学校推薦型選抜等（休講）
	7	8 ⑨	9 ⑩	10 ⑨	11 ⑩	12 ⑪	13		
	14	15 ⑩	16 ⑪	17 ⑩	18 ⑪	19 ⑫	20		
	21	22 ⑪	23 ⑫	24 ⑪	25	26	27	12月25日（木） ～ 1月4日（日）	冬季休業
	28	29	30	31					
令和8年 1 月					1 元旦	2	3	1月5日（月） 1月5日（月）	授業開始 成績開示（第3クォーター）
	4	5 ⑫	6 ⑬	7 ⑫	8 ⑫	9 ⑬	10		
	11	12 成人の日	13 ⑬	14 ⑬	15 ⑬	16	17 入学共通テ	1月13日（火） 1月16日（金）	授業振替日（1月12日・月曜第⑬回目）（※4） 大学入学共通テスト準備（休講）
	18 入学共通テ	19 ⑭	20 ⑭	21 ⑭	22 ⑭	23 ⑭	24	1月17日（土） ～ 1月18日（日）	大学入学共通テスト
	25	26 ⑮	27 ⑮	28 ⑮	29 ⑮	30 ⑮	31		
2 月	1	2 定期試験	3 定期試験	4 定期試験	5 定期試験	6 定期試験	7	2月2日（月） ～ 2月6日（金）	後学期定期試験期間（※6）
	8	9 予備日	10 予備日	11 建国記念の日	12	13	14	2月9日（月） ～ 2月10日（火） 2月10日（火）	予備日（※7） 授業終了（後学期／第4クォーター）（※5）
	15	16	17	18	19	20	21	2月11日（水） ～ 3月31日（火） 2月12日（木）	春季休業 リフレクション・デー（※9）
								2月21日（土）	【CED】入学者選抜試験（2月試験）
	22	23 天皇誕生日	24	25 一般選抜/前	26 一般選抜/前	27	28	2月25日（水） ～ 2月26日（木）	一般選抜（前期日程）
3 月	1	2	3	4	5	6	7	3月2日（月） 3月7日（土）	成績開示（後学期／第4クォーター）（※2） 【CED】入学者選抜試験（2月試験）予備日
	8	9	10	11	12 一般選抜/後	13	14	3月12日（木）	一般選抜（後期日程）
	15	16	17	18	19	20 春分の日	21		
	22	23	24 卒業式	25	26	27	28	3月24日（火） 3月24日（火）	卒業式 【CED】修了式・学位記授与式
	29	30	31						
								3月31日（火）	学年及び後学期終了

【凡 例】

第3クォーター
第4クォーター
①～⑮：授業回
授業の振替日
定期試験期間

- ※1：医学部医学科の学年暦はこの学年暦に準じ、医学部において定める。
各研究科の学年暦はこの学年暦に準じ、各研究科において定めることができる。
- ※2：シラバス及び成績は教務情報システム、時間割配当表は教務情報ウェブサイトで提供する。
- ※3：クォーターとは、前学期と後学期のそれぞれ前半と後半に、8週（試験を含む）で授業を行う期間のこと。
- ※4：指定の曜日の振替日とし、本来の曜日の講義・試験・補講・実習を行わない。
- ※5：クォーター科目の期末試験は最終授業時に行う。なお、週1回実施の科目は8回目の授業の後半に実施すること。
- ※6：試験期間は、期末試験の他に講義・補講等を行うことがある。
- ※7：予備日は、台風等で全学休講になった日の授業又は定期試験を行う。
- ※8：準備、片付けを含む。
- ※9：令和4年度以降に入学した教職課程の履修を希望する学生（教育学部生を除く）が対象。

目 次

第1章 地域共創研究科における履修と学位取得のプロセス

1. 基本的なプロセス

各プログラムのカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー	1
各プログラムの履修モデルと修了要件	4
修士学位取得プロセス	18
地域共創研究科における学位に関する細則	19
地域共創研究科における修士成果物の審査の観点・基準	27

2. その他の就学等に関する手続き等

長期履修制度について	32
授業料免除について	38
他大学との単位互換について	39
成績不服申立について	49
授業料未納による除籍について	53

第2章 諸規程・規則等

1. 地域共創研究科

地域共創研究科規程	54
別表（修了要件等）	58

2. 琉球大学

琉球大学憲章	66
琉球大学の沿革	70
琉球大学大学院学則	72
琉球大学学位規則	103
琉球大学附属図書館規則	113
暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ	120
琉球大学学生の懲戒に関する基準	123

第3章 地域共創研究科の提供科目と教員

1. 科目群別授業科目の内容等

専攻共通科目	128
公共社会プログラム 法科目群	132
公共社会プログラム 政治平和科目群	136
公共社会プログラム 社会・社会福祉科目群	142
経済経営プログラム 経済科目群	146
経済経営プログラム 経営科目群	149
経済経営プログラム 観光産業科目群	151
言語表象プログラム 人間学科科目群	152
言語表象プログラム 超域文化表象科目群	156
言語表象プログラム 言語コミュニケーション科目群	158
文化環境プログラム 歴史・人類科目群	162
文化環境プログラム 琉球アジア文化科目群	164

文化環境プログラム 島嶼研究科目群	166
臨床心理プログラム	169

2. 地域共創研究科担当教員

プログラム別教員配置表	174
プログラム別教員研究室等	179

第 1 章

地域共創研究科における履修と学位 取得のプロセス

地域共創研究科カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

【修士課程】

公共社会プログラム

〈カリキュラム・ポリシー〉

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」を専攻基礎科目のうち「公共社会基礎」及び他 3 科目のうち 1 科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、公共社会の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、公共社会の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「政治・平和科目群」「法科目群」「社会・社会福祉科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

〈ディプロマ・ポリシー〉

- 1) 地域社会の持続可能性に向けて、公共的かつ平和的な秩序の維持と、健全で福祉に満ちた親密圏の維持という観点から、論理的に現状の課題を見つけ出す能力
- 2) 上記の観点から見出される課題に対し、その解決に結び付く社会・制度のデザイン（あり方）を論理的に構想し実践する能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、公共的かつ平和的な秩序と、健全で福祉に満ちた親密圏の共創に携わることのできる能力

経済経営プログラム

〈カリキュラム・ポリシー〉

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」を専攻基礎科目のうち「経済経営基礎」及び他 3 科目のうち 1 科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、経済経営の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、経済経営の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「経済科目群」、「経営科目群」、「観光産業科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

〈ディプロマ・ポリシー〉

- 1) 現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢を理解するとともに、地域経済社会を探究するための経済・経営・観光産業に関する広範な知識と高度なデータ分析の能力

2) 上記の知識・技能に基づいて、地域の経済産業に関わる課題を正確に捉えて解決策を示し実践する能力

3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自立的で創造力を有する地域経済社会の共創に携わることのできる能力

言語表象プログラム

〈カリキュラム・ポリシー〉

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」を専攻基礎科目のうち「言語表象基礎」及び他3科目のうち1科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、言語表象の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、言語表象の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「人間学科目群」、「言語コミュニケーション科目群」、「超域文化表象科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

〈ディプロマ・ポリシー〉

1) 人間の言語・思想・文化およびその表象を通して人間存在に備わる普遍性を理解し、深い人間理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションの知識・技能

2) 上記の知識・技能に基づいて、地域社会とグローバル社会を結ぶ言語・思想・文化的コミュニケーションを構想し実践する能力

3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、地域社会およびグローバル社会における新たな文化や価値の共創に携わることのできる能力

文化・環境プログラム

〈カリキュラム・ポリシー〉

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」を専攻基礎科目のうち「文化・環境基礎」及び他3科目のうち1科目を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、文化・環境の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、文化・環境の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために、「歴史・人類科目群」、「琉球アジア文化科目群」、「島嶼研究科目群」に区分し、研究科ならびに本プログラムの教育目標を達成するために必要な科目を開設する。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

〈ディプロマ・ポリシー〉

- 1) 文化や環境に関する高度な専門的知識を有し、自然・文化・社会の複合体として地域を捉える総合力と論理的情報分析力
- 2) 上記の知識・技能に基づいて、自然・文化・社会の健全な相互関係の観点から、地域社会の持続的発展を構想し実践する能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・倫理観を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、自然・文化・社会の持続可能な相互関係の共創に携わることのできる能力

臨床心理プログラム

〈カリキュラム・ポリシー〉

学生は、専攻共通科目のうち、学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」を履修する。これにより沖縄の特徴も踏まえつつ現代の社会的課題全般に関する知識や倫理観を身に付け、また、多様な人々と協働する能力も涵養する。さらに特別演習では、臨床心理の課題を対象とする研究を、主指導教員による丁寧な指導のもとで取り組み、さらに他プログラム生との成果報告・交流も行う。

また、本プログラムの専門科目は、臨床心理の課題についての専門的知識や技能を体系的に学ぶために必要な科目を開設し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業展開を行う。学生は主指導教員との相談のもと、自身の研究と将来像に照らし合わせつつ個々に科目を選択する。

〈ディプロマ・ポリシー〉

- 1) 臨床心理学および心理学の高度かつ広範な知識を修得し、心身の諸問題について、普遍性の高い問題と沖縄独自の問題という、両視点から理解する能力
- 2) 上記の能力に基づいて、地域社会において生じている心の健康の諸問題を論理的に分析し、高い倫理観をもって臨床実践に活かすことのできる能力
- 3) 異なる専門分野の人と協働するための教養・理性・感性・寛容性を有し、建設的なコミュニケーションに基づき、心の健康を保持増進できる地域社会の共創に携わることのできる能力

履修モデル 公共社会プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「地域の社会的特色に鑑みた法・政治・社会・福祉等の公共システムにおける課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する社会・制度に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、公共的かつ平和的な秩序の維持と健全で福祉に満ちた親密圏の維持の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

		1 年次				2 年次				取得単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻基礎科目	公共社会基礎 言語表象基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会	行政法 A 国際関係史 A	2 2	行政法 B 国際関係史 B	2 2	身体運動科学特論Ⅰ	2	身体運動科学特論Ⅱ	2	12
	経済経営			地方財政論特論	2					2
	言語表象			医学と文学	2					2

	文化 環境				島嶼環境経済論 A	2			2	
	臨床 心理									
【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、30 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 18 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、公共社会プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、公共社会プログラムの専門科目から 12 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 目群からそれぞれ 2 単位以上）及び公共社会プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 18 単位以上履修すること。									単 位 数 合 計	30

○特定課題コース

		1 年次				2 年次				取得 単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際 融合 基礎 科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻 基礎 科目	公共社会基礎 言語表象基礎	1 1							2
	特別 演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通 選択 科目									
専門科目	公共 社会	行政法 A 国際関係史 A	2 2	行政法 B 国際関係史 B	2 2	身体運動科学特論Ⅰ 民事訴訟法特論Ⅰ	2 2	身体運動科学特論Ⅱ 民事訴訟法特論Ⅱ	2 2	16
	経済 経営			地方財政論特論	2					2
	言語 表象	環境文学Ⅰ	2							2
	文化 環境					島嶼環境経済論 A	2			2
	臨床 心理									

【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、34 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 22 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、公共社会プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、公共社会プログラムの専門科目から 16 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 科目群からそれぞれ 2 単位以上）及び公共社会プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 22 単位以上履修すること。	単位 数 合 計	34
---	-----------------------------	-----------

履修モデル 経済経営プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「地域経済の特色を生かした産業振興のあり方に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する経済経営に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、現在に至るまでの地域経済社会の変遷と国内外の経済社会の情勢から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

		1 年次				2 年次				取得単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻基礎科目	経済経営基礎 文化・環境基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会	行政法 A	2							2
	経済経営	財政学特論 ファイナンス論基礎	2 2	地方財政論特論 ファイナンス論応用	2 2	観光統計・経済論Ⅰ	2	観光統計・経済論Ⅱ	2	12
	言語表象					環境文学Ⅰ	2			2

	文化 環境	島嶼環境経済論 A	2						2
	臨床 心理								
【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、30 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 18 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、経済経営プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、経済経営プログラムの専門科目から 12 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 科目群からそれぞれ 2 単位以上）及び経済経営プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 18 単位以上履修すること。									単位数合計 30

○特定課題コース

		1 年次				2 年次				取得 単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際 融合 基礎 科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻 基礎 科目	経済経営基礎 文化環境基礎	1 1							2
	特別 演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通 選択 科目									
専門科目	公共 社会	行政法 A	2							2
	経済 経営	財政学特論 ファイナンス論基礎	2 2	地方財政論特論 ファイナンス論応用	2 2	観光統計・経済論Ⅰ データサイエンス特論 マーケティング研究	2 2 2	観光統計・経済論Ⅱ	2	16
	言語 表象					環境文学Ⅰ	2			2
	文化 環境	島嶼環境経済論 A	2							2
	臨床 心理									

【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、34 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 22 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、経済経営プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、経済経営プログラムの専門科目から 16 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 科目群からそれぞれ 2 単位以上）及び経済経営プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 22 単位以上履修すること。	単位 数 合 計	34
---	-----------------------------	-----------

履修モデル 言語表象プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「人間主体の表現と論理的かつ円滑なコミュニケーションの実践に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する言語・思想・文化に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、人間存在に備わる普遍性の理解と高度な言語運用能力に裏打ちされたコミュニケーションに関する学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

		1 年次				2 年次				取得単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻基礎科目	言語表象基礎 文化・環境基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習 I	2	地域共創特別演習 II	2	地域共創特別演習 III	2	地域共創特別演習 IV	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会									
	経済経営									

	言語 表象	理論哲学 A 音韻論 I	2 2	アメリカ研究 B 音韻論 II	2 2	比較方言学特論 A 意味論研究 I 比較文法特論 I	2 2 2	比較方言学特論 B 意味論研究 II	2 2	18	
	文化 環境										
	臨床 心理										
【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、30 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 18 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、言語表象プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習 I、II、III、IV」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、言語表象プログラムの専門科目から 12 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 科目群からそれぞれ 1 科目（2 単位）以上）及び言語表象プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 18 単位以上履修すること。										単位 数 合 計	30

○特定課題コース

		1 年次				2 年次				取得 単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻 共通科目	学際 融合 基礎 科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻 基礎 科目	言語表象基礎 文化・環境基礎	1 1							2
	特別 演習	地域共創特別演習 I	2	地域共創特別演習 II	2	地域共創特別演習 III	2	地域共創特別演習 IV	2	8
	共通 選択 科目									
専門 科目	公共 社会	観光地域社会学	2							2
	経済 経営			環境経済学特論 B	2					2
	言語 表象	教育人間学・社会学 クリエイティブエリア スタディーズ	2 2	アメリカ研究 B ソーシャリーエンゲージド アート	2 2	環境文学 I 比較方言学特論 A	2 2	環境文学 II 比較方言学特論 B	2 2	16

	文化 環境				民俗学 A	2			2	
	臨床 心理									
【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、34 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 22 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、言語表象プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、言語表象プログラムの専門科目から 16 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 科目群から 1 科目（2 単位）以上）及び言語表象プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 22 単位以上履修すること。									単位 数 合 計	34

履修モデル 文化・環境プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「琉球・沖縄を含む地域社会の地理、歴史、文化の継承と振興に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する自然・文化・社会の相互関係に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、自然・文化・社会の健全な相互関係に関する高度な学識から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

		1 年次				2 年次				取得単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻基礎科目	文化・環境基礎 経済経営基礎	1 1							2
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通選択科目									
専門科目	公共社会	現代沖縄史	2							2
	経済経営									

	言語 表象					比較方言学特論 A	2			2
	文化 環境	民俗学 A 琉球方言学特論 A	2 2	民俗学 B 琉球方言学特論 B	2 2	島嶼空間論 A 島嶼人類学 A	2 2	島嶼人類学 B	2	14
	臨床 心理									
【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、30 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 18 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、文化・環境プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、文化・環境プログラムの専門科目から 12 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 科目群からそれぞれ 2 単位以上）及び文化・環境プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 18 単位以上履修すること。									単位 数合 計	30

○特定課題コース

		1 年次				2 年次				取得 単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際 融合 基礎 科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							4
	専攻 基礎 科目	文化・環境基礎 経済経営基礎	1 1							2
	特別 演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通 選択 科目									
専門科目	公共 社会	現代沖縄史	2							2
	経済 経営					統計学特論	2			2
	言語 表象					比較方言学特論 A	2			2
	文化 環境	民俗学 A 琉球方言学特論 A 現地研究Ⅰ	2 2 2	民俗学 B 琉球方言学特論 B 現地研究Ⅱ	2 2 2	島嶼人類学 A	2	島嶼人類学 B	2	16

	臨床 心理								
【修了要件】 ○大学院に 2 年（優れた業績を上げた者は 1 年）以上在学し、34 単位以上（必修科目 12 単位、選択科目 22 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」（各 1 単位、計 2 単位）を履修すること。 ○専攻基礎科目（各 1 単位）より、文化・環境プログラムから 1 科目、他プログラムから 1 科目を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（各 2 単位、計 8 単位）を履修すること。 ○選択科目は、文化・環境プログラムの専門科目から 16 単位以上（所属するプログラムの科目群のうち、最低 2 科目群からそれぞれ 2 単位以上）及び文化・環境プログラムの専門科目を含む専攻内全科目から 6 単位以上、計 22 単位以上履修すること。								単位 数 合 計	34

履修モデル 臨床心理プログラム

養成する人材像

本プログラムは、「地域の人々の心身の健康維持に関する課題」に対応する教育課程を通して、次のような人材を養成する。

- 1) 現代の地域社会及びグローバル社会の直面する心身の諸問題に関わる課題を俯瞰的に理解できる高度専門職業人
- 2) 地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、心の健康の観点から究明し、その解決に向けて主体的に思考し、行動できる実践力を有する高度専門職業人
- 3) 高い研究倫理観を有する高度専門職業人

履修モデル ※「履修モデル」は、あくまでも履修計画を立てる上での一例です。

○修士論文コース

※専門科目の◎は必修科目、○は選択科目

		1 年次				2 年次				取得単位
		前 期	単 位	後 期	単 位	前 期	単 位	後 期	単 位	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1 1							2
	専攻基礎科目									
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	2	地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅳ	2	8
	共通選択科目									

専門科目	臨床心理	◎臨床心理学特論Ⅰ								
		◎臨床心理面接特論Ⅰ (⑦心理支援に関する理論と実践)	2	◎臨床心理学特論Ⅱ						
		◎臨床心理査定演習Ⅰ (⑥心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	◎臨床心理面接特論Ⅱ	2					
		◎臨床心理基礎実習Ⅰ	2	◎臨床心理査定演習Ⅱ	2	◎臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅲ (⑩-3))	2	◎臨床心理実習Ⅱ	2	30
		○心理学研究法特論(A)	2	◎臨床心理基礎実習Ⅱ	2					
		○認知心理学特論(B)	2	○老年心理学特論(D)	2					
		○社会心理学特論Ⅰ(C)	2	○認知行動療法特論(E)	2					
【修了要件】 ○大学院に2年(優れた業績を上げた者は1年)以上在学し、40単位以上(必修科目30単位、選択科目10単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。 ○学際融合基礎科目「研究リテラシー」、「地域共創入門」各1単位、計2単位)を履修すること。 ○「地域共創特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」(各2単位、計8単位)を履修すること。 ○臨床心理プログラムの専門科目から、必修科目20単位、選択科目10単位以上履修すること。									単位数合計	40

※臨床心理士及び公認心理師の受験資格の取得を目指す場合は、上記とは別に、所定の授業科目の履修が必要。

修士学位取得プロセス

学 年	時 期		【 修 士 論 文 】		【 特 定 課 題 研 究 】	
			研 究 指 導 プ ロ セ ス	指 導 体 制	研 究 指 導 プ ロ セ ス	指 導 体 制
1	前 期	4 5 9 月	指導教員の決定 研究課題届提出(学生) 研究指導計画提示(指導教員) 修士論文作成の基本を修得	複数指導教員配置 (主指導教員・副指導教員) 特別演習Ⅰ(必修科目) 研究科担当教員	指導教員の決定 研究課題届提出(学生) 研究指導計画提示(指導教員) 特定課題研究作成の基本を修得	複数指導教員配置 (主指導教員・副指導教員) 特別演習Ⅰ(必修科目) 研究科担当教員
	後 期	10 5 3 月	修士論文作成の基本を修得 研究課題発表会(研究科全体)10月下旬	特別演習Ⅱ(必修科目) 研究科担当教員	特定課題研究作成の基本を修得 研究課題発表会(研究科全体)10月下旬	特別演習Ⅱ(必修科目) 研究科担当教員
2	前 期	4 5 9 月	修士論文のテーマに関する理論と方法の深化	特別演習Ⅲ(必修科目) 研究科担当教員	特定課題研究のテーマに関する理論と方法の深化	特別演習Ⅲ(必修科目) 研究科担当教員
	後 期	10 5 1 月	中間発表会(研究科全体)10月下旬 修士論文の完成 修士論文提出(1/16まで(9月修了は7/25まで)) 修士成果物審査委員会設置	研究科担当教員 特別演習Ⅳ(必修科目) 主査・副査	中間発表会(研究科全体)10月下旬 特定課題研究の完成 特定課題研究提出(1/16まで(9月修了は7/25まで)) 特定課題研究審査委員会設置	研究科担当教員 特別演習Ⅳ(必修科目) 主査・副査
		2 月	修士論文審査 最終試験	主査・副査(主査が総括) 主査・副査(副査が総括) 研究科担当教員	特定課題研究審査 最終試験	主査・副査(主査が総括) 主査・副査(副査が総括) 研究科担当教員
		3 月	(修士成果物審査委員会) 修士論文審査結果・最終試験結果報告 修了判定 修士学位授与	研究科委員会 研究科委員会 修了式	(特定課題研究審査委員会) 特定課題研究審査結果・最終試験結果報告 修了判定 修士学位授与	研究科委員会 研究科委員会 修了式
備 考						

琉球大学大学院地域共創研究科における学位に関する細則

〔 令和 4 年 3 月 2 3 日
制 定 〕

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、琉球大学学位規則第 26 条の規定に基づき、琉球大学大学院地域共創研究科（以下「研究科」という。）における学位申請、学位論文審査、最終試験及び学位授与に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 修士課程

(学位申請の資格要件)

第 2 条 修士課程に在籍する学生で修士の学位（以下「学位」という。）を申請できる者は、琉球大学大学院地域共創研究科規程（以下「研究科規程」という。）第 18 条第 1 項に定める課程修了の要件を満たす見込みの者とする。

(修士論文コース及び特定課題コースの学位授与に係る成果物)

第 3 条 前条の規定に基づき、学位を申請しようとする者は、主指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を 1 月 16 日（9 月修了予定者については、7 月 25 日）までに研究科長に提出するものとする。提出にあたっては、成果物作成要領（別表）を参照する。

- (1) 学位論文・特定課題研究成果物審査願（様式第 1 号） 1 部
- (2) 学位論文・特定課題研究成果物（正本 1 部及び副本 2 部、またはそれらに準ずるもの）
- (3) 学位論文・特定課題研究成果物要旨（様式第 2 号） 3 部

2 各プログラム運営委員会は、前項の規定により申請を行った者ごとに修士成果物審査委員候補名簿（様式第 3 号）を作成し、研究科長に提出する。

(審査の付託)

第 4 条 研究科長は、受理した学位授与に係る成果物（以下「成果物」という）の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究科委員会は、成果物の審査を付託されたときは、成果物ごとに修士成果物審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、その審査を委嘱する。

(成果物の審査会)

第 5 条 審査会は、主査及び副査となる 3 人以上の研究科担当教員で構成する。

- 2 主査は主指導教員がこれを務め、当該成果物の審査を総括する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、必要があるときは、他研究科等の教員等に審査会の委員として協力を求めることができる。

(成果物審査の観点及び基準)

第 6 条 成果物の評価は、本学の大学院学習教育目標 URGCC-Advanced に掲げる「専門性」、「創造性」、「倫理性」の修得水準に関して別に定める審査の観点及び基準に則り、学位の分野等の特性に応じて行う。

(最終試験)

第 7 条 最終試験は、成果物の審査終了後、審査会が当該成果物の内容を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

- 2 最終試験は、学位論文等発表会（以下「発表会」という。）をもって代えることができる。
- 3 発表会は、原則として公開とし、各審査会がこれを主催する。発表会の日時及び場所は、開催 1 週間前までに主査がこれを公示する。
- 4 副査のうち一人が最終試験を総括する。

(審査結果の報告)

第8条 審査会は、成果物の審査及び最終試験の結果を、それぞれ様式第4号又は様式第5号により研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第9条 研究科委員会は、審査会の報告に基づき審議の上、学位授与の可否を議決する。

2 研究科長は、前項の結果を踏まえ、学位授与の可否を関連書類を添えて学長に報告しなければならない。

第3章 雑則

(退学者の扱い)

第10条 研究科を退学した者は、琉球大学大学院学則第34条の規定により再入学し、所定の課程を修了しなければ、課程修了による学位を授与しない。

(学位記の日付)

第11条 課程修了による学位記の日付は、学長が学位授与を決定した日とする。

(その他の定め)

第12条 この細則に定めるもののほか、研究科における学位授与に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月1日)

この細則は、令和5年2月1日から施行する。

様式第 1 号

主指導教員 認 印	
--------------	--

学位に係る成果物審査願

令和 年 月 日

琉球大学大学院
地域共創研究科長 殿

地域共創研究科
プログラム名
学 籍 番 号
氏 名 印

このたび、琉球大学大学院地域共創研究科における学位に関する細則第 3 条の規定に基づき、学位に係る成果物として、下記のとおり学位（修士）論文または特定課題研究成果物を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

学位論文または特定課題研究成果物の題目（名称）

--

様式第 2 号

学位に係る成果物の要旨

学位論文または特定課題研究成果物の題目（名称）

琉球大学大学院

地域共創研究科

プログラム名

学籍番号

氏 名

[illegible]

修士成果物審査委員候補名簿

No.	学籍 番号	氏名	在籍 状態	残り 在学 期間	主指導教員	成果物の題目			備考
						委員 1（主査）	委員 2	委員 3	
1									

様式第 4 号

琉球大学大学院
地域共創研究科委員会 殿

修士成果物審査委員会

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

学位に係る成果物の審査結果報告書

このたび、修士成果物審査委員会として、学位に係る成果物の審査を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学籍番号		学生氏名	
地域共創研究科		プログラム	主指導教員
成果物の 成績評価	学位成果物	合格	不合格
成果物の題目 (名称)			
審 査 要 旨			

様式第 5 号

琉球大学大学院
地域共創研究科委員会 殿

修士成果物審査委員会

主査 _____ 印

副査 _____ 印

副査 _____ 印

最終試験の結果報告書

このたび、修士成果物審査委員会として、最終試験を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学籍番号		学生氏名	
地域共創研究科		プログラム	主指導教員
成績評価	最終試験	合格	不合格
結果 要 旨			

琉球大学大学院地域共創研究科における修士成果物の審査の観点・基準

（令和 5 年 2 月 1 日）
制 定

この観点・基準は、琉球大学大学院地域共創研究科における学位に関する細則第 6 条の規定に基づき、学位授与に係る成果物（以下「成果物」という。）の審査観点及び基準を定める。

1. 成果物審査の観点

本研究科は成果物の審査の観点として、以下の 7 つの項目を設ける。

(1) 課題の質

以下の 3 つの細目を審査の観点とする。

① 普遍性

歴史的・文化的・社会的文脈に照らして普遍的に重要な課題である。

② 適時性

今日の様々な現場に携わる人びとが直面している重要な課題である。

③ 難易度

調査・分析に価する深みと広がりをも有する課題である。

(2) 学際性

以下の 3 つの細目を審査の観点とする。

① 包括性

設定した課題を解決するにあたって必要な専門領域を取り入れている。

② 分散性

活用した専門領域が極端に同質なのではなく多様性が確保されている。

③ 妥当性

活用した専門領域間で相互に意義ある関連性がある。

(3) 実現可能性

問題の解決に当たって実際の文脈に照らし合わせた実現可能性の検証がなされている。

(4) 分析

以下の 4 つの細目を審査の観点とする。

① 正確性

取り扱う情報の内容について正確に理解されている。

②評価

取り扱う情報の正確さ、妥当性、信頼性等について適切な評価がなされている。

③説得力

論理的に説得力のある議論である。

④明確性

議論の論理的展開が明確である。

(5)成果共有

以下の2つの細目を審査の観点とする。

①説得力

他分野の人も十分に納得しうる説得力のある表現である。

②明確性

多分野の人も十分に理解しうる明確な表現である。

(6)批評精神

以下の2つの細目を審査の観点とする。

①情報収集

偏りのない情報収集がなされている。

②客観性

自己の議論への反証に対する配慮がなされている。

(7)倫理性

以下の3つの細目を審査の観点とする。

①情報収集

社会調査等による情報収集にあたって倫理的配慮がなされている。

②分析

倫理上公正な情報分析がなされている。

③表現

表現する文言、ビジュアル、グラフ等において倫理上の配慮がなされている。

2. コースごとに重視すべき観点

修士論文コースの成果物と特定課題コースの成果物に対してはそれぞれ、1で設けた観点のうち、以下のものを重視した審査を行う。

(1)修士論文コースの成果物の審査

①必ず重視すべき観点

- 1. (1)「課題の質」のうち①「普遍性」、③「難易度」。
- 1. (4)「分析」の全細目。
- 1. (6)「批評精神」の全細目。
- 1. (7)「倫理性」の全細目。

②成果物や学位の分野等の特性に応じて重視を検討すべき観点

- 1. (1)「課題の質」のうち②「適時性」
- 1. (5)「成果共有」の全細目。

(2)特定課題コースの成果物の審査

①必ず重視すべき観点

- 1. (1)「課題の質」のうち②「適時性」
- 1. (2)「学際性」の全細目。
- 1. (3)「実現可能性」。
- 1. (4)「分析」の全細目。
- 1. (5)「成果共有」の全細目。
- 1. (7)「倫理性」の全細目。

②成果物や学位の分野等の特性に応じて重視を検討すべき観点

- 1. (1)「課題の質」のうち①「普遍性」。
- 1. (6)「批評精神」の全細目。

3. URGCC-Advanced 学習教育目標 3 項目と審査観点とのコースごとの対応

本研究科は、URGCC-Advanced 学習教育目標の 3 項目である「専門性」「創造性」「倫理性」を、下記のとおり、コースごとに上記の成果物審査観点と関連づけて具体化する。

(1)修士論文コース

①「専門性」

- 1. (1)「課題の質」①「普遍性」、同③「難易度」を構成要素とする。
さらに成果物や学位の分野等の特性に応じて、同②「適時性」も構成要素とする。

②「創造性」

- 1. (4)「分析」の全細目、1. (6)「批評精神」の全細目を構成要素とする。
さらに成果物や学位の分野等の特性に応じて、1. (5)「成果共有」の全細目も構成要素とする。

③「倫理性」

1. (6)「批評精神」の全細目、1. (7)「倫理性」の全細目を構成要素とする。

(2) 特定課題コース

①「専門性」

1. (1)「課題の質」②「適時性」、1. (2)「学際性」の全細目を構成要素とする。

さらに成果物や学位の分野等の特性に応じて、1. (1)①「普遍性」も構成要素とする。

②「創造性」

1. (2)「学際性」の全細目、1. (3)「実現可能性」、1. (4)「分析」の全細目、1. (5)「成果共有」の全細目を構成要素とする。

さらに成果物や学位の分野等の特性に応じて、1. (6)「批評精神」の全細目も構成要素とする。

③「倫理性」

1. (7)「倫理性」の全細目を構成要素とする。

さらに成果物や学位の分野等の特性に応じて、1. (6)「批評精神」の全細目も構成要素とする。

4. 審査の基準

成果物審査の上記各観点それぞれにおける評価基準は、各成果物の審査会が、その成果物や学位の分野等の特性に応じて設ける。

5. 観点・基準の改廃

この観点・基準の改廃は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

附 則

この観点・基準は、令和5年2月1日から実施する。

URGCC-Advanced 学習教育目標 3 項目と審査観点とのコースごとの対応

【修士論文コース】

【特定課題コース】

URGCC-A 学習目標	修士成果物審査の観点						URGCC-A 学習目標
専門性	課題の質	普遍性	歴史的・文化的・社会的文脈に照らして普遍的に重要な課題である。	普遍性	課題の質		専門性
		適時性	今日の様々な現場に携わる人々が直面している重要な課題である。	適時性			
		難易度	調査・分析に価する深みと広がりをも有する課題である。	難易度			
	学際性	包括性	設定した課題を解決するにあたって必要な専門領域を取り入れている。	包括性	学際性		
		分散性	活用した専門領域が極端に同質なものではなく多様性が確保されている。	分散性			
		妥当性	活用した専門領域間で相互に意義ある関連性がある。	妥当性			
	実現可能性	一	問題の解決に当たって実際の文脈に照らし合わせた実現可能性の検証がなされている。	一	実現可能性		
	分析	正確性	取り扱う情報の内容について正確に理解されている。	正確性	分析		創造性
		評価	取り扱う情報の正確さ、妥当性、信頼性等について適切な評価がなされている。	評価			
		説得力	論理的に説得力のある議論である。	説得力			
		明確性	議論の論理的展開が明確である。	明確性			
創造性	成果共有	説得力	他分野の人も十分に納得しうる説得力のある表現である。	説得力	成果共有		
		明確性	他分野の人も十分に理解できる明確な表現である。	明確性			
	批評精神	収集報	偏りのない情報収集がなされている。	収集報	批評精神		
		客観性	自己の議論の反証に対する配慮がなされている。	客観性			
倫理性	倫理性	収集報	社会調査等による情報収集にあたって倫理的配慮がなされている。	収集報	倫理性		倫理性
		分析	倫理上公正な情報分析がなされている。	分析			
		表現	表現する文言、ビジュアル、グラフ等において倫理上の配慮がなされている。	表現			

○琉球大学大学院地域共創研究科における長期履修制度実施要項

(令和4年3月23日制定)

改正 令和6年7月26日

(趣旨)

第1条 本要項は、琉球大学大学院地域共創研究科規程第6条第3項の規定に基づき、琉球大学大学院地域共創研究科における長期履修制度について定める。

(目的)

第2条 職業を有している等の事情により、標準修業年限(修士課程2年)では、大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象とし、事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することにより学位を取得できるようにするものである。

(出願資格)

第3条 長期履修学生の出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、最終学年次は、出願することができない。

(1) 職業を有する者

(2) 育児、出産、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者

(3) その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

(計画的履修)

第4条 長期履修を希望する者は、あらかじめ主指導教員(主指導教員が不明の場合はプログラム委員長等)に、長期履修の必要性、履修計画を相談し、その承諾を得なければならない。

(出願手続き)

第5条 長期履修の出願手続は、原則として次の各号に掲げる時期に長期履修申請書(様式1)及び長期履修計画書を提出するものとする。

(1) 新入学生は、入学手続期間内

(2) 在学生は、2月1日から2月末日まで

(履修期間)

第6条 長期履修学生の履修期間は、修士課程においては3年間又は4年間とする。なお、長期履修を認める期間は1年単位とする。

第6条の2 休学期間は、長期履修の修業年限に含めないものとする。ただし、標準修業年限を超えることはできない。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料は、国立大学法人琉球大学料金規程第2条第2項による。

例：長期履修学生の年間授業料＝通常の年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間の年数

(長期履修期間の延長)

第8条 長期履修期間の延長はできない。

(長期履修期間の短縮)

第9条 長期履修を必要とする理由が消滅し、長期履修期間を短縮する場合は、長期履修短縮願(様式2)により長期履修期間を短縮することができる。申請は最終修学年度でもできるが、短縮は年又は学期単位とする。

なお、短縮が認められた場合は、短縮にかかる授業料の差額を納入しなければならない。

(改廃)

第10条 この要項の改廃は、地域共創研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和6年7月26日)

この要項は、令和6年7月26日から実施する。

様式1

長期履修申請書

[別紙参照]

様式2

長期履修期間短縮願

[別紙参照]

長 期 履 修 期 間 短 縮 願

令和 年 月 日

地域共創研究科長 殿

地域共創研究科
_____プログラム
氏 名 _____ 印

下記のとおり、長期履修期間を短縮したいので許可願います。

記

学 籍 番 号			
入 学 年 月	令和	年	月
当初の修了年月	令和	年	月
当初の履修期間		年	か月
短縮後の修了年月	令和	年	月
短縮後の履修期間		年	か月
短縮理由(長期履修を必要としなくなった理由等)			
指 導 教 員 の 意 見			
	指 導 教 員 氏 名 _____ 印		

★長期履修計画書（修士課程）最大4年

氏名_____

長期履修の申請理由【

】

	1 年目		2 年目		3 年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修 科目						
選択 科目						
論文 作成						

	4 年目	
	前期	後期
必修 科目		
選択 科目		
論文 作成		

(記入例) (3年の長期履修を計画する場合)

★長期履修計画書(修士課程) 最大4年 氏名_____

長期履修の申請理由【 _____ 】

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修科目	〇〇特別演習Ⅰ			〇〇特別演習Ⅱ	〇〇特別演習Ⅲ	〇〇特別演習Ⅳ
選択科目	△△総論特論Ⅰ 〇〇学特論 □□研究Ⅰ	△△総論特論Ⅱ 〇〇学演習	◆◆総論特論 〇〇と〇〇分析特論	◆◆総論演習 〇〇と〇〇分析演習 □□研究Ⅱ	選択科目から2単位を履修	
論文作成	・作成テーマの決定 ・文献検索		・より詳細な文献検索 ・テーマ関連の調査		・調査結果の分析 ・補足調査、事例研究 ・原稿作成	

	4年目	
	前期	後期
必修科目		
選択科目		
論文作成		

○授業料免除について

経済的理由により授業料の納付が困難な者で、かつ、学業優秀と認められる者について、本人の申請により当該学期の納付を免除されることがある。

申請期間は、通常の場合 2 月中旬（前期分）、9 月上旬（後期分）頃であるが、具体的な期日及び申請関係資料等はその都度告示されるので留意すること。

沖縄県4大学（沖縄大学・沖縄国際大学・名桜大学・琉球大学） の人文社会科学系大学院間の単位互換に関する協定書

沖縄大学、沖縄国際大学、名桜大学および琉球大学は、相互の大学院規則に定めるところにより、大学院の学生を相互に派遣し、他大学院の授業科目を履修し単位を修得することを認めるに当たり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

（目的）

第1条 この制度は、沖縄大学（現代沖縄研究科）、沖縄国際大学（地域文化研究科・地域産業研究科・法学研究科）、名桜大学（国際文化研究科）および琉球大学（地域共創研究科）（以下「協定大学」という）の大学院間の相互の交流を促進し、学生の教育の充実・向上を図ることを目的とする。

（学生の受入れ）

第2条 協定大学に在学する学生が研究上の必要により、他の協定大学の大学院の授業科目の履修および単位の修得を希望するときは、当該科目を開設する協定大学の学長は希望する学生を受け入れることができる。

（学生の身分および呼称）

第3条 学生の身分および呼称は、学生を受け入れる大学（以下「受入大学」という）の定めるところによる。

（履修期間）

第4条 履修期間は、受入大学が指定した期間とする。

（授業料の徴収）

第5条 授業料は相互に不徴収とする。

（単位数および授業科目の範囲）

第6条 本協定により履修できる単位数は、10単位を上限とする。履修できる授業科目の範囲については別に定める。

（受入学生数）

第7条 受け入れる学生数は別に定める。

（学生の受入手続き）

第8条 学生の受入手続きについては別に定める

(成績の評価)

第9条 成績の評価については、受入大学の学生の場合と同一の基準・方法による。

(単位の取扱い)

第10条 履修した科目および単位の取扱いは、学生が所属する大学の定めるところによる。

(大学の施設の利用)

第11条 履修上必要な施設・設備（附属図書館、食堂等）の利用については、協定大学で可能な限り便宜を提供するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 本協定を円滑に実施するために、協定大学を代表する者より成る連絡会議を置く。

(覚書および実施要領)

第13条 連絡会議は、本協定による単位互換を円滑に実施するために、覚書を定める。

(協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は2年とする。但し、有効期間満了6か月前までに、協定大学のいずれかの大学が失効を申し出ない限り、さらに2年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の改正)

第15条 本協定内容の改正については、協定大学が協議の上行うものとする。

附 則

- 1 本協定は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 本協定の有効期間は、第14条の規定にかかわらず、平成19年10月1日施行から最初の期間は、平成21年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月28日）

- 1 本協定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に人文社会科学研究科博士前期課程に在学する者については、なお従前の例による。

沖縄県4大学（沖縄大学・沖縄国際大学・名桜大学・琉球大学）の 人文社会科学系大学院間の単位互換に関する協定書についての覚書

沖縄県4大学（沖縄大学・沖縄国際大学・名桜大学・琉球大学）の人文社会科学系大学院間の単位互換に関する協定を円滑に実施するため、以下の事項を定める。

（授業科目の範囲）

第1 原則として全開講科目を単位互換の対象とする。ただし、次の科目は互換科目から除く。

- （1） 修士論文作成を指導する科目
- （2） 実験設備等で受入れの人数が制約される科目
- （3） 担当教員または各大学の事情により協定大学の学生を受け入れることが適切ではないと認めた科目

（受入学生数）

第2 受入学生数は、科目ごとに受入大学の担当教員が定める。

（単位互換科目の例外）

第3 科目提供大学の学生に該当科目の履修希望者がいない場合は、他の協定大学の学生に履修希望者がいても、当該科目は単位互換の対象科目としない。

（履修開始の時期）

第4 学生が、所属する大学以外の協定大学で履修を開始する年次・時期は、所属する大学に委ねる。

（受入手続き）

第5 受入手続きに関しては、別途定める。

（保険の加入）

第6 単位互換を希望する学生は、所属する大学が指定した保険に加入するように努める。

（連絡会議・幹事校）

第7 連絡会議に幹事校を置く。幹事校は輪番制で担当し、任期は1年とする。

- 2 幹事校は協定実施のために必要な連絡調整を行う。
- 3 幹事校は必要と認めたとき、連絡会議を開くことができる。

(覚書の有効期間)

第8 覚書の有効期間は2年とする。但し、有効期間満了6か月前までに、協定大学のいずれかの大学が失効を申し出ない限り、さらに2年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9 その他実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本覚書は、平成19年10月1日から実施する。
- 2 本覚書の有効期間は、第14条の規定にかかわらず、平成19年10月1日施行から最初の期間は、平成21年3月31日までとする。
- 3 平成19年度の幹事校の任期は、第7の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

特別聴講学生・特別科目等履修生の受入手続

「沖縄県4大学（沖縄大学・沖縄国際大学・名桜大学・琉球大学）の人文社会科学系大学院間の単位互換に関する協定書についての覚書」第5による学生受入れ手続を次のように定める。

1) 事前調整

特別聴講学生（沖縄国際大学・名桜大学・琉球大学）・特別科目等履修生（沖縄大学）は、自分の指導教員と相談し指導を受けた上で、受入大学の授業科目担当教員に、受講希望を伝え内諾を得る。

2) 登録の手続き

特別聴講学生・特別科目等履修生は、受入大学の手続に従い登録を行う。その際、学生証を提示し、協定に基づく特別聴講学生であることを示す。登録の取消しは認めない。

3) 単位取得の報告

特別聴講学生・特別科目等履修生は、所属大学の定める期日以内に、受入大学から、単位取得証明書（学業成績表）など、科目名、単位数、成績などが記された証明書の交付を受け、所属大学に提出する。

4) 単位等の認定

学生の所属大学の定める手続によって、単位等を認定する。

龍谷大学大学院政策学研究科、琉球大学大学院地域共創研究科及び 京都文教大学大学院臨床心理学研究科との間における単位互換に関する協定書

龍谷大学大学院政策学研究科（以下「甲」という。）、琉球大学大学院地域共創研究科（以下「乙」という。）及び京都文教大学大学院臨床心理学研究科（以下「丙」という。）は、人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業におけるソーシャル・イノベーション人材養成プログラム資格制度の充実と相互の教育・研究活動の連携・協力関係の進展を目指して、甲、乙及び丙が相互に学生を派遣し、授業科目の履修及び単位の修得をさせるにあたり、以下に定める事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

（派遣と受入れ）

第 1 条 甲、乙及び丙は、ソーシャル・イノベーション・デザイナーの取得を目指し、授業科目の履修及び単位の修得を希望する学生を相互に派遣し、受け入れる。

（学生の身分）

第 2 条 前条の規定により受け入れる学生（以下「受入学生」という。）の身分は、学生を受け入れる大学院（以下「受入大学院」という。）の定めるところによる。

（履修期間）

第 3 条 受入学生の履修期間は、受入大学院が指定した期間とする。

（授業科目及び単位数）

第 4 条 受入学生が、受入大学院で履修することができる授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

- （1）履修できる授業科目は、受入大学院が定めるところによる。
- （2）修得できる単位数は、学生が所属する大学院の定めるところによる。

（受入学生数）

第 5 条 受け入れる学生数は、授業科目ごとに甲、乙及び丙において各々定める。

（受入手続）

第 6 条 学生の受入手続きは、次のとおりとする。

- （1）甲、乙又は丙の授業科目の履修を希望する学生は、所定の期日までに出願書類を学生が所属する研究科に提出する。
- （2）受入大学院は、必要に応じて選考を行い、受入学生を決定する。
- （3）受入大学院は、選考の結果を、学生が所属する大学院を通じて当該学生に通知する。

（履修方法）

第 7 条 履修方法については、受入大学院の定めるところによる。

（成績評価）

第 8 条 受入学生の成績評価は、次のとおりとする。

- （1）受入学生の成績評価については、すべて素点（0点～100点）評価とし、60点以上を合格点とする。

- (2) 受入大学院は、受入学生が履修した授業科目の成績評価及び単位授与の結果を、所定の期日までに、学生の所属する大学院に通知する。

(授業料等)

第9条 授業料等については、次のとおりとする。

- (1) 甲、乙及び丙は、受入学生の審査料、入学料及び授業料等を徴収しない。
- (2) 演習、実習等で特別に要する費用については、その実費を受講生から徴収することができる。ただし、学生が所属する大学院において、所属する学生に補助を行うことは妨げない。

(単位互換資格の取消)

第10条 受入学生が、履修期間中に、甲、乙又は丙の大学院学則その他諸規則に違反したとき、又は修学状況が思わしくないときは、受入大学院と学生が所属する大学院が協議のうえ、その資格を取り消すことができる。

(施設の利用)

第11条 履修上必要な施設・設備の利用については、受入大学院の定めるところによる。

(協定の有効期間等)

第12条 本協定の有効期間は、2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの5年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに、甲、乙及び丙のいずれから本協定を終了する旨の書面による申出がなされない場合は、同一条件にてさらに5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 その他の事項については、次のとおりとする。

- (1) 本協定書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙丙誠意をもって協議・解決を図るものとする。
- (2) その他実施に必要な事項は、各大学院で別に定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025（令和7）年1月20日

甲

京都府京都市伏見区深草塚本町6-7

龍谷大学長

入澤 崇

乙

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学長

西田 睦

丙

京都府宇治市槇島町千足8-0

京都文教大学長

森 正美

ソーシャル・イノベーション人材養成プログラムにおける キャップストーン科目の共同開講に関する協定書

龍谷大学大学院政策学研究科（以下「甲」という。）、琉球大学大学院地域共創研究科（以下「乙」という。）及び京都文教大学大学院臨床心理学研究科（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙の連携事業であるソーシャル・イノベーション人材養成プログラム（以下「本プログラム」という。）におけるキャップストーン科目（以下「本科目」という。）の共同開講について、次のとおり協定を締結する。

（授業科目）

第1条 甲、乙及び丙は、本プログラムの科目担当教員を配置し、甲、乙及び丙合同で本科目を共同開講する。なお、シラバスについては甲、乙及び丙合同で作成し、各大学院において公開する。

（履修）

第2条 学生は、所属する大学院において開講する本科目を履修する。本科目の詳細については、別途シラバスに定める。

（授業科目の開講）

第3条 甲、乙及び丙において自大学院の受講生がいない場合でも、その他大学院の受講生がいる場合は、本科目を開講する。

（費用等）

第4条 実習等で特別に要する費用については、その実費を受講生から徴収する。ただし、学生が所属する大学院において、所属する学生に補助を行うことは妨げない。

（協定の有効期間等）

第5条 本協定の有効期間は、2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの5年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに、甲、乙及び丙のいずれから本協定を終了する旨の書面による申出がなされない場合は、同一条件にてさらに5年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙丙誠意をもって協議・解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025（令和7）年1月20日

甲

京都府京都市伏見区深草塚本町6-7

龍谷大学長

入澤 崇

乙

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学長

西田 睦

丙

京都府宇治市槇島町千足80

京都文教大学長

森 正美

○琉球大学大学院における成績評価不服申立に関する申合せ

(平成 29 年 1 月 23 日大学院委員会)

改正 平成 30 年 1 月 5 日 令和 3 年 8 月 4 日

令和 4 年 11 月 25 日 令和 5 年 10 月 18 日

第 1 条 この申合せは、琉球大学大学院における成績評価不服申立に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 学生は、当該学期(学期の前半及び後半を含む。)の成績評価に疑問がある場合、原則として成績開示日から 10 日を経過する日まで(ただし、土日祝日を除く。)に成績評価確認願(様式 1)を当該研究科事務部(以下「事務部」という。)に提出する。

2 事務部は、成績評価確認願を受理した場合、速やかに科目担当教員に送付する。

第 3 条 科目担当教員は、学生からの成績評価に関する申し出又は事務部からの成績評価確認願受理後 5 日以内(ただし、土日祝日を除く。)に事務部に回答する。

2 事務部は、科目担当教員から成績評価の回答があった場合、当該回答書の内容を当該研究科長へ確認のうえ、速やかに当該学生に通知する。

3 前項の規定によらず、研究科長が該当の科目担当である場合等、研究科長が回答の確認を行うことが相応しくない場合にあっては、研究科長が指名する者が回答の確認を行う。

第 4 条 学生は、科目担当教員の回答に不服がある場合、回答を得た日から 5 日以内(ただし、土日祝日を除く。)に、当該研究科長に成績評価不服申立書(様式 2)を提出する。

第 5 条 研究科長は、学生からの成績評価不服申立に対し、速やかに研究科委員会(医学研究科にあっては教授会。以下「研究科委員会等」という。)又は研究科委員会等の下に置かれる審査委員会等で審査し、その結果を最終結果として当該学生及び科目担当教員に通知する。

第 6 条 成績開示日は学年暦で定めるところによる。ただし、9 月及び 3 月修了対象者に係る成績開示日及び成績評価不服申立期間については、研究科委員会等で別に定める。

第 7 条 この申合せに定めるもののほか、成績評価不服申立の実施に関し必要な事項は、研究科委員会等が別に定めることができる。

第 8 条 この申合せの改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この申合せは、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。

2 第 2 条の規定に関わらず、学生は、平成 28 年度後学期の成績評価に疑問がある場合、平成 29 年 4 月 10 日までに科目担当教員へ申し出ることができるものとする。

附 則(平成 30 年 1 月 5 日)

この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 3 年 8 月 4 日)

この申合せは、令和 3 年 8 月 4 日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 11 月 25 日)

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 10 月 18 日)

この申合せは、令和 5 年 10 月 18 日から実施し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

(様式1)

年 月 日

成績評価確認願

研 究 科 長 殿

研究科

専 攻

年次

学籍番号

氏名

年度 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

記

科目番号 科目名 組

担当教員

理 由

※ 学生は、この様式を研究科の事務部に提出してください。

教 員 回 答 欄 (該当番号に○)

年 月 日

担当教員名 印

1. 現成績評価のとおり

2. 右記のとおり評価を訂正します。

評価 () 評点 ()

回答理由

※ 担当教員は、「教員回答欄」を記入の上、この様式を事務部に提出してください。

(様式2)

年 月 日

成績評価不服申立書

研究科長 殿

研究科

専攻

年次

学籍番号

氏名

年度 学期下記科目の担当教員による「成績評価確認願」の回答に対しては
下記理由により納得できませんので不服申立てを行います。

科目番号		科目名		組	
担当教員				評価	
成績評価不服理由(成績評価及び科目担当教員の回答について具体的に記入してください)					

※ 学生は、この様式を研究科の事務部に提出してください。

琉球大学大学院授業料未納による除籍に関する申合せ

平成29年12月20日
制 定

この申合せは、琉球大学大学院学則第39条第3項の規定に基づき、同条第1項第7号の規定（授業料未納による除籍）の運用に関し、必要な事項を定める。

- 1 授業料未納による除籍の場合は、当該学期の授業科目の登録を取り消し、単位の修得を認めない。研究生にあつては当該期間を研究期間と認めない。
- 2 修了に要する最終学年の学生で、9月修了予定者にあつては8月末日までに、3月修了予定者にあつては2月末日までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
- 3 修了に要する最終学年とは、修了に必要でかつ十分な科目及び単位の登録を完了した者（年度当初に修了の意思があつたものの、履修登録において過誤があつた場合又は前提科目が未履修のため当該科目を登録できないと当該研究科長が認めた場合を含む。）の属する学年をいう。
- 4 修了に要する最終学年を除く学生で、前学期は9月末日までに、後学期は3月末日までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
- 5 研究生にあつては、在学予定期間末日の1か月前（ただし、在学期間が6か月以上あるときは、入学後6か月以内）までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
- 6 授業料未納により除籍された者は、次学期の再入学を認めない。
- 7 この申合せの改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則（平成29年12月20日）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

第 2 章

諸規程・規則等

琉球大学大学院地域共創研究科規程

（令和4年3月23日）
制 定

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第29条第4項の規定に基づき、琉球大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学大学院地域共創研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

（教育研究上の目的）

第2条 本研究科は、現代の地域社会及びグローバル社会の直面する多様な課題を俯瞰的に理解し、地域が今日直面する課題を解決するための具体的な方法を、それぞれが立脚する専門的見地から究明し、その解決に向けて主体的に思考し行動できる実践力と高い研究倫理観を有する高度専門職業人を養成することを目的とする。

（教育プログラム）

第3条 本研究科の地域共創専攻に、次の教育プログラムを置く。

公共社会プログラム
経済経営プログラム
言語表象プログラム
文化・環境プログラム
臨床心理プログラム

（指導教員）

第4条 学生の研究、論文の指導（以下「研究指導」という。）及びメンタル・サポートのため、学生ごとに複数の指導教員（主指導教員及び副指導教員）を置く。

- 2 主指導教員は、研究指導の資格を有する専任の教授又は准教授をもって充て、副指導教員は専任の教員をもって充てる。
- 3 主指導教員は、学生の研究指導、履修指導及び生活指導を行い、副指導教員は主指導教員と協力し、学生の求めに応じて履修指導及び生活指導を行う。
- 4 主指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て変更を認めることができる。
- 5 副指導教員の変更は、当該学生、主指導教員及び副指導教員予定者の同意があるときは、これを認めることができる。

（他の大学院の授業科目の履修）

第5条 主指導教員が必要と認めたときは、大学院学則第17条の定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 主指導教員が必要と認めたときは、他の研究科の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 3 第1項及び第2項の定めるところにより履修した授業科目は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で第10条第1項又は第2項に定める選択科目の単位に含めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定による計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第12条に定める在学期間を超えることはできない。

3 長期履修の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 教育上有益と認めるときは、大学院学則第19条に定めるところにより、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(授業科目等)

第8条 本研究科における授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

(教育方法)

第9条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 本研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第10条 本研究科の学生(臨床心理プログラムの学生を除く。)は、学位論文を選択する者にあつては、必修科目12単位、選択科目18単位以上合計30単位以上を、特定課題研究を選択する者にあつては、必修科目12単位、選択科目22単位以上合計34単位以上を修得しなければならない。

2 臨床心理プログラムの学生は、学位論文による履修方法のみとし、必修科目30単位、選択科目10単位以上合計40単位以上を修得しなければならない。

(履修手続)

第11条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の初めに、当該授業科目を担当する教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。

(研究課題)

第12条 学生は、入学後所定の期日までに、主指導教員の承認を得て研究課題を定め、研究科長に届け出なければならない。

(成績評価基準等の明示)

第13条 授業科目等の計画、方法、内容、成績評価基準等は、学生に対し、学期の初めに明示する。

(他の大学院等における研究指導)

第14条 学生は、研究科委員会の承認を得て、大学院学則第25条の定めるところにより、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(単位の認定)

第15条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第16条 成績の評価は定期試験の成績、授業での発言、課題への取り組み等を考慮して行う。ただし、平常の学修活動の評価をもって定期試験に代えることができる。

2 試験又は研究報告の成績評価は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。なお、成績評価の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	評 語	評 点 (100 点満点中)	評価の内容
合格	A	90 点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80 点以上 90 点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成している。
	D	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60 点未満	到達目標を達成していない。

3 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、別に定める基準により、合格又は不合格で判定する。

(学位論文又は特定課題研究及び最終試験)

第17条 学位論文又は特定課題研究を提出し最終試験を受けることができる者は、本研究科に2年以上在学し、第10条第1項（臨床心理プログラムにおいては同条第2項）に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学生は、所定の期日までに、主指導教員の承認を得て学位論文又は特定課題研究を研究科長に提出しなければならない。

3 学位論文又は特定課題研究の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(本研究科の修了要件)

第18条 修了要件は、本研究科に2年以上在学し、第10条第1項（臨床心理プログラムにおいては同条第2項）に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定課題研究の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第19条 本研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第20条 本研究科において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(科目等履修生)

第21条 本研究科の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

(研究生)

第22条 本研究科の研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の課程に在学する者又は修士の学位に相当する学位を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 本研究科に令和6年3月31日に在学していた者については、改正後の第8条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月26日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に令和7年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

別 表

(地域共創研究科地域共創専攻 公共社会プログラム)

科目区分		授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		履修コース区分 (注1、注2)		備考
				必修	選択	A、B、C	D	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー	1前	1				
		地域共創入門	1 前	1				
	専攻基礎科目	公共社会基礎	1前		1			
		経済経営基礎	1前		1※			
		言語表象基礎	1前		1※			
		文化・環境基礎	1前		1※			
	※これらから1単位以上履修							
	共通選択	協働実践	1後		2			
		地域公共フィールドワーク実践演習	1・2通年		4			
		政策形成実践演習	1・2後		2			
		ソーシャル・イノベーション入門	1・2後		2			
		ソーシャル・イノベーション実践演習	1・2通年		4			
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	1前	2				
		地域共創特別演習Ⅱ	1後	2				
		地域共創特別演習Ⅲ	2前	2				
		地域共創特別演習Ⅳ	2後	2				
プログラム専門科目	法科目群	行政法A	1・2前		2	◎	◎	修了に必要な履修単位数 ＜修士論文を選択する者＞ 専攻共通科目（必修科目） 学際融合基礎科目 2単位 専攻基礎科目 2単位以上 特別演習 8単位 計 12単位以上 プログラム専門科目 自プログラムの専門科目から12単位以上（最低2科目群からそれぞれ2単位以上） 自プログラム含む専攻内全科目から6単位以上 （※プログラム専門科目の履修にあたっては注1、注2を参照すること。） 計 18単位以上 合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
		行政法B	1・2後		2	◎	◎	
		社会保障法特論A	1・2前		2	◎	◎	
		社会保障法特論B	1・2後		2	◎	◎	
		社会保障法特論C	1・2後		2	◎	◎	
		労働法A	1・2前		2	◎	◎	
		労働法B	1・2後		2	◎	◎	
		労働法C	1・2前		2	◎	◎	
		労働法D	1・2後		2	◎	◎	
		民事訴訟法特論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	
		民事訴訟法特論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	
		倒産処理法特論	1・2前		2	◎	◎	
		民事執行法特論	1・2後		2	◎	◎	
		商法特論A	1・2前		2	◎	◎	
		商法特論B	1・2後		2	◎	◎	
		刑事政策Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	
		刑事政策Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	
		家族法Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	
		家族法Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	
	政治・平和科目群	文化研究A	1・2前		2	◎	◎	
		文化研究B	1・2後		2	◎	◎	
		地域研究A	1・2前		2	◎	◎	
		地域研究B	1・2後		2	◎	◎	
		社会運動論A	1・2前		2	○	○	
		社会運動論B	1・2後		2	○	○	
		国際政治学A	1・2前		2	○	○	
		国際政治学B	1・2後		2	○	○	
		国際関係史A	1・2前		2	◎	◎	
		国際関係史B	1・2後		2	◎	◎	
		東アジア国際関係論A	1・2前		2	○	○	
		東アジア国際関係論B	1・2後		2	○	○	
		比較政治学A	1・2前		2	◎	◎	
		比較政治学B	1・2後		2	◎	◎	
		福祉国家論A	1・2前		2	◎	◎	
		福祉国家論B	1・2後		2	◎	◎	
		現代政治分析A	1・2前		2	◎	◎	
		現代政治分析B	1・2後		2	◎	◎	
		行政学A	1・2前		2	◎	◎	
		行政学B	1・2後		2	◎	◎	
		地方自治論A	1・2前		2	○	○	
		地方自治論B	1・2後		2	○	○	

(地域共創研究科地域共創専攻 公共社会プログラム)

科目区分		授業科目	授業を 行う年次	必修、選択の別 及び単位数		履修コース区分 (注1、注2)				備考
				必修	選択	A、B、C		D		
		公的イノベーション論A	1・2前		2	○		○		注1．履修にあたっては、履修 コース別区分欄から選択するこ レ A：法学コース B：政治学・平和学コース C：社会学・社会福祉学コース D：身体健康・運動コース 注2．◎選択必修科目、○選択科 目
		公的イノベーション論B	1・2後		2	○		○		
		刑事人権論Ⅰ	1・2前		2	◎		◎		
		刑事人権論Ⅱ	1・2後		2	◎		◎		
		沖縄戦後刑法史Ⅰ	1・2前		2	◎		◎		
		沖縄戦後刑法史Ⅱ	1・2後		2	◎		◎		
		現代沖縄史	1・2前		2	◎		◎		
		自治研究	1・2後		2	◎		◎		
		沖縄政治行政研究Ⅰ	1・2前		2	◎		◎		
		沖縄政治行政研究Ⅱ	1・2後		2	◎		◎		
		平和教育学Ⅰ	1・2前		2	◎		◎		
		平和教育学Ⅱ	1・2後		2	◎		◎		
		地域学習論Ⅰ	1・2前		2	◎		◎		
		地域学習論Ⅱ	1・2後		2	◎		◎		
社会・社会福祉科目群	持続社会支援論A	1・2前		2	◎	2 単 位 以 上	○	12 単 位 以 上		
	持続社会支援論B	1・2後		2	◎		○			
	観光地域社会学	1・2後		2	◎		○			
	労働社会学A	1・2前		2	◎		○			
	労働社会学B	1・2後		2	◎		○			
	比較社会学A	1・2前		2	○		○			
	比較社会学B	1・2後		2	○		○			
	運動指導支援特論Ⅰ	1・2前		2	◎		◎			
	運動指導支援特論Ⅱ	1・2後		2	◎		◎			
	身体発達科学特論Ⅰ	1・2前		2	◎		◎			
	身体発達科学特論Ⅱ	1・2後		2	◎		◎			
	健康心理・行動学特論Ⅰ	1・2前		2	◎		◎			
	健康心理・行動学特論Ⅱ	1・2後		2	◎		◎			
	運動学習支援特論Ⅰ	1・2前		2	◎		◎			
	運動学習支援特論Ⅱ	1・2後		2	◎		◎			
	健康文化論	1・2後		2	◎		◎			
	身体運動科学特論Ⅰ	1・2前		2	◎		◎			
	身体運動科学特論Ⅱ	1・2後		2	◎		◎			
	身体文化論	1・2前		2	◎		◎			

別 表

(地域共創研究科地域共創専攻 経済経営プログラム)

科目区分		授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		履修方法	備考
				必修	選択	◎選択必修	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1前 1 前	1 1			修了に必要な履修単位数 ＜修士論文を選択する者＞ 専攻共通科目（必修科目） 学際融合基礎科目 2単位 専攻基礎科目 2単位以上 特別演習 8単位 計 12単位以上
	専攻基礎科目	公共社会基礎 経済経営基礎 言語表象基礎 文化・環境基礎	1前 1前 1前 1前 ※これらから1単位以上履修		1※ 1 1※ 1※		
	共通選択	協働実践 地域公共フィールドワーク実践演習 政策形成実践演習 ソーシャル・イノベーション入門 ソーシャル・イノベーション実践演習	1後 1・2通年 1・2後 1・2後 1・2通年		2 4 2 2 4		
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ 地域共創特別演習Ⅱ 地域共創特別演習Ⅲ 地域共創特別演習Ⅳ	1前 1後 2前 2後	2 2 2 2			
プログラム専門科目	経済科目群	ミクロ経済学	1・2前		2	◎	プログラム専門科目 自プログラムの専門科目から12単位以上（最低2科目群からそれぞれ2単位以上） 自プログラム含む専攻内全科目から6単位以上 計 18単位以上 合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。 ＜特定課題研究を選択する者＞ 必修科目 学際融合基礎科目 2単位 専攻基礎科目 2単位以上 特別演習 8単位 計 12単位以上 プログラム専門科目 22単位以上 合計34単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定課題研究の審査及び最終試験に合格すること。
		マクロ経済学	1・2前		2	◎	
		マクロ経済分析	1・2後		2	◎	
		統計学特論	1・2前		2	◎	
		計量経済学特論	1・2後		2	◎	
		データサイエンス特論	1・2前		2	◎	
		財政学特論	1・2前		2	◎	
		地方財政論特論	1・2後		2	◎	
		金融論特論	1・2前		2	◎	
		現代貨幣理論	1・2後		2	◎	
		国際経済政策特論	1・2前		2	◎	
		国際経済政策演習	1・2後		2	◎	
		経済システムと政策分析特論	1・2前		2	◎	
		経済システムと政策分析演習	1・2後		2	◎	
		社会政策特論	1・2前又は後		2	◎	
		社会政策演習	1・2後		2	◎	
		現代社会システム理論特論	1・2前		2	◎	
		現代社会システム理論演習	1・2後		2	◎	
		日本経済史特論	1・2前		2	◎	
		日本経済史演習	1・2後		2	◎	
		環境経済学特論A	1・2前		2	◎	
		環境経済学特論B	1・2後		2	◎	
		大学組織特論	1・2前		2	◎	
		大学教育マネジメント特論	1・2後		2	◎	
		実践社会政策特論	1前		2	◎	
		AI特論	1・2前		2	○	
		都市経済学特論	1・2前		2	○	

(地域共創研究科地域共創専攻 経済経営プログラム)

科目区分		授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		履修方法	備考
				必修	選択	◎選択必修	
	経営科目群	ファイナンス論基礎	1・2前		2	◎	2単位以上
		ファイナンス論応用	1・2後		2	◎	
		現代会計論	1・2前		2	◎	
		会計システム論	1・2後		2	◎	
		サプライチェーン・マネジメント	1・2前		2	◎	
		日本流通特論	1・2後		2	◎	
		人的資源管理特論	1・2後		2	◎	
		組織行動特論	1・2前		2	◎	
		マーケティング研究	1・2前		2	◎	
		マーケティング・コミュニケーション研究	1・2前		2	◎	
		イノベーション・マネジメント	1・2前		2	○	
		中小企業経営研究	1・2前		2	○	
	観光産業科目群	Sustainable Destination Management I	1・2前		2	◎	2単位以上
		Sustainable Destination Management II	1・2後		2	◎	
		観光統計・経済論 I	1・2前		2	◎	
		観光統計・経済論 II	1・2後		2	◎	

別 表

(地域共創研究科地域共創専攻 言語表象プログラム)

科目区分		授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		履修コース区分 (注1、注2)				備考
				必修	選択	E 人間社会研究	F 言語総合研究	G 異文化表象研究	H 多文化日本語研究	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1前 1 前	1 1						
	専攻基礎科目	公共社会基礎	1前		1※					
		経済経営基礎	1前		1※					
		言語表象基礎	1前		1					
		文化・環境基礎	1前		1※					
	※これらから1単位以上履修									
	共通選択	協働実践	1後		2					
		地域公共フィールドワーク実践演習	1・2通年		4					
		政策形成実践演習	1・2後		2					
		ソーシャル・イノベーション入門	1・2後		2					
		ソーシャル・イノベーション実践演習	1・2通年		4					
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	1前	2						
		地域共創特別演習Ⅱ	1後	2						
		地域共創特別演習Ⅲ	2前	2						
		地域共創特別演習Ⅳ	2後	2						
プログラム専門科目	人間学科目群	教育人間学・社会学A	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	修了に必要な履修単位数 ＜修士論文を選択する者＞ 専攻共通科目（必修科目） 学際融合基礎科目 2単位 専攻基礎科目 2単位以上 特別演習 8単位 計 12単位以上
		教育人間学・社会学B	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		教育人間学・社会学C	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		教育人間学・社会学D	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		哲学的人間学A	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		哲学的人間学B	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		哲学的人間学C	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		哲学的人間学D	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		倫理学A	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		倫理学B	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		倫理学C	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		倫理学D	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		理論哲学A	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		理論哲学B	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		実践哲学A	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		実践哲学B	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		英米実践哲学Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		英米実践哲学Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
	超域文化表象科目群	環境文学Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	プログラム専門科目 自プログラムの専門科目から12単位以上（最低2科目群からそれぞれ2単位以上） 自プログラム含む専攻内全科目から6単位以上 〔 ※プログラム専門科目の履修にあたっては注1～注2を参照すること。〕 計 18単位以上 合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
		環境文学Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		アメリカ研究A	1・2前		2	◎	◎	◎	◎	
		アメリカ研究B	1・2後		2	◎	◎	◎	◎	
		ヘルス・ヒューマニティーズ	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		医学と文学	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		比較文学Ⅰ	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		比較文学Ⅱ	1・2後		2	◎	○	○	◎	
	言語コミュニケーション科目群	クリエイティブ・エリア・スタディーズ	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		ソーシャルリー・エンゲイジド・アート	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		音韻論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	○	＜特定課題研究を選択する者＞ 必修科目 学際融合基礎科目 2単位 専攻基礎科目 2単位以上 特別演習 8単位 計 12単位以上 プログラム専門科目 22単位以上 合計34単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定課題研究の審査及び最終試験に合格すること。 注1．履修に当たっては、履修コース別区分欄から選択すること。 E：人間社会研究コース F：言語総合研究コース G：異文化表象研究コース H：多文化日本語研究コース 注2．◎選択必修科目、○選択科目
		音韻論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	○	
		比較文法特論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	○	
		比較文法特論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	○	
		コミュニケーション研究特論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	○	
		コミュニケーション研究特論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	○	
		英語教育リサーチ論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	○	
		英語教育リサーチ論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	○	
		意味論研究Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	○	
		意味論研究Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	○	
		英語教育のための応用言語学Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	○	
		英語教育のための応用言語学Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	○	
		批判的談話研究特論A	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		批判的談話研究特論B	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		比較方言学特論A	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		比較方言学特論B	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		日本語教育学特論A	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		日本語教育学特論B	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		図書館情報メディア特論A	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		図書館情報メディア特論B	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		言語教育学特論	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		言語教育学演習	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		多言語多文化教育特論Ⅰ	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		多言語多文化教育特論Ⅱ	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		中国語教育学特論Ⅰ	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		中国語教育学特論Ⅱ	1・2後		2	◎	○	○	◎	
		言語教育における質的研究Ⅰ	1・2前		2	◎	○	○	◎	
		言語教育における質的研究Ⅱ	1・2後		2	◎	○	○	◎	

別 表

(地域共創研究科地域共創専攻 文化・環境プログラム)

科目区分		授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		履修コース区分 (注1、注2)			備考
				必修	選択	I 歴史文化	J 日本アジア文学	K 島嶼社会環境	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー	1前	1					
		地域共創入門	1前	1					
	専攻基礎科目	公共社会基礎	1前		1※				
		経済経営基礎	1前		1※				
		言語表象基礎	1前		1※				
		文化・環境基礎	1前		1				
			※これらから1単位以上履修						
	共通選択	協働実践	1後		2				
		地域公共フィールドワーク実践演習	1・2通年		4				
		政策形成実践演習	1・2後		2				
ソーシャル・イノベーション入門		1・2後		2					
ソーシャル・イノベーション実践演習		1・2通年		4					
特別演習	地域共創特別演習Ⅰ	1前	2						
	地域共創特別演習Ⅱ	1後	2						
	地域共創特別演習Ⅲ	2前	2						
	地域共創特別演習Ⅳ	2後	2						
プログラム専門科目	歴史・人類科目群	東洋史学A	1・2前		2	◎	◎	◎	修了に必要な履修単位数 ＜修士論文を選択する者＞ 専攻共通科目（必修科目） 学際融合基礎科目 2単位 専攻基礎科目 2単位以上 特別演習 8単位 計 12単位以上 プログラム専門科目 自プログラムの専門科目から12 単位以上（最低2科目群からそれぞれ2単位以上） 自プログラム含む専攻内全科目から6単位以上 （※プログラム専門科目の履修にあたっては注1、注2を参照すること。） 計 18単位以上 合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
		東洋史学B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		歴史学A（東アジア近代）	1・2前		2	◎	◎	◎	
		歴史学B（東アジア近代）	1・2後		2	◎	◎	◎	
		アジア史A	1・2前		2	○	○	○	
		アジア史B	1・2後		2	○	○	○	
		西洋史学A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		西洋史学B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		史料学研究Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	
		史料学研究Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	
		文化人類学A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		文化人類学B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		東アジア社会人類学A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		東アジア社会人類学B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		物質交流史論A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		物質交流史論B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		考古学A	1・2前		2	○	○	○	
		考古学B	1・2後		2	○	○	○	
		民俗学A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		民俗学B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		現地研究Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎	
		現地研究Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎	
		形質人類学A	1・2前		2	○	◎	◎	
	形質人類学B	1・2後		2	○	◎	◎		
	琉球アジア文化科目群	近現代沖縄政治社会史特論Ⅰ	1・2前		2	◎	○	◎	計 18単位以上 ＜特定課題研究を選択する者＞ 必修科目 学際融合基礎科目 2単位 専攻基礎科目 2単位以上 特別演習 8単位 計 12単位以上 プログラム専門科目 22単位以上
		近現代沖縄政治社会史特論Ⅱ	1・2後		2	◎	○	◎	
		沖縄近現代史特論Ⅰ	1・2前		2	◎	○	◎	
		沖縄近現代史特論Ⅱ	1・2後		2	◎	○	◎	
		琉球民俗学特論Ⅰ	1・2前		2	◎	○	◎	
		琉球民俗学特論Ⅱ	1・2後		2	◎	○	◎	
		中琉関係史特論Ⅰ	1・2前		2	◎	○	◎	
		中琉関係史特論Ⅱ	1・2後		2	◎	○	◎	
		日本近代文学特論A	1・2前		2	◎	◎	◎	
日本近代文学特論B		1・2後		2	◎	◎	◎		
琉球方言学特論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎			
琉球方言学特論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎			
琉球文学特論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎			
琉球文学特論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎			
地域言語文化特論Ⅰ	1・2前		2	◎	◎	◎			
地域言語文化特論Ⅱ	1・2後		2	◎	◎	◎			
朝鮮文学特論Ⅰ	1・2前		2	◎	○	◎			
朝鮮文学特論Ⅱ	1・2後		2	◎	○	◎			
琉球近世史特論Ⅰ	1・2前		2	○	○	○			
琉球近世史特論Ⅱ	1・2後		2	○	○	○			

(地域共創研究科地域共創専攻 文化・環境プログラム)

科目区分		授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		履修コース区分 (注1、注2)			備考
				必修	選択	I 歴史文化	J 日本アジア文学	K 島嶼社会環境	
島嶼研究科目群		島嶼地表環境論A	1・2前		2	◎	◎	◎	合計34単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定課題研究の審査及び最終試験に合格すること。 注1．履修に当たっては、履修コース別区分欄から選択すること I：歴史文化コース J：日本アジア文学コース K：島嶼社会環境コース 注2．◎選択必修科目、○選択科目
		島嶼地表環境論B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		島嶼空間特論A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		島嶼空間特論B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		島嶼人口特論A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		島嶼人口特論B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		島嶼水文環境論A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		島嶼水文環境論B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		島嶼文化資源論A	1・2前		2	◎	◎	◎	
		島嶼文化資源論B	1・2後		2	◎	◎	◎	
		島嶼環境経済論A	1・2前		2	◎	◎	○	
		島嶼環境経済論B	1・2後		2	◎	◎	○	
		ネイティブの表象文化論	1・2前又は後		2	◎	◎	○	
		島嶼旅行者行動論	1・2前又は後		2	◎	◎	○	
		島嶼人類学A	1・2前		2	◎	◎	○	
		島嶼人類学B	1・2後		2	◎	◎	○	
		地理空間論A	1・2前		2	◎	◎	○	
		地理空間論B	1・2後		2	◎	◎	○	

別 表

(地域共創研究科地域共創専攻 臨床心理プログラム)

科目区分		授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		備考
				必修	選択	
専攻共通科目	学際融合基礎科目	研究リテラシー 地域共創入門	1前 1 前	1 1		修了に必要な履修単位数
	特別演習	地域共創特別演習Ⅰ 地域共創特別演習Ⅱ 地域共創特別演習Ⅲ 地域共創特別演習Ⅳ	1前 1後 2前 2後	2 2 2 2		
	共通選択	協働実践 地域公共フィールドワーク実践演習 政策形成実践演習 ソーシャル・イノベーション入門 ソーシャル・イノベーション実践演習	1後 1・2通年 1・2後 1・2後 1・2通年		2 4 2 2 4	
プログラム専門科目		臨床心理学特論Ⅰ	1前	2		学際融合基礎科目 2単位 特別演習 8単位 プログラム専門科目 20単位 計 30単位 プログラム専門科目（選択） 10単位以上
		臨床心理学特論Ⅱ	1後	2		
		臨床心理面接特論Ⅰ（⑦心理支援に関する理論と実践）	1前	2		
		臨床心理面接特論Ⅱ	1後	2		合計40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
		臨床心理査定演習Ⅰ（⑥心理的アセスメントに関する理論と実践）	1前	2		
		臨床心理査定演習Ⅱ	1後	2		
		臨床心理基礎実習Ⅰ	1前	2		
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1後	2		
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅲ(⑩-3)）	2前	2		
		臨床心理実習Ⅱ	2後	2		
		心理学研究法特論(A)	1前		2	
		心理学統計法特論(A)	1後		2	
		認知心理学特論(B)	1前		2	
		学習心理学特論Ⅰ(B)	1前		2	
		学習心理学特論Ⅱ(B)	1後		2	
		教育心理学特論Ⅰ(B)	1前		2	
		教育心理学特論Ⅱ(B)	1後		2	
		発達心理学特論Ⅰ(B)	2前		2	
		発達心理学特論Ⅱ(B)	2後		2	
		社会心理学特論Ⅰ(C)	1前		2	
		社会心理学特論Ⅱ(C)	1後		2	
		コミュニティ心理学特論Ⅰ(C)	1前		2	
		コミュニティ心理学特論Ⅱ(C)	1後		2	
		精神医学特論(D)（①保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1前		2	
		老年心理学特論(D)	1後		2	
		グループアプローチ特論Ⅱ(E)	2前		2	
		学校臨床心理学特論Ⅱ(E)	2後		2	
		認知行動療法特論(E)	1後		2	
		障害者（児）心理学特論（②福祉分野に関する理論と支援の展開）	1後		2	
		学校臨床心理学特論Ⅰ（③教育分野に関する理論と支援の展開）	2前		2	
		犯罪心理学特論(C)（④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2前		2	
		産業心理学特論（⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2後		2	
		グループアプローチ特論Ⅰ（⑧家族関係・集団・地域社会における理論と実践）	1前		2	
		心の健康教育特論（⑨心の健康教育に関する理論と実践）	2前		2	
		心理実践実習Ⅰ(⑩-1)	1前		2	
		心理実践実習Ⅱ(⑩-2)	1後		2	
		心理実践実習Ⅳ(⑩-4)	2後		2	

琉球大学憲章

(平成19年5月22日制定)

前文

琉球大学は、1950年、沖縄戦により灰燼に帰した首里城の跡地に創設された。米国の統治下で、戦後復興と教育再興という住民の強い要望が米国軍政府を動かし、琉球列島初の大学が創設されたのであった。その後、1966年に琉球政府立となり、1972年の日本復帰と同時に国立大学となった。また、1977年に西原町・宜野湾市・中城村の3市町村の接点地域にある広大な新キャンパスへ移転し、2004年には国立大学法人となって、現在に至っている。その間、琉球大学は学問の自由や大学の自治への干渉等、幾多の歴史的試練を経ながらも、地域の人材養成と知の創造に大きく貢献してきた。

21世紀を迎え、大学を取り巻く環境は大きく変化している。経済・社会のグローバル化をはじめ、情報化、少子高齢化、社会的・地域的格差の拡大等の課題に対応して、教育研究機関の役割が多様化するとともに、革新的な取り組みが問われている。とくに国立大学は法人化後、厳しい財政改革を伴う競争と評価の時代を迎えている。琉球大学に対しては、広大な海域を含む島嶼地域における拠点大学として、豊かな自然環境を守り、地域社会の持続的発展に寄与することが求められている。琉球大学は、この憲章に掲げる理念に基づいて、本学の構成員である教職員・学生の協働により、将来の制度変革にも積極的に対応する。

琉球大学は、沖縄の歴史的教訓としての「命(ぬち)どう宝(命こそ宝)」という生命および個人の尊厳の考え方を根本に置き、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」とする戦後沖縄の教育原点を深く自覚する。琉球大学は、自然的・文化的・歴史的特性を有する琉球列島にあって、世界の平和と福祉の向上を目指す人間性豊かな責任ある人材養成に果敢に挑戦することを、今後も変わることのない使命とする。

私たち琉球大学の教職員・学生は、「自由平等、寛容平和」の建学の精神を継承・発展させ、「地域特性と国際性を併せ持つ個性豊かな大学」を創り上げる決意を高らかに宣言し、自らが主体となって行動を起こす際の依るべき根本規範として、ここに琉球大学憲章を制定する。

第1章 教育

（教育の目的と理念）

1. 琉球大学は、学生が学習権の主体であることを踏まえ、教育を重視する大学として「自由平等、寛容平和」に満ちた社会の形成者を育成することを教育の目的とする。また、自主自立の精神に基づく教育活動を通して、社会全体の持続可能な発展に寄与することを教育の理念とする。

（教育における責務と社会的評価）

2. 琉球大学は、すべての人々に生涯を通じた教育の機会をひとしく提供し、高等教育機関にふさわしい教育活動を維持、強化、発展させることを責務とする。また、琉球大学は、教育活動において社会に対する責任を負っており、前項に掲げる教育の目的と理念に照らし合わせ、社会的評価を受けることを深く自覚する。

（多文化交流の推進）

3. 琉球大学は、琉球列島が多様な文化を育んできた地域であること、また、多元的な文化交流によって心豊かな人間性が培われることに鑑み、人類が地球上に開花させてきたあらゆる文化を尊重し、交流を推進する。

第2章 研究

（研究の理念）

1. 琉球大学は、学問の自由を尊重し、基礎研究と応用研究は研究活動の両輪であることを踏まえ、知を継承・創造し、発展させることを研究の理念とする。

（地域特性）

2. 琉球大学は、基盤研究の重要性を認識した上で、特色ある自然・文化・歴史を有する琉球列島の地域特性を活かした研究を多様な視点から展開し、世界水準の個性的な研究拠点たることを目指す。

（研究交流の推進）

3. 琉球大学は、地域社会と情報を共有するとともに、国内の機関およびアジア・太平洋地域をはじめとした諸外国の機関との研究交流を推進し、世界に向けて成果を発信する。

（研究における責務と社会的評価）

4. 琉球大学は、知の継承・創造・発展という研究理念を実現する責務と社会から求められる役割との均衡をとりながら、健全な研究体制の維持・発展に努める。研究は、社会的倫理と規範を遵守しつつ、学術的批判および社会的評価を受けながら進められるべきである。

第3章 社会貢献

（開かれた大学と社会的使命）

1. 琉球大学は、社会に「開かれた大学」として、人と人とを結びつける大学を目指す。また、大学が社会を変え、社会が大学を変えるという相互関係を自覚し、琉球列島における最高学府として本学の社会的使命を果たすべく、不断の努力を行う。

（社会との協働）

2. 琉球大学は、学術的に確立した知識・技術を社会に還元するだけでなく、社会と共有する諸課題の解決に取り組む対等のパートナーとして、多様な個人・団体と協働する。

（地域社会の持続的発展への責任）

3. 琉球大学は、地域社会の再生に取り組むとともに、豊かな自然環境を守り、持続可能な地域社会の発展に寄与する責任を担う。

第4章 大学運営

（基本的人権の尊重）

1. 琉球大学は、基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、国籍、障害等による差別をしない。また、自らの保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報保護を図る。琉球大学は、すべての構成員がその個性と能力を発揮しうよう、教育・研究・労働環境の整備を図る。

（民主的な大学運営と効率的経営）

2. 琉球大学は、学問の自由と大学の自治を保障するため、民主的な大学運営と教育・研究を支援する効率的な経営を行う。また、法人化後の大学をとりまく環境に対応し、競争と評価に耐えうる財政基盤の確立と健全な経営に努める。

（自律と連帯）

3. 琉球大学は、教職員の自律と連帯に基づく知的共同体を形成し、教職員と学生が一体となって創造・発展する大学を目指す。本学の構成員は、全学的な視点に立ち、それぞれの役割と責任を主体的に果たし、社会の多様な意見を本学の運営に反映させるよう努める。

終章 平和への貢献

沖縄は、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史を有する。また、戦後の長い米軍統治を経て日本に復帰した現在も、沖縄には広大な米軍基地が存在する。このような沖縄の歴史と現状を踏まえ、琉球大学は、国際平和の構築に貢献する。

琉球大学は、倫理・人道を尊重し、この憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営における目的、理念に基づき、平和に寄与する。

（憲章の改正）

この憲章の改正は、別に定める手続きにより行う。

附 則

この憲章は、平成19年5月22日から施行する。

琉球大学の沿革（大学院地域共創研究科）

昭和 25 年

- 5 月 米国軍政府により琉球大学が首里城跡址に開学され、英語学部（初代学部長：呉屋朝賞、2 代：照屋彰義）教育学部、社会科学部（学部長：赤嶺康成）理学部、農学部、応用学芸部（学部長：外間政章）の 6 学部をもって発足した。法文学部の母体となった学部は、英語学部、社会科学部及び応用学芸部であった。

昭和 27 年

- 4 月 学則の改正により英語学部が語学部（学部長：照屋彰義）に、応用学芸部は商学部（学部長：外間政章）に改編された。

昭和 29 年

- 3 月 学則の改正により語学部、社会学部、応用学芸部、理学部及び教育学部の美術関係が統合され、文理学部（初代学部長：赤嶺康成、2 代：池原貞雄）となった。

昭和 41 年

- 7 月 琉球政府立大学に移行した。

昭和 42 年

- 4 月 琉球大学設置法の一部改正により理系学科が分離独立し、国語国文学科、英語英文学科、史学科、地理学科、法政学科、社会学科、経済学科、商学科、美術工芸科の 9 学科からなる法文学部に改編された。

昭和 47 年

- 4 月 学則の改正により、法文学部は法政学科、経済学科、（経済学専攻、経営学専攻）、文学科（国文学専攻、英文学専攻）、史学科（史学専攻、地理学専攻）、社会学科（社会学専攻、教育学・心理学専攻）の 5 学科・8 専攻に改編された。（美術工芸科は教育学部に、教育学部から教育学科及び心理学科が移された。）
- 5 月 施政権返還により国立大学となった。

昭和 56 年

- 3 月 法文学部が首里キャンパスから千原団地に移転した。

昭和 62 年

- 4 月 琉球大学大学院法学研究科（法学専攻）が設置された。

平成 5 年

- 10 月 学科改組により 5 学科が 3 学科（法政、経済、人文）に改編され、文学科、史学科、社会学科が人文学科となった。（平成 6 年 4 月夜間主コースがスタート）

平成 7 年

- 4 月 琉球大学大学院法学研究科を吸収して、人文社会科学研究科（応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻）が設置された。

平成 9 年

- 4 月 学科改組により法政学科、経済学科を総合社会システム学科に統合し、人文学科を人間科学科、国際言語文化学科の 2 学科に改編した。

平成 13 年

- 4 月 応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻の 2 専攻は、総合社会システム専攻、人間科学専攻、及び国際言語文化専攻の 3 専攻に再編拡充された。

平成 18 年

- 4 月 大学院人文社会科学研究科（修士課程）を大学院人文社会科学研究科（博士前期・博士後期）として、既設の修士課程（総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻）を博士前期課程とし、博士後期課程に比較地域文化専攻が設置された。

令和4年

4月 大学院人文社会科学研究科（博士前期課程）、観光科学研究科（修士課程）、
教育学研究科（修士課程）を地域共創研究科（修士課程）に改編した。

○琉球大学大学院学則

(昭和 52 年 3 月 26 日制定)

改正	昭和 52 年 8 月 30 日	昭和 53 年 4 月 1 日	昭和 55 年 3 月 27 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 58 年 7 月 26 日	昭和 60 年 2 月 26 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	昭和 61 年 3 月 31 日	昭和 62 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 2 月 23 日	平成元年 3 月 28 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 5 月 21 日	平成 3 年 8 月 27 日
	平成 4 年 3 月 27 日	平成 5 年 10 月 19 日	平成 5 年 11 月 30 日
	平成 6 年 3 月 22 日	平成 6 年 9 月 27 日	平成 7 年 3 月 28 日
	平成 8 年 3 月 26 日	平成 9 年 3 月 25 日	平成 10 年 3 月 31 日
	平成 12 年 7 月 25 日	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13 年 9 月 18 日
	平成 14 年 12 月 17 日	平成 15 年 3 月 28 日	平成 15 年 4 月 21 日
	平成 16 年 4 月 1 日	平成 17 年 3 月 15 日	平成 18 年 1 月 24 日
	平成 18 年 3 月 16 日	平成 18 年 3 月 28 日	平成 19 年 2 月 27 日
	平成 19 年 4 月 24 日	平成 19 年 9 月 25 日	平成 19 年 11 月 20 日
	平成 20 年 2 月 6 日	平成 20 年 2 月 18 日	平成 20 年 2 月 28 日
	平成 20 年 6 月 24 日	平成 20 年 11 月 25 日	平成 21 年 1 月 27 日
	平成 21 年 3 月 24 日	平成 21 年 7 月 28 日	平成 22 年 3 月 30 日
	平成 22 年 9 月 27 日	平成 23 年 1 月 25 日	平成 23 年 2 月 22 日
	平成 23 年 9 月 27 日	平成 24 年 2 月 28 日	平成 24 年 3 月 27 日
	平成 24 年 7 月 24 日	平成 25 年 2 月 19 日	平成 25 年 6 月 25 日
	平成 26 年 3 月 25 日	平成 27 年 10 月 21 日	平成 28 年 2 月 23 日
	平成 28 年 3 月 22 日	平成 29 年 2 月 8 日	平成 29 年 3 月 8 日
	平成 29 年 12 月 20 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 30 年 6 月 27 日
	平成 30 年 12 月 26 日	平成 31 年 2 月 27 日	令和 2 年 2 月 19 日
	令和 3 年 3 月 17 日	令和 3 年 9 月 29 日	令和 4 年 3 月 2 日
	令和 5 年 3 月 30 日	令和 5 年 7 月 28 日	令和 6 年 3 月 27 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 琉球大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(教育研究上の目的)

第2条 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第3条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を備えて行うものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第4条 教育研究活動等の状況の公表については、琉球大学学則(以下「学則」という。)第3条の規定を準用する。

第2章 研究科、課程及び専攻

(研究科)

第5条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

地域共創研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

(課程)

第6条 地域共創研究科及び農学研究科に修士課程、医学研究科に修士課程及び博士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科に博士課程、教育学研究科及び法務研究科に専門職学位課程を置く。

2 保健学研究科及び理工学研究科に置く博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 人文社会科学研究科に置く博士課程は、博士後期課程とする。

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻及び講座)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士後期課程

比較地域文化専攻

地域共創研究科

地域共創専攻

教育学研究科

専門職学位課程

高度教職実践専攻

医学研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

医学専攻

保健学研究科

博士前期課程

保健学専攻

博士後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

工学専攻、数理科学専攻、物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻

博士後期課程

生産エネルギー工学専攻、総合知能工学専攻、海洋環境学専攻

農学研究科

亜熱帯農学専攻

法務研究科

法務専攻

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第9条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、琉球大学、佐賀大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部の教員とともに、琉球大学の農学部及び熱帯生物圏研究センターの教員が担当するものとする。

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第10条 第8条の各研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程、博士前期課程		博士課程、博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学 研究科	比較地域文化専攻			4人	12人		
地域共創研究 科	地域共創専攻	35人	70人				
教育学研究科	高度教職実践専攻					20人	40人
医学研究科	医科学専攻	15人	30人				
	医学専攻			30人	120人		
	小計	15人	30人	30人	120人		
保健学研究科	保健学専攻	10人	20人	3人	9人		
理工学研究科	工学専攻	93人	186人				
	数理科学専攻	10人	20人				
	物質地球科学専攻	16人	32人				
	海洋自然科学専攻	26人	52人				
	生産エネルギー工 学専攻			4人	12人		
	総合知能工学専攻			3人	9人		
	海洋環境学専攻			5人	15人		
	小計	145人	290人	12人	36人		
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人	70人				
法務研究科	法務専攻					16人	48人
合計		240人	480人	49人	177人	36人	88人

第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日 (標準修業年限)

第11条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、か

つ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第13条 学年、学期及び休業日については、学則第9条から第11条までの規定を準用する。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第14条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第15条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

4 前項における授業科目の授業は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第16条 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て15単位を超えない範囲で認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあっては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあっては、31 単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、24 単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。

5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第12条に定める在学期間を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、15 単位を超えない範囲で認めることができる。この場合において、当該単位数は、第17条の規定により修得した単位数と合わせて20 単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあっては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあっては、第17条第3項第1号の規定により修得した単位と合わせて30 単位(同条第3項第1号の規定により30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で認めることができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、第17条第3項第2号の規定により修得した単位と合わせて24 単位を超えない範囲で認めることができる。

(授業科目)

第20条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第 21 条 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第 26 条の規定により準用する学則第 22 条第 3 項各号に定める時間をもって一単位とする。

(履修方法)

第 22 条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第 23 条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第 25 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(学則の準用)

第 26 条 大学院の授業の方法、各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第 19 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。

第 26 条の 2 大学院における特別の課程の履修証明については、学則第 18 条の規定を準用する。

2 この場合において、学則第 18 条中「本学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

第 6 章 入学、転入学、再入学及び転学

(入学)

第 27 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第 28 条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
 - (10) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。)を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第29条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第30条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第31条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第32条 大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(転入学)

第33条 学長は、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。)の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第34条 学長は、第38条の規定による退学者で退学後2年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転学)

第35条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

第7章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第 36 条 病気その他やむを得ない理由により 3 か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2 年
- (2) 博士後期課程 3 年
- (3) 医学研究科の博士課程 4 年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3 年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2 年

5 休学期間は、第 12 条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第 38 条 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第 12 条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第 36 条第 4 項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者
- (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
- (7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当する者(死亡した者を除く。)が、第 58 条に規定する懲戒の手段の対象となっている場合は、学長は、当該手段が終了するまでの間、除籍を留保することができる。この場合において、当該学生が退学処分を受けたときは、除籍を行わない。

3 前2項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の認定)

第40条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第41条 成績の評価は、A、B、C、D又はFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格としFを不合格とする。ただし、法務研究科については、別に定める。

2 前項に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評語	評点(100点満点中)	評価の内容
合格	A	90点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80点以上 90点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70点以上 80点未満	到達目標を達成している。
	D	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60点未満	到達目標を達成していない。

3 成績評価について必要な事項は、各研究科が別に定める。

(成績根拠資料の保存)

第41条の2 科目担当教員は、定期試験に係る試験問題、学生から提出された答案、レポート、出席確認表等（以下「成績根拠資料」という。）を保存しなければならない。

2 成績根拠資料の保存に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第42条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第43条 博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第11条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし

書中「1年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(医学研究科の博士課程の修了要件)

第44条 医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科の専門職学位課程の修了要件)

第45条 法務研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、94単位以上を修得し、かつ、3年修了時において別に定めるGPAの一定基準を満たすこととする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院法務研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により大学院法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 3 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については1年次配当科目のうち29単位(令和4年10月1日施行後の司法試験法第4条第2項の規定により在学中受験を希望する者については31単位)を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第17条及び第19条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第3項及び第17条第3項第1号の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(教育学研究科の専門職学位課程の修了要件)

第46条 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、48単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院教育学研究科専門職学位課程(以下、本項において「当該専門職学位課程」という。)に入学する前に修得した

単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるときは、当該研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、第1項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位の授与)

第47条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
地域共創研究科	地域共創専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、保健体育、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、保健体育、英語
教育学研究科	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、工業、英語、情報、農業、商業、水産、福祉、宗教
		特別支援学校教諭専修	

		免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
		幼稚園教諭 専修免許状	
		養護教諭専 修免許状	
		栄養教諭専 修免許状	
保健学 研究科	保健学 専攻	養護教諭専 修免許状	
理工学 研究科	工学専 攻	高等学校教 諭専修免許 状	情報、工業
	数理科 学専攻	中学校教諭 専修免許状 高等学校教 諭専修免許 状	数学
	物質地 球科学 専攻	中学校教諭 専修免許状 高等学校教 諭専修免許 状	理科
	海洋自 然科学 専攻		
農学研 究科	亜熱帯 農学専 攻	高等学校教 諭専修免許 状	農業

第 10 章 検定料、入学料、授業料及び学修支援料

(検定料、入学料、授業料及び学修支援料)

第 49 条 検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 検定料、入学料及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第 47 条から第 49 条まで、第 50 条及び第 51 条の規定を準用する。
- 3 第 55 条に定める法務学修生については、検定料及び入学料は徴収しない。

- 4 法務学修生の学修支援料は、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生となった場合、最初の6か月分はこれを徴収しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、琉球大学工学部及び理工学研究科博士前期課程(数理科学専攻、物質地球科学専攻及び海洋自然科学専攻を除く。)が実施するグローバルエンジニアプログラムを履修する者が、同課程に入学する場合は、検定料及び入学料を徴収しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、教育学部附属小学校及び中学校の教員が、当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合又は大学院の社会人特別選抜(現職高等学校教員等)により入学する場合は、授業料を徴収しない。ただし、第11条第1項に定める標準修業年限(第18条第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあつては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限)を超えて在学する場合は、その超えた期間の授業料を徴収する。
- 8 大学院に在学する者のうち、人物及び研究業績(学業成績を含む。)が特に優秀と認められる者等(「学術研究優秀者」という。)の授業料を免除する。
- 9 第1項の規定にかかわらず、外国の大学院等と大学院理工学研究科とのダブルディグリープログラムに関する協定に基づく、外国の大学院等の学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 10 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムにより大学院に入学する私費外国人留学生については、入学料は徴収しない。
- 11 第2項の規定にかかわらず、教育学研究科高度教職実践専攻に在学する者については、別に定める基準により、授業料を免除又は徴収猶予する。

(納付した授業料等)

第50条 納付した検定料、入学料、授業料及び学修支援料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合には、当該者の申出により、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

第 11 章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、法務学修生及び 外国人学生

(特別聴講学生)

第 51 条 学長は、大学院において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第 52 条 学長は、大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第 53 条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学則第 17 条の 3 の規定により大学院の授業科目の履修を認められた者(以下「早期履修生」という。)は、科目等履修生として取り扱う。この場合において、早期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 54 条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(法務学修生)

第 55 条 学長は、法務研究科の課程を修了した者で、司法試験のため大学院の学修環境下で自主学修を希望する者があるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

(外国人学生)

第 56 条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができる。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 57 条 学生として、表彰に値する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 58 条 学生が、琉球大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の停学の期間は、第 12 条に規定する在学期間に算入し、第 11 条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期(1 か月以下)の場合には、標準修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 5 懲戒の手続きその他必要な事項については、別に定める。

第 13 章 雑則

(準用規定)

第 59 条 学生については、この学則及び研究科規程に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

- 2 前項の場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和 52 年 5 月 2 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 8 月 30 日)

この学則は、昭和 52 年 8 月 30 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日)

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 27 日)

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 58 年度における農学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

農学専攻	22 名
農芸化学専攻	19 名
農業工学専攻	5 名
畜産学専攻	19 名
林学専攻	15 名
小計	80 名

附 則(昭和 58 年 7 月 26 日)

この学則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 2 月 26 日)

この学則は、昭和 60 年 2 月 26 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 60 年度における工学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

機械工学専攻	4 人
建設工学専攻	6 人
電気・情報工学専攻	5 人
小計	15 人

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日)

- 1 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 61 年度における保健学研究科保健学専攻の総定員は、10 人とする。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、法学研究科法学専攻及び医学研究科各専攻の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和 62 年度
法学研究科	法学専攻	10 人

研究科名	専攻名	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度
医学研究科	形態機能系専攻	10 人	20 人	30 人
	生体制御系専攻	13 人	26 人	39 人
	環境生態系専攻	7 人	14 人	21 人

附 則(昭和 63 年 2 月 23 日)

この学則は、昭和 63 年 2 月 23 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成元年 3 月 28 日から施行する。

- 2 琉球大学大学院学則の一部を改正する学則(昭和 62 年 4 月 1 日制定)附則第 2 項の改正規定は、平成元年 1 月 8 日から適用する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 2 年度における教育学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

学校教育専攻	5 人
教科教育専攻	15 人
小計	20 人

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 3 年度における工学研究科機械工学専攻の総定員は、12 人とする。

附 則(平成 3 年 5 月 21 日)

この学則は、平成 3 年 5 月 21 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年 8 月 27 日)

この学則は、平成 3 年 8 月 27 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 3 月 27 日)

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 10 月 19 日)

この学則は、平成 5 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(平成 5 年 11 月 30 日)

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 22 日)

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 2 の改正規定は、平成 6 年 6 月 24 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 6 年度における教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、39 人とする。

附 則(平成 6 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 6 年 9 月 27 日から施行し、平成 6 年 8 月 10 日から適用する。

附 則(平成7年3月28日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻は改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学する者が法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻、農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻の平成7年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

人文社会科学研究科	応用法学・社会科学専攻	17 人
	地域文化専攻	17 人
	小計	34 人
農学研究科	生物生産学専攻	16 人
	生産環境学専攻	12 人
	生物資源科学専攻	12 人
	小計	40 人

附 則(平成8年3月26日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成8年度における教育学研究科教科教育専攻及び理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	54 人
	小計	54 人
理学研究科	数学専攻	14 人
	物理学専攻	14 人
	化学専攻	12 人
	生物学専攻	12 人
	海洋学専攻	15 人
	小計	67 人

附 則(平成9年3月25日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 平成9年3月31日に工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に工学研究科の当該専攻に在学する者が工学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、工学研究科の各専攻の平成9年度から平成10年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成9年度		平成10年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	機械システム工学専攻	22人			
	環境建設工学専攻	18人			
	電気電子工学専攻	18人			
	情報工学専攻	12人			
	生産エネルギー工学専攻		4人		8人
	総合知能工学専攻		3人		6人
	小計	70人	7人		14人

附 則(平成10年3月31日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、海洋学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び海洋学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に理学研究科の当該専攻に在学する者が理学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科の各専攻の平成10年度から平成11年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度		平成11年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
理工学研究科	数理科学専攻	12人			
	物質地球科学専攻	20人			
	海洋自然科学専攻	26人			
	生産エネルギー工学専攻		8人		
	総合知能工学専攻		6人		

	海洋環境学専攻		5 人		10 人
	小計	198 人	19 人		31 人

附 則(平成 12 年 7 月 25 日)

この学則は、平成 12 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日)

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科の当該専攻に在学する者が人文社会科学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の各専攻の平成 13 年度における収容定員は、次の表のとおりとする

研究科名	専攻名	平成 13 年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	21 人
	人間科学専攻	17 人
	国際言語文化専攻	13 人
	小計	51 人

附 則(平成 13 年 9 月 18 日)

この学則は、平成 13 年 9 月 18 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 17 日)

この学則は、平成 14 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日に医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、医学研究科の各専攻の平成 15 年度から平成 17 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
------	-----	----------	----------	----------

医学研究科	医科学専攻	25 人	50 人	75 人
	感染制御医科学専攻	13 人	26 人	39 人
	小計	38 人	76 人	114 人

附 則(平成 15 年 4 月 21 日)

この学則は、平成 15 年 4 月 21 日から施行し、平成 15 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 24 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 30 条の規定にかかわらず、平成 17 年度以前入学者(再入学については、当初の入学年度が平成 17 年度以前入学者)の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日)

この学則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、人文社会学研究科の比較地域文化専攻の平成 18 年度から平成 19 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 18 年度		平成 19 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
人文社会学研究科	比較地域文化専攻		4 人		8 人

附 則(平成 19 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、保健学研究科の保健学専攻の平成 19 年度から平成 20 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 19 年度		平成 20 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
保健学研究科	保健学専攻		3 人		6 人

附 則(平成 19 年 4 月 24 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日)

この学則は、平成 19 年 9 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 11 月 20 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 6 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 18 日)

この学則は、平成 20 年 2 月 18 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日)

この学則は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 25 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、観光科学研究科の観光科学専攻の平成 21 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度
観光科学研究科	観光科学専攻	6 人

附 則(平成 21 年 3 月 24 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 28 日)

この学則は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程の情報工学専攻の平成22年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度
理工学研究科 (博士前期課程)	情報工学専攻	30人

- 3 改正後の第5条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度
法務研究科	法務専攻	82人	74人

附 則(平成22年9月27日)

この学則は、平成22年9月27日から施行する。

附 則(平成23年1月25日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月22日)

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に農学研究科の当該専攻に在学する者が農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成23年度
理工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	49人
	環境建設工学専攻	42人
	電気電子工学専攻	42人
	情報工学専攻	36人
	数理科学専攻	22人
	物質地球科学専攻	36人
	海洋自然科学専攻	52人
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人
	(従前の専攻)	
	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人

	生物資源科学専攻	12 人
--	----------	------

附 則(平成 23 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 23 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 32 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科の国際言語文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 24 日)

この学則は、平成 24 年 7 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 2 月 19 日)

この学則は、平成 25 年 2 月 19 日から施行し、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 25 日)

この学則は、平成 25 年 6 月 25 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科博士課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の医科学専攻、感染制御医科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、医学研究科博士課程の各専攻の平成 26 年度から平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医学研究科	医学専攻	30 人	60 人	90 人
	(従前の専攻)			
	医科学専攻	75 人	50 人	25 人
	感染制御医科学専攻	39 人	26 人	13 人
	小計	144 人	136 人	128 人

附 則(平成 27 年 10 月 21 日)

この学則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	8 人
	教科教育専攻	36 人
	高度教職実践専攻	14 人
	小計	58 人

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条第 2 項の規定については、平成 29 年 12 月 20 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 26 日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に教育学研究科の特別支援教育専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する教育学研究科特別支援教育専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 31 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度
教育学研究科	特別支援教育専攻	3 人
	教科教育専攻	21 人
	高度教職実践専攻	34 人

附 則(令和 2 年 2 月 19 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科修士課程は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第 10 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻の令和 2 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 2 年度
教育学研究科	学校教育専攻	3 人
	教科教育専攻	9 人

附 則(令和 3 年 3 月 17 日)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条第 3 項第 1 号及び第 45 条の規定については、平成 31 年度入学生から適用する。
- 2 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻の令和 3 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和3年度
理工学研究科	機械システム工学専攻	27人
	環境建設工学専攻	24人
	電気電子工学専攻	24人
	情報工学専攻	18人

- 5 改正後の第17条第3項第1号及び第45条の規定にかかわらず、平成30年度以前に法務研究科に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年9月29日)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- この学則を施行するために必要な手続その他の行為は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻及び観光科学研究科の観光科学専攻は、改正後の第8条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻、観光科学研究科の観光科学専攻及び地域共創研究科の地域共創専攻の令和4年度における収容定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和4年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	17人
	人間科学専攻	16人
	国際言語文化専攻	12人
観光科学研究科	観光科学専攻	6人
地域共創研究科	地域共創専攻	35人

附 則(令和4年3月2日)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則(令和3年9月29日)第3項の規定により存続する人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻及び国際言語文化専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月28日)

この学則は、令和5年7月28日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月27日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第58条の規定は、施行日以降に付議された懲戒事案から適用する。

○琉球大学学位規則 (溶け込み)

(昭和 62 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 2 年 4 月 1 日 平成 3 年 8 月 27 日
平成 5 年 9 月 28 日 平成 7 年 3 月 28 日
平成 9 年 3 月 25 日 平成 10 年 3 月 31 日
平成 13 年 3 月 30 日 平成 17 年 3 月 15 日
平成 18 年 3 月 28 日 平成 19 年 2 月 27 日
平成 20 年 3 月 25 日 平成 21 年 1 月 27 日
平成 25 年 9 月 25 日 平成 28 年 2 月 23 日
平成 30 年 2 月 28 日 令和 4 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、琉球大学学則第 44 条第 2 項及び琉球大学大学院学則第 47 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学(以下「本学」という。)が行う学位授与の論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第 2 条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程(保健学研究科及び理工学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。)を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第 4 条 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程を修了した者に対し行う。

(専門職学位の授与の要件)

第 4 条の 2 専門職学位の授与は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に対し行う。

(論文提出による博士)

第 5 条 第 4 条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う博士の学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第6条 修士の学位論文(大学院学則第42条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)及び博士の学位論文は、研究科長に提出する。

- 2 本学大学院の課程を経る者の博士の学位論文は、学位審査願、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て学長に提出する。

(学位授与の申請)

第7条 第5条の規定による学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに所定の審査料を添え、研究科長を経て学長に申請する。

- 2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が学位論文を提出するときは、前項の規定による。ただし、退学後1年以内に論文を提出したときは、審査料を免除する。

第8条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第9条 研究科委員会(医学研究科にあつては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。)は、審査のため必要があるときは、論文の訳本、模型及び標本等の提出を求めることができる。

第10条 受理した学位論文は、返付しない。

(審査の付託)

第11条 研究科長並びに学長は、第6条及び第7条の規定による学位論文を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託しなければならない。

(学位論文の審査)

第12条 研究科委員会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

- 2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。
- 3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。
- 4 各研究科は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査委員として協力を求めることができる。

(最終試験)

第 13 条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答によって行う。

(学力の確認)

第 14 条 第 5 条の規定による学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学識及び研究能力について、口頭又は筆答によって行う。この場合外国語は、研究科委員会等が特別の理由があると認めた場合を除いて、2 種類を課する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後 3 年以内に学位論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査の期間)

第 15 条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、修士にあっては、その在学期間中に、博士にあっては、学位論文を受理した日から 1 年以内に終了しなければならない。

(研究科委員会等への報告)

第 16 条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第 17 条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第 18 条 学部長は、教授会が学士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

2 研究科長は、研究科委員会等が前条第 1 項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の研究科長は、当該研究科委員会が専門職学位の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、当該学部長又は研究科長に通知する。

(博士の学位授与の報告)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 12 条の規定により、文部科学大臣に報告する。

(博士の学位論文要旨の公表)

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を本学の学術リポジトリの利用により公表する。

(博士の学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本学の学術リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第 22 条の 2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は、次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名称
人文社会学部	国際法政学科	法学、政策科学・国際関係論
	人間社会学科	人文社会
	琉球アジア文化学科	人文社会
国際地域創造学部	国際地域創造学科	観光学、経営学、経済学、人文学
教育学部		教育学

理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	保健学
工学部		工学
農学部	亜熱帯地域農学科	農学
	亜熱帯生物資源科学科	
	地域農業工学科	
	亜熱帯農林環境科学科	

(修士又は博士の専攻分野の名称)

研究科	名称	
	修士	博士
人文社会科学研究科		学術
地域共創研究科	公共社会、経済経営、言語表象、文化・環境、臨床心理	
医学研究科	医科学	医学
保健学研究科	保健学	保健学
理工学研究科	理学、工学	理学、工学、学術
農学研究科	農学	

(専門職学位課程において授与する学位)

第22条の3 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2の規定に基づき、専門職学位課程において授与する学位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法務研究科の専門職学位課程において授与する学位は、法務博士(専門職)とする。
- (2) 教育学研究科の専門職学位課程において授与する学位は、教職修士(専門職)とする。

(学位の名称)

第23条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「琉球大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第24条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士、博士及び専門職学位にあつては研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 教授会又は研究科委員会等において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規程の規定、修士、博士及び専門職学位にあつては、第 17 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第 25 条 学位記の様式は、学士にあつては、別表第 1、修士にあつては別表第 2、博士にあつては別表第 3 又は第 4、専門職学位にあつては別表第 5 又は第 6 のとおりとする。

(雑則)

第 26 条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部長又は研究科長が学長の承認を経て定めることができる。

(改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議及び役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 8 月 27 日)

この規則は、平成 3 年 8 月 27 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 9 月 28 日)

- 1 この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、従前の規定による法文学部の文学科、史学科及び社会学科の学生については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 3 月 28 日)

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 3 月 31 日に大学院法学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 25 日)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日)

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日に大学院理学研究科修士課程に在学していた者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。
- 2 平成 13 年 3 月 31 日に大学院人文社会科学研究科に在学していた者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 27 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(法文学部総合社会システム学科の経過措置)
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に総合社会システム学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(法文学部産業経営学科の経過措置)
- 3 平成 20 年 3 月 31 日に法文学部産業経営学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、平成 20 年 4 月 1 日から観光産業科学部産業経営学科に在学するものについては、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき学位を授与するものとする。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 25 日)

- 1 この規則は、平成 25 年 9 月 25 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 21 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第 22 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 28 日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法文学部及び観光産業科学部に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に大学院教育学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 第 2 項及び第 25 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年 3 月 31 日に大学院人文社会科学研究科博士前期課程及び大学院観光学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第 22 条の 2 及び第 25 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 12 日)

この規則は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。

別表第 1

卒業証書・学位記

[別紙参照]

別表第 2

学位記

[別紙参照]

別表第 3

学位記

[別紙参照]

別表第 4

学位記
[別紙参照]

別表第 5

学位記
[別紙参照]

別表第 6

学位記
[別紙参照]

別表第1

(大学を卒業した場合)

(A4判)

第 号

卒業証書・学位記

大 学 印

氏 名

年 月 日生

本 学 ○ ○ 学 部 ○ ○ ○ ○ 学 科

所 定 の 課 程 を 修 め て 本 学 を

卒 業 し た こ と を 認 め 学 士 (○ ○)

の 学 位 を 授 与 す る

年 月 日

琉球大学○○学部長

琉 球 大 学 長

氏 名 印

氏 名 印

別表第2

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

□修第

号

学 位 記

大 学 印

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程（博士前期課程）
において所定の単位を修得し学位論文（特定の課題について
の研究の成果）の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）
の学位を授与する

年 月 日

琉 球 大 学 長

氏 名 印

別表第3

(大学院の博士課程を修了した場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

		□研第		号
学		位		記
大 学 印		氏		名
		年		月 日生
本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の博士課程において				
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格				
したので博士（〇〇）の学位を授与する				
		年		月 日
		琉 球 大 学 長		
		氏	名	印

別表第4

(論文提出による場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

		□論第		号
学		位	記	
大 学 印			氏	名
			年	月 日生
	本学に学位論文を提出し所定の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する			
		年	月	日
		琉 球 大 学 長		
		氏	名	印

別表第 5

(法務研究科（専門職学位課程）を修了した場合)

(A 4 判)

	法 研 第
	号
学 位 記	
大 学 印	氏 名 年 月 日生
本学大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程に おいて所定の単位を修得し一定の成績を修めたの で法務博士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
琉 球 大 学 長	
氏 名	印

別表第6

(教育学研究科高度教職実践専攻（専門職学位課程）を修了した場合) (A4判)

	教 職 修 第
	号
学 位 記	
大 学 印	氏 名 年 月 日生
本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻専門職学位 課程において所定の単位を修得し一定の成績を修めた ので教育博士（専門職）の学位を授与する	
年 月 日	
琉 球 大 学 長	
氏 名	印

琉球大学附属図書館規則

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則（以下「組織規則」という。）第33条第3項の規定に基づき、琉球大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は、教育研究に必要な図書館資料を収集、整理、保管して、琉球大学の職員、学生及び一般の利用に供することを目的とする。

(館長)

第3条 館長は、附属図書館の管理運営に関する業務を統括する。

2 館長の選考は、琉球大学部局長等選考規程による。

(分館及び分館長)

第4条 医学部分館（以下「分館」という。）に分館長を置き、医学研究科又は医学部の教授をもって充てる。

2 分館長は、館長の統括の下に分館の業務を掌理する。

3 分館長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事務組織等)

第5条 附属図書館事務部の組織及び事務分掌については、国立大学法人琉球大学事務組織規程及び国立大学法人琉球大学事務分掌細則の定めるところによる。

(運営委員会)

第6条 附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(分館運営委員会)

第7条 分館の運営に関する重要事項を審議するため、分館運営委員会を置く。

2 分館運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、附属図書館及び分館に関し必要な事項は、館長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、附属図書館の運営等に関し重要な事項については、学長の承認を得て定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月26日）

この規則は、平成23年7月26日から施行する。

附 則（平成24年3月28日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ

(平成 26 年 9 月 16 日全学教育委員会決定)

改正 令和 6 年 5 月 31 日

第 1

この申合せは、暴風等による事故の発生を防止する事を目的とし、暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第 2

- 1 沖縄本島内に暴風警報又は暴風特別警報が発表されている間は、授業及び期末試験(以下「授業等」という。)を休講とし、期末試験を予備日に順延する。
- 2 沖縄本島内中南部市町村(別表)の全域又は一部に大雨特別警報が発表されている間は、授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。
- 3 第 1 項及び第 2 項に定める暴風警報、暴風特別警報又は大雨特別警報(以下「暴風警報等」という。)が授業等の開始後に発表された場合は、速やかに授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。
- 4 暴風警報等の解除に伴う授業等の取扱いは次に掲げるとおりとする。
 - (1) 午前 6 時 30 分までに、暴風警報等が解除された場合は、第 1 時限から授業等を行う。
 - (2) 午前 11 時までに、暴風警報等が解除された場合は、第 3 時限から授業等を行う。
 - (3) 午後 4 時までに、暴風警報等が解除された場合は、第 6 時限から授業等を行う。
 - (4) 午後 4 時までに、暴風警報等が解除されない場合は、当日行われる予定の授業等は引き続き休講とし、期末試験を予備日に順延する。

第 3

予備日は期末試験期間終了後に続く必要日数の平日とする。

第 4

- 1 第 2 第 2 項に該当しない地域において、大雨特別警報が発表され、安全に授業に出席することができない学生については、これを欠席扱いとはしない。また、当該学生が期末試験を受験できない場合は、追試験等を行うものとする。
- 2 沖縄本島内の一部の地域において、波浪特別警報又は高潮特別警報が発表された場合においては、前項を準用する。
- 3 第 1 項又は第 2 項に該当する学生については、原則として警報が解除されてから 7 日以内に各学部等事務室(共通教育等科目は学生部教育支援課、専門科目は各学部事務部学務担当)へ申し出るものとする。なお、欠席扱いとしない場合の取扱いについては、

「教育実習生の実習期間中の講義の取り扱いについて(昭和 47 年 6 月 27 日評議会制定)」
に準ずる手続により行う。

第 5

この申合せに定めのない授業又は期末試験の取扱いについては、学長及び教育を担当する副学長が協議の上、休講等の措置を決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成 26 年 9 月 16 日から実施する。
- 2 暴風警報発令に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ(昭和 63 年 10 月 25 日制定)は、廃止する。

附 則(令和 6 年 5 月 31 日)

この申合せは、令和 6 年 5 月 31 日から実施する。

別表

沖縄本島内 中南部市町 村	読谷村、うるま市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、北中城村、宜野湾市、中 城村、浦添市、西原町、那覇市、南風原町、与那原町、南城市、豊見城 市、八重瀬町、糸満市
---------------------	---

別紙

琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱い
に関する申合せ関係
[別紙参照]

別紙（琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ関係）

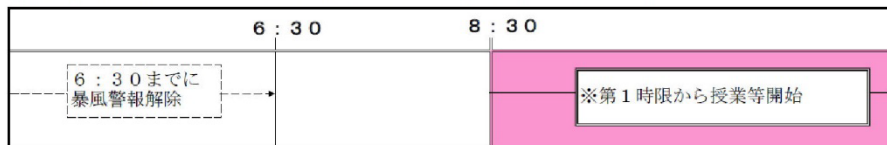
1. 台風接近の際は、テレビ・ラジオ等の台風情報に十分注意してください。

2. 警報・特別警報の種類とその発表地域における授業・期末試験の取扱い

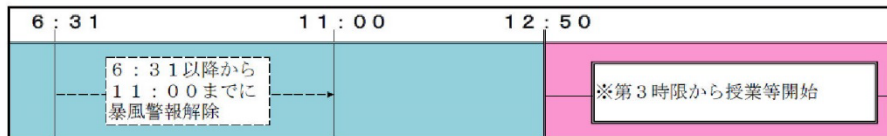
警報・特別警報		発表地域	授業・期末試験の取扱い	
暴風警報等	暴風警報 暴風特別警報	本島内	授業：休講	
			期末試験：予備日に順延	
	大雨特別警報	中南部市町村	授業：休講	
			期末試験：予備日に順延	
大雨特別警報		中南部以外	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない	
			期末試験を受験できない場合：追試験等	
波浪特別警報		本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない	
			期末試験を受験できない場合：追試験等	
高潮特別警報		本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない	
			期末試験を受験できない場合：追試験等	
その他		本島内	学長、教育を担当する理事が協議の上、決定する。	

3. 本申合せに関する参考事例

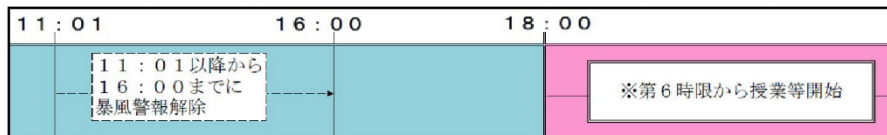
(1) 暴風警報等が午前6時30分までに解除された場合、第1時限から授業等開始



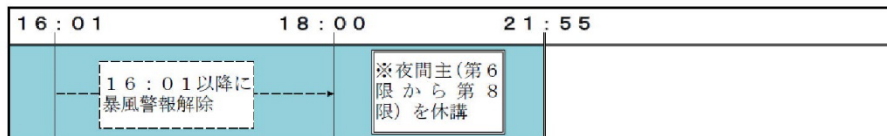
(2) 暴風警報等が午前6時31分以降から午前11時までに解除された場合、第3時限から授業等開始



(3) 暴風警報等が午前11時01分以降から午後4時までに解除された場合、第6時限から授業等開始



(4) 暴風警報等が午後4時01分以降に解除された場合、当日の授業等は休講



注：暴風警報等の発表・解除の時間については、沖縄気象台の発表時間によります。

○琉球大学学生の懲戒に関する基準

(平成 20 年 3 月 25 日制定)

改正 平成 21 年 2 月 27 日 平成 25 年 11 月 29 日

平成 29 年 2 月 8 日 平成 30 年 3 月 1 日

平成 31 年 4 月 16 日 令和 6 年 3 月 27 日

令和 6 年 5 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、琉球大学学生の懲戒手続に関する規程第 20 条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項について定める。

(用語の定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「学生」とは、学部学生、大学院学生、特別支援教育特別課程生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、法務学修生及び外国人学生をいう。
- (2) 「非違行為」とは、懲戒事由に該当する行為をいう。
- (3) 「懲戒処分」とは、琉球大学学則第 62 条及び琉球大学大学院学則第 58 条に規定する退学、停学及び訓告の処分をいう。
- (4) 「退学」とは、本学における学生としての身分を失わせることをいう。
- (5) 「停学」とは、一定の期間を定め又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動については、この限りではない。
- (6) 「訓告」とは、学生の行った非違行為を戒め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。

(基本的な考え方)

第 3 条 懲戒処分は、その対象となる非違行為の態様、結果及び影響並びに当該学生の年齢、経歴及び処分歴等を総合的に考慮するとともに、当該学生の更生という観点からの教育的配慮も加えた上で行わなければならない。

(退学の基準)

第 4 条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、退学の処分をすることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に悪質(替え玉受験等)と判断された場合

(5) 研究活動(論文作成を含む。)において、不正行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

(6) 前各号に掲げる退学に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合
(停学の基準)

第5条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、停学の処分をすることができる。

(1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合

(2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合

(3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合

(4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合

(5) 研究活動(論文作成を含む。)において、不正行為を行った場合で悪質と判断された場合

(6) 前各号に掲げる停学に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合

2 停学処分の種類は、6月以内の期限を付して行う有期停学と期限を付さずに行う無期停学の2種類とする。

3 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他の休業日を含むものとする。

4 無期停学の処分は、学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に考慮して、これを解除することができる。ただし、懲戒の効力が発生してから6月を経過した後でなければ解除することはできない。

(悪質性及び重大性の判断)

第6条 第4条及び第5条にいう「悪質」とは、当該非違行為自体が悪質性の高いものであるということを意味し、その判断に当たっては、当該非違行為の態様及び性質、当該非違行為に至った動機並びに当該学生の主観的意図を考慮するものとする。

2 第4条及び第5条にいう「重大な非違行為」とは、被害結果が重大なものであるということを意味し、その判断に当たっては、当該非違行為が被害者に与えた精神的・身体的被害の程度及び物的被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案するものとする。なお、当該非違行為が物的被害を与えたにとどまる場合には、その被害結果が甚大である場合に限り、重大な非違行為に当たると判断するものとする。

(訓告の基準)

第7条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、訓告の処分をすることができる。

(1) 学内又は学外において非違行為を行った場合

(2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合

(3) 本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合

(4) 研究活動(論文作成を含む。)において、不正行為を行った場合

(5) 前各号に掲げる訓告に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合
(厳重注意等)

第8条 学生が懲戒処分に至らない非違行為(これに準ずるような非難されるべき行為を含む。)を行った場合において、当該学生の所属する学部が必要と認めたときは、当該学生に対し、教育的指導として厳重注意を行うことができる。

2 前項の厳重注意は、当該学部長が、口頭又は文書により行う。

3 前項に定める厳重注意を行ったときは、学部長は、速やかに当該学生の所属・氏名等、事案の概要その他参考事項を学長及び教育・学生支援を担当する副学長に文書により報告しなければならない。

4 学部長は、コンピュータ等を用いて不正行為を行った学生に対して、学内のコンピュータ等の使用を禁ずることができる。

(懲戒の基準)

第9条 懲戒処分の量定は、別表に掲げる懲戒基準に従って決定する。ただし、過去に懲戒処分又は厳重注意を受けたことのある学生に対しては、これよりも重い処分を科すことができる。

(懲戒処分に伴う試験の無効等)

第10条 第4条第4号、第5条第1項第4号又は第7条第3号に規定する行為を行った学生に対しては、科目の成績を無効として取り扱うものとする。無効(不合格:0点)として取り扱う科目は、その悪質性、重大性等から判断し、次の各号のいずれかとする。

(1) 不正行為を行った授業科目又は任意の授業科目

(2) 当該学期の全ての授業科目

(読替え)

第11条 この基準の大学院学生への適用に当たっては、基準中「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(改廃)

第12条 この基準の改廃は、教育研究評議会及び役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月27日)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月29日)

この基準は、平成25年11月29日から施行する。

附 則(平成29年2月8日)

- 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 1 日)

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 16 日)

この基準は、平成 31 年 4 月 16 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日)

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の第 8 条及び第 11 条の規定は、実施日以降に付議された懲戒事案から適用する。

附 則(令和 6 年 5 月 31 日)

この基準は、令和 6 年 5 月 31 日から実施する。

別表(第 9 条関係)

懲戒基準

態様	非違行為の具体例	懲戒の種類
犯罪行為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為、薬物乱用等の行為	退学又は停学
	痴漢行為(覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は訓告
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為、脅迫、誹謗中傷、名誉毀損、ストーカー行為等の人権侵害行為(インターネット上を含む)、コンピュータ又はインターネット等を利用した不正行為	
	建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等、暴力行為、拘禁、拘束等	
交通違反等行為	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
試験等不正行為	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が不正行為を行った場合で特に悪質(替え玉受験等)な場合、又はそれを教唆、幫助した場合	退学、停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が、カンニング	停学又は

	等の不正行為をした場合、又はそれを教唆、幫助した場合	訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
研究活動上の不正行為	研究活動(論文作成を含む。)を行う場合の捏造、改ざん、盗用及びこれらの行為の証拠隠滅又は立証妨害をした場合、又はそれを教唆、幫助した場合	退学、停学又は訓告
その他の非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入、又はその不正使用、若しくは占拠	停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント及びアカデミックハラスメント等人権侵害に当たる行為	退学、停学又は訓告
	その他学内外での非違行為	訓告

第 3 章

地域共創研究科の提供科目と教員

授 業 科 目 の 内 容 等

地域共創研究科 修士課程

【専攻共通科目】学際融合基礎科目

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
研究リテラシー	1	本格的に研究を開始するにあたって理解が必要な基礎的な知識と技能を学ぶ。具体的には、①現代の人や社会を取り巻く状況や諸課題を理解した上で研究課題を設定する姿勢、②研究に必要な文献資料やデータを適切に収集し、活用する方法への理解、③研究の精度を高める方法と研究者として遵守することが求められる規範への理解、④英語による研究成果の発表や執筆への理解について学ぶ。	オムニバス方式・共同（一部）
地域共創入門	1	地域共創研究科は、地域が今日直面する課題の解決に向けて、主体的に思考し行動できる高度専門職業人を養成することを目的としており、主たる地域の課題に沿って既存の人文社会科学系分野を5つの学際的プログラムに再編している。本科目は、いずれのプログラムにおける専門的学習も、上記の研究科の目的と結び付けて、またそれを琉球大学で学ぶことの意義を理解しながら身につけるために、地域共創の基礎を学ぶものである。具体的には、サステナビリティ、沖縄・島嶼、観光・交流といったテーマに沿って座学とグループディスカッションを繰り返すことで、地域課題に関する基礎的知識と共創・協働への理解を深める。	研究科教員

【専攻共通科目】専攻基礎科目

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
公共社会基礎	1	持続的な社会の構築における公共的かつ平和的な秩序の維持や、健全で福祉に満ちた親密圏の維持の重要性を理解すると共に、現代社会において生じる様々な課題について「公共性」の視点からその解決を考えるための必要不可欠な幅広い視野を養うことを目的として、公共社会プログラムの各分野における基礎を学ぶと共に、異なる専門分野の人との建設的なコミュニケーションや協働による共創への道を探る。	オムニバス形式・共同（一部）
経済経営基礎	1	社会の様々な課題を考える上で必要不可欠な幅広い視野を養うことを目的として、経済学、経営学、観光学の各分野に関する基礎的な内容を学び、分野横断的に物事を理解する力を養う。	オムニバス形式・共同（一部）
言語表象基礎	1	人間存在や思想、コミュニケーションや表現の手段としての言語やそのしくみなど、言語表象プログラムに含まれる学問領域が、今日の地域及びグローバル社会が直面する課題の解決にどのように資するかについて考える。また、地域社会およびグローバル社会の課題を解決へ導く新たな文化や価値とはいかなるものか、異なる専門分野の人との建設的なコミュニケーションや協働しながら共創への道を探る。	オムニバス形式・共同（一部）
文化・環境基礎	1	本科目では、文化と環境を基盤として成立する自律的・持続的な地域社会について、基本的な知識を修得し、かつ学際的な視点を養うことを目的とする。歴史・人類、自然環境、文化、社会、経済など地域を構成する多様な側面を理解すると同時に、それらを相互に関連付けて考察することを通して、総合的観点から自律的・持続的な地域共創のあり方を探究する。	オムニバス形式・共同（一部）

【専攻共通科目】 共通選択科目

協働実践	2	一般企業、行政機関、各種団体等における事業活動へ学生自らが主体的かつ継続的に参画することにより、地域が直面する課題を特定し具体的な解決方法を見出す地域共創のための実践力を涵養する。担当教員による事前指導、学生自身による実習場所の確保、事前準備、事後報告等を行う。	本村 真
地域公共フィールドワーク実践演習	4	「政策形成実践演習」においてまとめる「報告書」の作成に必要な情報を収集するための実地調査、参与観察を伴う科目である。教員の指導の下、まず解決すべき特定地域の社会的課題を受講生が設定し、ついでその解決に向けたチーム構成を検討する。チーム構成を含めた調査・研究計画を提出して、それに基づいて特定のフィールドにおける調査（参与観察等を組む）を実施する。	島袋 純 本村 真
政策形成実践演習	2	「地域公共フィールドワーク実践演習」において受講生がフィールドワーク実践において収集した情報等を基に報告書を作成する。必要に応じて、関係する企業や NPO、官公庁などに出向きヒアリングや資料収集などを行うと共に、琉球大学において養成された初級地域公共政策士も所属する沖縄地域公共政策研究会メンバーとのディスカッションも活用し、複数の視点から課題を分析する能力も高める。	瀬口 浩一 島袋 純 高畑 明尚 越智 正樹 本村 真
ソーシャル・イノベーション入門	2	ソーシャル・イノベーションは、セクターを超えた協働や革新的なアプローチによって社会課題の解決を目指す動きとして発展し、その重要性はさらに高まっている。 本科目では、受講生が自治体、団体や企業等が取り組んでいる社会課題の解決を調査し、実際に課題解決に向けてグループで活動することで、これからの社会に求められる課題解決基礎力を培うことを目的とする。 オンラインとフィールドワークを組み合わせたハブリッド型授業。	畑中 寛
ソーシャル・イノベーション実践演習	4	本研究科と京都の2大学院が協働する実践型の演習科目。 京都における社会課題や本県におけるソーシャル・イノベーション事例について学び、グループでイノベーションを伴う課題解決策を検討する。また、最終発表会では、提案をステークホルダーに向けプレゼンテーションする。 オンライン授業以外に、京都・沖縄双方でフィールドワークや発表会等も実施するハブリッド型授業。	畑中 寛 本村 真

【専攻共通科目】特別演習

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
地域共創特別演習Ⅰ	2	主指導教員が担当し、専門分野に関する学識や研究方法、研究倫理などについて教授する。	各プログラム 担当教員
地域共創特別演習Ⅱ	2	地域共創特別演習Ⅰに引き続き主指導教員が担当し、専門分野に関する学識や研究方法、研究倫理などについて教授する。	各プログラム 担当教員
地域共創特別演習Ⅲ	2	地域共創特別演習Ⅱに引き続き主指導教員が担当し、専門分野に関する学識や研究方法、研究倫理などについて教授する。	各プログラム 担当教員
地域共創特別演習Ⅳ	2	地域共創特別演習Ⅲに引き続き主指導教員が担当し、専門分野に関する学識や研究方法、研究倫理などについて教授する。	各プログラム 担当教員

公共社会プログラム（法科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
行政法A	2	行政法は、法典がないことから、行政に関する雑多な法令群の中に理論的な共通性を見出し体系化を試みてきた。本講では、まず、行政法の体系化にとって不可欠となる基礎概念や法原則を扱う。具体的には、行政組織法における行政主体概念、行政機関論、地方自治の原則、法治主義の原則、法源、行政の行為形式論を扱う。次に、行政法の解釈方法論について学ぶ。特に、個別法の解釈とその検討について理解を深めることと、行政裁量論を中心に検討を進める。	徳田 博人
行政法B	2	行政法学の体系の中の行政作用法の分野を扱うことになる。まず、行政の行為形式論の理解を深める。次に、行政行為論、行政計画、行政立法、行政指導に関連する学説や判例の到達点について、法原則（信頼保護の原則、比例原則など）の適用判例を検討する中で理解する。その他にも行政手続法や情報公開法、行政の実効性確保の手法も扱う。最後に、法務政策をも視野に入れて、これまでの学習を前提にして、行政過程における問題解決に必要な知識および思考方法の習得を目指すこととする。	徳田 博人
社会保障法特論A	2	社会保障法における総論および所得保障法制に関する研究を行う。総論として、社会保障法の歴史、体系、法理念等を対象とする。所得保障法制としては、公的扶助（生活保護法）、社会保険（年金保険）、社会手当（児童手当、児童扶養手当等）を対象とする。現代社会において生じている社会保障をめぐる様々な問題について、必要な知識の習得と、法的側面から問題解決する能力の養成を目指す。また、これらの分野に関連する主要な裁判例を取り上げ、その特徴や意義について理解することを目指す。	高田 清恵
社会保障法特論B	2	社会保障法における医療保障法制に関する研究を行う。具体的には、医療保障の基本原則となる健康権に関する理論、医療保険（国民健康保険法、健康保険法等）を対象とする。関連して、介護保険制度についても取り上げる。現代社会に生じている医療保障をめぐる様々な問題について、必要な知識の習得と、法的側面から問題解決する能力の養成を目指す。また、これらの分野に関連する主要な裁判例を取り上げ、その特徴や意義について理解することを目指す。	高田 清恵
社会保障法特論C	2	社会保障法における社会福祉サービス法制に関する研究を行う。具体的には、児童、障害がある人、高齢者等を対象とする福祉法制について、組織、サービス提供に関わる法関係、サービス内容の規制と監督、サービス利用者の権利擁護等について研究する。現代社会に生じている社会福祉をめぐる様々な問題について、必要な知識の習得と、法的側面から問題解決する能力の養成を目指す。また、これらの分野に関連する主要な裁判例を取り上げ、その特徴や意義について理解することを目指す。	高田 清恵

公共社会プログラム（法科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
労働法A	2	個別的労働関係法を中心に、集団的労働関係法、労働市場法、官公労働法（公務員労働法）の中から、重要な文献や判例を読んで議論を行う。先例となる最高裁判決（場合により高裁判決）と最新の裁判例を理解し、議論することが中心となるが、それに加えて関係の立法動向や、外国での状況などについても検討対象とする。講義での報告や議論を通じて、労働法の特長について理解するとともに、法解釈の基礎を身につけることを目標とする。	戸谷 義治
労働法B	2	集団的労働関係法を中心に、個別的労働関係法、労働市場法、官公労働法（公務員労働法）の中から、重要な文献や判例を読んで議論を行う。先例となる最高裁判決（場合により高裁判決）と最新の裁判例を理解し、議論することが中心となるが、それに加えて関係の立法動向や、外国での状況などについても検討対象とする。講義での報告や議論を通じて、労働法の特長について理解するとともに、法解釈の基礎を身につけることを目標とする。	戸谷 義治
労働法C	2	労働市場法を中心に、個別的労働関係法、集団的労働関係法、官公労働法（公務員労働法）の中から、重要な文献や判例を読んで議論を行う。先例となる最高裁判決（場合により高裁判決）と最新の裁判例を理解し、議論することが中心となるが、それに加えて関係の立法動向や、外国での状況などについても検討対象とする。講義での報告や議論を通じて、労働法の特長について理解するとともに、法解釈の基礎を身につけることを目標とする。	戸谷 義治
労働法D	2	官公労働法（公務員労働法）を中心に、個別的労働関係法、集団的労働関係法、労働市場法の中から、重要な文献や判例を読んで議論を行う。先例となる最高裁判決（場合により高裁判決）と最新の裁判例を理解し、議論することが中心となるが、それに加えて関係の立法動向や、外国での状況などについても検討対象とする。講義での報告や議論を通じて、労働法の特長について理解するとともに、法解釈の基礎を身につけることを目標とする。	戸谷 義治
民事訴訟法特論 I	2	民事事件の第一審訴訟手続における重要問題、具体的には、訴訟の主体、審判の対象、口頭弁論とその準備、審理の基本原則、証拠手続、訴訟の終了、判決の効力などの論点について、判例・学説の議論の分析や裁判外の紛争処理方法(ADR)との比較考察などを通して、実体法上の請求権の具体化の過程を認識させ、実体法と手続法との関係を体系的に理解させる。そして、手続に参与する当事者及び利害関係人の手続保障を考慮しながら、手続法固有の原理原則の内容を正確に理解させる。	三浦 毅

公共社会プログラム（法科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
民事訴訟法特論Ⅱ	2	民事訴訟手続のうち、特に共同訴訟および上訴手続に関する領域の重要問題に触れ、具体的には多数当事者訴訟の形態、判決効力の及び方、上訴の利益などを対象に、判例・学説の議論の分析などを通して複雑訴訟についての問題状況を理解させる。民事訴訟法特論Ⅰで前提とした1人原告・1人被告の当事者構成を当事者多数に、一審手続における議論を上訴手続におきかえ、そこから派生しうる複雑で多面的な問題に対して、審理原則との関係から公正な手続の実現に向けて具体的解決方法を検討させる。	三浦 毅
倒産処理法特論	2	倒産法の領域は広く、その手続態様から、管理型・DIP型の区別、手続の目的からは再建型・清算型の分類が可能となる。そのうち、管理型・清算型である破産手続、DIP・再建型である民事再生手続を対象として重要問題について考察する。具体的に、各領域の重要判例を対象に、学説の議論分析なども含め検討させ、実体法と諸手続法との関係についても体系的に理解させる。裁判所で行われる倒産処理手続以外に、当事者がその進め方を自由に決められる私的整理（任意整理）が注目されているが、その限界についても検討する。	三浦 毅
民事執行法特論	2	民事訴訟手続で確定された権利を実現する段階の民事執行手続、そして確定前の権利を保全する民事保全手続を対象として、それらを規律する民事執行法及び民事保全法の重要問題について、具体的には、不動産執行を中心とする強制執行手続、担保権の実行手続、執行上の不服申立、保全命令および保全執行手続などの論点に関して、判例・学説の議論の分析などを通じ検討させ、実体法（債権法など）と諸手続法（全体執行となる倒産法など）との関係についても体系的に理解させる。	三浦 毅
商法特論A	2	会社法（商法総則を含む）の理解を深めることを目的に、近時の重要判例を演習形式（双方向・多方向型）で検討する。会社にかかる諸制度間の規律の不均衡を是正するとともに、社会経済環境の変化に対応するため、商法から独立して制定された会社法は、企業実務に定着したといえるが、いくつかの点においてその理論的・実地的な問題点が指摘されたことから、平成26年に企業統治のあり方や親子会社に関する規律等について改正がなされ、さらに令和元年には株主総会に関する手続の合理化、役員への適切なインセンティブの付与、社外取締役の活用等が図られている。本講義では、このような会社法の実地的動向に留意しながら、その理論上の基本問題について考える。	久保田 光昭

公共社会プログラム（法科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
商法特論B	2	商取引法（商行為法、保険法および海商法）の理解を深めることを目的に、近時の重要判例を演習形式（双方向・多方向型）で検討する。商法のなかで商取引に関する規定は長い間実質的な改正がほとんどなされず、企業活動の実態から乖離してしまっている部分が少なくなかったところ、「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」が平成31年に施行された。また、保険法が施行されてから約10年が経過し、保険実務に定着したといえるが、多くの重要な改正点をめぐって保険法制定時には想定されなかった課題がすでに指摘されている。本講義では、このような商取引法の実動的動向に留意しながら、その理論上の基本問題について考える。	久保田 光昭
刑事政策Ⅰ	2	犯罪者の処遇に関して、死刑制度、自由刑制度を中心に、現在の日本において刑罰が実際にどのように運用されているのか、実際に県内にはどのような施設があるのかを学んだ上で、刑罰はどうあるべきかを比較法の観点を含めて探求する。国際基準、比較法の観点を含め、罪を犯した者の子どもにはどのような支援が必要かも考察する。	矢野 恵美
刑事政策Ⅱ	2	未成年者が犯罪を犯した場合、精神障害者が犯罪を犯した場合の対応はどうあるべきなのか。歴史的背景、比較法の観点も含め探求する。社会内処遇のあり方についても考える。また、この講義では、犯罪被害者の権利についても検討する。	矢野 恵美
家族法Ⅰ	2	家族法の基礎倫理（国家・家族・個人の三社関係をめぐる法とジェンダー）の理解を深める。	李 研淑
家族法Ⅱ	2	家族法関連の（裁）判例を通じてみられる現代的論点を検討する。	李 研淑

公共社会プログラム（政治平和科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
文化研究A	2	1960年代にイギリスで誕生して以来、既存の多数の学問分野にわたって大きな影響を及ぼしてきた、いわゆるカルチュラル・スタディーズについて学修する。特にその基礎的方法論を修得し、研究史的な理解を深めることを主軸とする。文化的事象を通して政治がどのように作用しているのかを政治学・社会学・批評理論を横断的に用いて分析するカルチュラル・スタディーズのアプローチを学ぶ。講義は参加者による文献・史資料の精読と合評、討論によって行う。	阿部 小涼
文化研究B	2	1960年代にイギリスで誕生して以来、既存の多数の学問分野にわたって大きな影響を及ぼしてきた、いわゆるカルチュラル・スタディーズについて学修する。文化的事象を通して政治がどのように作用しているのかを政治学・社会学・批評理論を横断的に用いて分析するカルチュラル・スタディーズを方法論として、個別・具体的な課題について研究を深める。講義は参加者による文献・史資料の精読と合評、討論によって行い、かつ、参加者は自身の研究課題に沿った分析を実践する。	阿部 小涼
地域研究A	2	地域研究 (Area Studies) の基礎的方法論を修得する。特に、帝国主義・植民地主義批判を経てきた研究史の理解を深めるとともに、グローバル・ソシオロジー、批判的地理学など最近の動向についても取り上げつつ、社会学・歴史学・人類学・政治学・カルチュラル・スタディーズなどに基礎を置く多様な理論を用いて、地域という固有の政治社会空間を分析する研究分野のテクニックを学ぶ。講義は参加者による文献・史資料の精読と合評、討論によって行う。	阿部 小涼
地域研究B	2	地域研究 (Area Studies) の方法論を用いた分析を修得する。特に、帝国主義・植民地主義批判を経てきた研究史の理解を深めるとともに、グローバル・ソシオロジー、批判的地理学など最近の動向についても取り上げつつ、社会学・歴史学・人類学・政治学・カルチュラル・スタディーズなどに基礎を置く多様な理論を用いて、地域という固有の政治社会空間を分析する研究分野の、個別・具体的な課題について研究を深める。講義は参加者による文献・史資料の精読と合評、討論によって行い、かつ、参加者は自身の研究課題に沿った分析を実践する。	阿部 小涼
社会運動論A	2	社会運動の基礎理論について、文献を通して学ぶ。資源動員、機会構造、フレーミング、承認、統治性、運動史、エスノグラフィなど多様なアプローチを知り、社会運動分野の分析テクニックを学ぶ。講義は参加者による文献・史資料の精読と合評、討論によって行う。	阿部小涼
社会運動論B	2	社会運動論の方法論を用いた分析を修得する。個別・具体的な事象を取り上げて、批評理論、社会学、歴史学などのアプローチから実践される分析と論述を研究する。講義は参加者による文献・史資料の精読と合評、討論によって行う。	阿部小涼
国際政治学A	2	国際政治学の基本文献を精読しながら、国際政治理論の理解を目指す。同時に、最新の研究動向も踏まえ、研究史も俯瞰しながら、21世紀国際社会の政治的諸問題に対しても分析していく。具体的には、リアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムの古典的名著といわれる文献を取り上げながら議論し考察していく。	金 成浩

公共社会プログラム（政治平和科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
国際政治学B	2	国際政治学の基本文献を精読しながら、国際政治理論を理解することを目指す。具体的には、外交政策に関する理論、決定過程の研究、外交交渉の研究などの分野に関する文献を精読しながら、外交政策がどのようにアウトプットされていくのか、国際関係史の知見も踏まえながら、考察していく。	金 成浩
国際関係史A	2	第二次世界大戦以後の国際関係史（冷戦史）について取り扱う。具体的には、旧ソ連機密解除史料の公開がどの程度まで進んでいるか、それにともない冷戦史の再検討がどのようになされてきているか、先行研究を顧みながら冷戦史について学習する。冷戦期の米ソ関係の歴史に焦点を当てつつも、特に米ソ両国の相互認識に関して一次史料から解き起こしながら、双方の認識のギャップがどのようなものであったのかについても検討したい。また、冷戦とは何であったか、またその遺産が現代の国際関係にどのような影響を及ぼしているのかについても考察を深める。	金 成浩
国際関係史B	2	冷戦史における重要な個別事例を詳しく取り上げ、詳細に検討する予定である。例えば、朝鮮戦争における開戦原因、キューバ危機における米ソ指導者の相互認識の問題、「プラハの春」時のソ連の軍事介入の論理、ソ連のアフガン侵攻時における対米脅威認識、韓ソ国交回復における政策決定過程や日本の役割についてなどを想定しているが、受講者の関心に応じて、授業で取り上げる個別の事例を変えることも可能である。これら個別事例を取り上げながら、一次史料の収集やその扱い方などについても取得を目指す。加えて、これらの諸事例が現代の国際関係に及ぼしている影響についても検証する。	金 成浩
東アジア国際関係論A	2	ロシア・中国・北朝鮮・韓国・日本・米国などの東アジア国際関係をめぐる諸問題について考察する。特に、朝鮮半島の問題と東アジア国際関係の関連性に焦点を合わせ、この地域をめぐる国際政治について考える。例えば、北朝鮮の核開発の淵源はどこにあるのかについて、韓国・北朝鮮のみならず、米国の朝鮮半島政策、ソ連・ロシアの朝鮮半島政策についても検討を加えながら探求する。また、東アジア国際関係に関する先行研究に関しても取り上げ精読しながら、この地域の抱える現代的諸問題についても理解を深める。	金 成浩
東アジア国際関係論B	2	ロシア・中国・北朝鮮・韓国・日本・米国などの東アジア国際関係をめぐる諸問題について考察する。特に、東アジア国際関係を分析する上での理論的研究を中心に取り上げ議論する。具体的には、リアリズム、リベラリズム学派等の理論的研究、すなわち、パワーシフト論、疑似同盟理論、レジーム論、分断構造論等について紐解きながら、東アジア国際関係を扱う国際政治学の理論について理解を深めながら批判的に検証する。また、ソフト・パワー論、パブリック・ディプロマシー論についても考察しながら、沖縄県の自治体外交についても検討を加える。	金 成浩
比較政治学A	2	比較政治学の諸理論を紹介し、必要な研究方法論を修得する。政治体制の民主化研究として発展してきた比較政治学の研究史の理解を深めるとともに、比較福祉国家研究や資本主義の多様性論へと展開してきた最近の研究動向についても取り上げる。また、資本主義の発展に伴う近代国家から現代国家への発展という歴史的比較のアプローチと、異なる国・地域の政治制度や政治文化を比較する各国・地域比較のアプローチを組み合わせる用いることで、政治現象をより深く分析できることを理解させる。	二宮 元

公共社会プログラム（政治平和科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
比較政治学B	2	比較政治学の諸理論を紹介し、必要な研究方法論を修得する。政治体制の民主化研究として発展してきた比較政治学の研究史の理解を深めるとともに、比較福祉国家研究や資本主義の多様性論へと展開してきた最近の研究動向についても取り上げる。近代国家から現代国家への発展という歴史的比較のアプローチと、各国・地域比較のアプローチを用いて、受講者には具体的な事例研究に取り組んでもらうとともに、事例研究の類型化を通して比較政治学の理論研究にどのような貢献ができるか考えさせる。	二宮 元
福祉国家論A	2	これまでの福祉国家研究は、福祉国家の収斂化や単線的発展モデルを想定した研究から、各国の典型的違いを明らかにする比較福祉国家研究へと展開してきた。近年の福祉レジーム論では、国家・市場・家族のあいだで福祉供給の役割分担がどのように行われているかが注目され、またジェンダー視点からの福祉国家の類型化も行われるようになっていく。こうした福祉国家研究の理論史と最新の研究動向を紹介し、福祉国家研究に必要な研究方法を修得する。	二宮 元
福祉国家論B	2	福祉国家の事例研究を検討することを通して、比較福祉国家論の基礎的な研究方法を修得する。ヨーロッパ、南北アメリカ、アジア等の地域での福祉国家の発展史と現状を比較することで、福祉国家にどのような類型がありうるかを考察し、それぞれの典型的発展の背後にある政治制度や政治思想の特質を明らかにする。また、資本主義の発展と変化に伴って福祉国家がどのように発展し、近年のグローバリゼーションの中で福祉国家がどのような課題に直面しているかを考察する。	二宮 元
現代政治分析A	2	現代の政治過程は、さまざまな個人や組織が関与し、複雑な利害関係と権力関係が絡み合いながら展開している。本科目では、現代政治に参加する多様なアクターやセクターの特性と、それらの相互関係に関する主要な理論を理解したうえで、実際の事例をもとに研究方法論を習得する。具体的に対象とするのは、政府、政党、企業、市民社会、地域社会、有権者、研究機関、メディアなどである。事例としては日本を中心として扱いながら、アジアや欧米をはじめとする国際比較の視点からの議論も展開する。	二宮 元 川口 航史
現代政治分析B	2	現代政治が直面する問題の多くは、多様なステイクホルダー、科学的な不確実性、複雑な問題構造といった特徴を持ち、解決することが容易ではない。本科目では、現代政治における公共政策の形成過程と、ステイクホルダーの合意形成過程について、主要な理論を理解したうえで、実際の事例をもとに研究方法論を習得する。公共政策の体系化、議題設定、問題の構造化、政策手段の選択、政策決定、政策実施、政策評価、政策廃止といったプロセスごとに議論を深める。事例としては日本を中心として扱いながら、アジアや欧米をはじめとする国際比較の視点からの議論も展開する。	二宮 元

公共社会プログラム（政治平和科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
行政学A	2	行政学の基本となる議論について学修する。特に、現代の行政活動が抱える課題を分析するために必要となる政治・行政制度に関する知識や、政官関係、連携と調整といった行政学の基本的な概念について理解することを目的とする。	前田貴洋
行政学B	2	行政学のなかでも、特に行政管理論、公共経営論と呼ばれる分野において基本となる議論について学修する。特に、現代の行政活動を支える人材に焦点を当て、行政組織においてどのように人材を採用・育成・管理していくのかといった点について理解することを目的とする。	前田貴洋
地方自治論A	2	広域自治体が展開する政策事例を対象として、多様なステークホルダーのなかでどのように政策を形成し、合意を取り付け、政策を運用しているのかを理解し、広域自治体レベルにおける政策形成の実践的知識を習得する。	前田貴洋
地方自治論B	2	基礎自治体が展開する政策事例を対象として、多様なステークホルダーのなかでどのように政策を形成し、合意を取り付け、政策を運用しているのかを理解し、基礎自治体レベルにおける政策形成の実践的知識を習得する。	前田貴洋
公的イノベーション論A	2	公的な部門におけるイノベーション（Public Sector Innovation：PSI）の基本となる議論について学修を行う。最新の研究動向を踏まえつつ、PSIの基本となる概念や理論について、理解することを目的とする。	前田貴洋
公的イノベーション論B	2	公的な部門におけるイノベーション（Public Sector Innovation：PSI）について、実証的な観点から分析を行うための方法を学修する。特に統計分析や事例分析などの手法を学びつつ、学修した手法を具体的な事例に応用することを目指す。	前田貴洋
刑事人権論Ⅰ	2	犯罪と刑罰に関する社会制度について、戦時・占領期の刑事法制の反省に基づき、日本国憲法の基本原則を踏まえて、具体的な刑事事件を取り上げながら考えていく。戦後の日本と沖縄の冤罪事件や政治弾圧事件から学ぶべきことは多い。裁判例研究とルポルタージュ等の文献研究を組み合わせた法史学の実証的な方法で、平和主義を希求し、同時に事件の真相解明と基本的人権の保障を全うする刑事司法の理論を探究する。（Criminal Justice and Human RightsⅠ）	森川 恭剛
刑事人権論Ⅱ	2	戦時・占領期の刑事法制の反省に基づき、日本国憲法の基本原則を踏まえて刑罰論、刑事立法論、犯罪論などの基礎理論を学ぶ。さらに、近代自然法論や近代刑法原則の意義を理解した上で、沖縄の米軍基地問題の解決に資することを目的として、刑罰権力と法の間関係を捉え直し、平和・平等・自由の価値に基づく刑事法理論について、演習形式の文献研究の方法で理論的に考究し、議論を重ねる。（Criminal Justice and Human RightsⅡ）	森川 恭剛

公共社会プログラム（政治平和科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
沖縄戦後刑法史Ⅰ	2	米国統治下沖縄の米国民政府裁判所やいわゆる琉球政府裁判所の刑事事件を取り上げて具体的に検討する。米軍法令や琉球政府立法の読み方や軍・民両裁判所の刑事手続の基本的な仕組みを解説し、さらに歴史学・政治学・社会学等の関連分野の研究成果を参考にしながら、受講者それぞれの専門知識を持ち寄り、刑事裁判記録を通して裁判例研究の方法で、学際的に沖縄戦後史について理解を深めていく。 (Okinawa Occupation and Penal PowerⅠ)	森川 恭剛
沖縄戦後刑法史Ⅱ	2	米国統治下沖縄と日米安保法制下日本の刑事法制度について、米国民政府資料や日米外交関係記録等の一次史料を用いて分析する。はじめに資料の探し方や読み方を説明し、次に日本国憲法の平和主義の意義を踏まえて、その利用方法を検討する。沖縄の米軍基地問題の解決に資することを目的として、演習形式で沖縄の米軍と刑法について議論し、沖縄法政研究の現代的意義を理解し、考えていく。(Okinawa Occupation and Penal PowerⅡ)	森川 恭剛
現代沖縄史	2	戦後の沖縄は、日本本土とはまったく異なる歴史を歩んできた。ポツダム宣言やサンフランシスコ講和条約など多くの国際条約や取り決めによって、米軍による直接支配が形作られた。その支配を形作った日米両国の取り決めを再考すると同時に、その支配からの解放を求めて、沖縄の人々が米軍支配と直接対峙しつつ、自治の権利を一步一步勝ち取り発展させてきた歴史を、施政権返還を目指した政治史を中心に学ぶ。	島袋 純
自治研究	2	自治制度には、大きく分けてフランスに起源をもつ大陸型の自治制度と、イギリスを起源とする英米型の自治制度がある。明治以来、前者を制度を採用してきた日本では、任命知事の制度や機関委任事務制度など、フランスと共通する部分が大きな特徴であった。しかし、敗戦と占領は、大陸型に英米系の制度を接ぎ木したような、アメリカの強い影響を受けた自治制度となった。自治研究において、英米系の自治制度は改革のモデルとなり、様々な分権改革においてもその影響は大きい。このような理解を促進する。	島袋 純
沖縄政治行政研究Ⅰ	2	1972年の施政権返還は、沖縄に特殊な統治機構と統治プロセスを導入した。地域担当省である沖縄開発庁と総合事務局、国務大臣である沖縄開発庁長官の設置である。他府県が条例の制定により10年長期計画を総合計画として議会の議決により定めていったことに対して、沖縄県の総合計画は、国が策定権限を持つ沖縄振興開発計画とされ、自治が制約された制度が導入された。その背景を検討する。	島袋 純
沖縄政治行政研究Ⅱ	2	大田県政の登場は、沖縄の政治と沖縄対中央の政治に大きな転換をもたらした。第三次振興開発計画の途中、「沖縄国際都市形成構想」が打ち出され、沖縄振興開発体制もそれ以降大きく変更していく。2000年には沖縄開発庁が廃止され、2002年には沖縄振興開発特別措置法が廃止され、それぞれ内閣府沖縄担当部局、沖縄振興特別措置法がとって替った。沖縄振興を支える法と制度が大きく変更された。その変更と政治的変容を診ていく。	島袋 純

公共社会プログラム（政治平和科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
平和教育学Ⅰ	2	平和学の成果を踏まえ、これまでの日本及び沖縄の平和教育学の成果と課題について、いくつかの実践例をもとに検証する。特に沖縄県内の平和教育実践については、沖縄戦、在沖米軍基地がどのように取り扱われてきたのかを検証することを通じ、これからの平和教育の在り方について考えることを目標とする。子どもが考えることを中心とした学習観を視点として教育実践を検証していくことを重要視し、そのうえで、平和形成の主体という平和教育の目標論について検証していく。	山口 剛史
平和教育学Ⅱ	2	具体的な平和教育実践の方法論を考えることを中心とした授業とする。全国そして沖縄県内の平和教育の教育実践記録を活用し、その実践の再評価を学生が主体的に検証していくこととする。検証の視点として、ヒト、モノをどのように効果的に取り扱うのか、子どもの疑問が生まれるような問いや仕掛けとは何なのか、討論・ディベートなどの学びの効果にはどのようなものがあるのかを検証する。そこから平和形成の主体の育成という観点から、平和教育実践の深化には何が必要かを検討する。	山口 剛史
地域学習論Ⅰ	2	とりわけ沖縄戦学習に焦点をあて授業を実施する。具体的には学校教育の教科書を題材に、沖縄戦に関する記述を中心に、その変遷を概説する。特に沖縄戦記述に関しては、過去に裁判になるなど、日本の歴史認識の問題としてさまざまな論点を示している。そのため、家永教科書裁判、大江岩波訴訟などを通じ、沖縄戦研究の成果がどのように教育、とりわけ教科書に反映しているのか、反映してきたのかを検討する。そのうえで、今後教科書記述としてどのようなものが求められているのか学生とともに議論をする授業とする。	山口 剛史
地域学習論Ⅱ	2	沖縄という地域性の持つ特徴から、平和教育の深化の可能性を探る。沖縄は東アジアでさまざまな葛藤を抱える現場であり、核心現場といわれている。この視点を使って、沖縄での平和形成の課題が、どう東アジアの平和形成に寄与するのかを検討する。とりわけ東アジアにおける共通教材の研究から、沖縄の諸問題がどのように取り扱われ、そこでの成果と課題は何なのかを検討していくことで、今後の共通教材研究の方向性を考えていくことを目標とする。	山口 剛史

公共社会プログラム（社会・社会福祉科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
持続社会支援論A	2	コミュニティの維持存続のために必要となる支援について、社会福祉領域において展開される支援実践を通して、解決が求められる課題に関係する当事者のニーズ把握の重要性の理解を深めることを目的とする。「子どもの貧困対策」等の具体的な支援を取り上げ、先行研究も参照しながら、事象が生じる背景や、支援において必要となるコミュニケーションスキル等の援助技法、事例研究などを実践的な立場から考察すると共に、具体的事例に対するケース検討やロールプレイ等も交えたディスカッションにより実践的な理解を深める。	本村 真
持続社会支援論B	2	コミュニティの維持存続のために必要となる支援について、他者理解の重要性を理解することを目的とする。解決が求められる課題に関係する当事者の対人関係の特徴やその背景について「児童虐待対策」等の具体的な支援場面を取り上げ、関連する支援理論や援助技法も交えて理解を深める。先行研究も参照しながら、具体的技法や事例研究などを実践的な立場から考察し受講者の自己覚知も促すと共に、具体的事例に対するケース検討やロールプレイ等も交えたディスカッションにより実践的な理解を深める。	本村 真
観光地域社会学	2	観光現象と地域社会との関係性について考察するためには、観光社会学と地域社会学の双方の視点を有することが必要となる。本授業では、これら2つの社会学の分野における、理論や議論や研究事例のうち、特に上記の関係性に関わる部分に焦点を当てて学ぶ。また併せて、観光地域社会調査を遂行する上で必要となる知識も吸収する。	越智 正樹
労働社会学A	2	本授業は、講義を基本としながら、適宜出席者との議論を交えて進めていく。労働現場の社会関係を規定する労使関係（支配・従属関係）、労資関係（階級関係）の理解を通じ、職場集団や企業社会の実態およびそこに内在する諸矛盾について理論的・実証的に学び、現代社会において導き出される労働領域の社会的な課題を理解することを目標とする。授業計画は、階層／階級、ジェンダー、エスニシティ、都市／地域、グローバリゼーションなどをキーワードに、適宜最新の労働形態を参照しつつ、授業目標へ到達することを目的に構成する。	山根 清宏
労働社会学B	2	本授業は、講義を基本としながら、適宜出席者との議論を交えて進めていく。近現代における周縁労働力を焦点に、その労働力がいかなるメカニズムによって選別、配置され、周縁労働市場へと埋め込まれてきたのかを理解するとともに、「総寄せ場化」と称されるこんにちの労働社会のあり様について学ぶことを目標とする。具体的には、本授業は、周縁労働力、貧困、都市下層、社会的排除、不安定就労、ブラック労働、外国人労働者、若者などをキーワードとし、こんにちの労働社会（労働状態の可視化）の理解を目指すことを目的に構成する。	山根 清宏

公共社会プログラム（社会・社会福祉科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
運動指導支援特論Ⅰ	2	社会全体の健康を適切に管理し改善していくために、生涯を通してスポーツに親しむ環境を整えることは地域社会にとって重要な課題である。その環境を支える指導者の実状と支援体制について概説する。我が国においてスポーツの意義や価値が広く共有され、「新たなスポーツ文化」の確立が求められる中、地域の特性を反映した独自のスポーツ振興策が展開されている。しかしながら、近年、社会全体の公共性において「学校における部活動指導の在り方」や「地域におけるスポーツ指導と支援体制」の再構築が求められている。本講義では、スポーツ指導支援のカテゴリーから生涯スポーツに関連して、国や地域の現状を検討し、課題学習を通じて考究する。	三輪 一義
運動指導支援特論Ⅱ	2	健全で豊かな生活の質を維持していくうえで、運動やスポーツへの積極的な参加は心身の健康に寄与すると言える。本講義では、「運動指導支援特論Ⅰ」で習得した基礎理論を基にして、競技スポーツや生涯スポーツの運動指導支援法を中心課題とし、受講生の専門種目を軸とした指導や支援に関しての実践を探究する。特に球技スポーツを中心とした運動指導支援については、令和時代の社会の現状とこれまでの歴史的な変遷を詳細に論述し、現代社会に適した運動指導支援法を身に付けることをねらいとする。加えて、スポーツ科学的な研究遂行に必要な論理思考と実践の習得を到達目標とする。	三輪 一義
身体発達科学特論Ⅰ	2	健全な地域社会実現のために人々の健康と文化的な生活を保障することは極めて重要な課題である。本講義では、身体の発達に関連する諸科学を基盤としながら基礎理論について概説するとともに、身体機能の発達に極めて強い影響力を有する身体訓練（トレーニング）の効果について、急性および慢性適応の理論から解説し、発育、加齢、性差、環境（酸素、温湿度、重力）などの諸要因との関連について言及する。さらには、身体の活動量や機能的発達度の違いが現代人の健康水準にどのように関わっているかについて医療統計的な裏付けを紹介しながら、今日的課題のカウンターメジャーについて科学的根拠に基づき論ずる。	遠藤 洋志
身体発達科学特論Ⅱ	2	健康づくりを目的とした社会システムの構築に向け、近年スポーツ界で話題となった（又はなりつつある）いくつかのトピックスについて、国内外の情報を網羅的に収集しながら、その生理学的背景を考究する。とりわけ、健康づくりの三要素とされる、「栄養」、「休養」、「運動」の観点から、効果的な身体機能発達の戦略となり得る実用案の作成を目指す。また、身体発達に関わる「ストレス（運動を含む各種負荷）の功罪」について、メリットとデメリットに分類しながら望ましいストレスの活用法について考究する。各自で収集情報をレビューした後にプレゼンテーションを行う。	遠藤 洋志
健康心理・行動学特論Ⅰ	2	現代社会における、我が国の健康問題に関する心理社会的学説をグローバルな視点で対比的に究明し、本邦のヘルスプロモーション活動の推進に向け、様々な場、対象における健康教育の在り方、健康行動理論の適用性およびプリシード・プロシードモデルによる「社会環境、システムの影響評価」や健康政策の策定についての新たな可能性を熟考し、これまでの知見を教授する。	宮城 政也
健康心理・行動学特論Ⅱ	2	現代社会における我が国の健康問題に関する心理社会的学説をグローバルな視点で究明する。さらに特定の対象や場（学校や職場）に焦点をあて、その社会環境システム等を評価（プリシード・プロシードモデル）、考慮したヘルスプロモーション活動の推進に必要な健康行動理論等を踏まえた応用的な健康教育のあり方について検討教授し、実践評価を行う。また、これからの健康政策提言についても熟考する。	宮城 政也

公共社会プログラム（社会・社会福祉科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
運動学習支援特論Ⅰ	2	新奇の運動様式を獲得するまたは何らかの原因により失われた運動技能を再獲得する運動学習は、科学技術が発展している現代社会においてもなお重要な研究課題として位置づけられている。この研究領域は、一般的なスポーツ現場のみならず、子どもから高齢者・障害者等を対象としたアダプテッドスポーツやリハビリテーションのような医療現場でも必要とされている。本授業では、運動学習を主なテーマとして、文献研究・動作解析・統計処理・課題討論をとおり、運動学習支援に関する高度な専門的知識を獲得することを目的とする。	増澤 拓也
運動学習支援特論Ⅱ	2	新奇の運動様式を獲得するまたは何らかの原因により失われた運動技能を再獲得する運動学習は、科学技術が発展している現代社会においてもなお重要な研究課題として位置づけられている。この研究領域は、一般的なスポーツ現場のみならず、子どもから高齢者・障害者等を対象としたアダプテッドスポーツやリハビリテーションのような医療現場でも必要とされている。本授業では、運動学習に関して、スポーツ心理学の専門的知識を応用したトレーニング手法を開発・検討することで、実践的な指導力を獲得することを目的とする。	増澤 拓也
健康文化論	2	健康文化とは、人生を通じて様々なスポーツ・身体活動への参加を可能にし、健やかで幸せな生き方を実現するため、現代社会で不可欠なものとして位置づけられている。健康文化を真に理解するためには、知識・技能の習得のみにとどまらず、スポーツ・身体活動に対する「こころ」を習熟させることが求められており、近年、高い関心が寄せられている。本講義では、誰でも安全に楽しくスポーツと関わるように健康文化を理解する上で必要な基礎知識と実践スキルを概観しながら、「こころ」の習熟に必要なスポーツ心理学の基礎的な概念を解説する。	増澤 拓也
身体運動科学特論Ⅰ	2	生涯健康を目的としたスポーツや運動は、そのものを楽しみながら継続的に生涯を通じて自身の健康維持・増進や社会的交流のツールとしての役割が大きいといえる。地域や学校教育場面での運動指導では、実践者の動きを分析して、適切に評価・診断し、動きの改善や能力の向上のための最良の方法を提示することが求められる。本講義では科学的根拠に基づく身体運動の方法論を学び、子供、女性、高齢者、競技者など多様性のあるプログラムを作成できる能力を身につける。	砂川 力也
身体運動科学特論Ⅱ	2	社会全体の健康を適切に管理し改善するために身体運動に関連する科学的認識や専門的知識について概説する。本講義では、国内外の最新研究知見に触れながら受講者自身が生涯スポーツや競技スポーツとどのように関わっていくかという視点を探究する。その過程で、体力や身体活動に対する既成概念を問い直し、豊かなスポーツライフを支える知見を得ることを目指す。また科学的根拠に基づく身体運動の実践、応用、検証などを行うとともに、実験方法、実験手順、分析、評価などをプレゼンテーション形式で発表する。	砂川 力也

公共社会プログラム（社会・社会福祉科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
身体文化論	2	身体文化とは、遊び・スポーツ・舞踊・祝祭事などがあげられ、これらの身体運動を行うことに価値を見出し、日常生活や社会的にも不可欠なものと位置づけられ、社会制度として確立され、歴史的な蓄積をもたらしてきたものである。現代社会に至るまでの身体文化は、人生を通じて様々なスポーツ・身体活動への参加を可能にし、健やかで幸せな生き方を実現する「ちから」として捉えることができ、近年、高い関心を寄せいている。本講義では、誰でも安全に楽しくスポーツと関わることができるように身体文化と近代スポーツとの関わりを理解する上で必要な基礎知識と実践スキルを解説する。	砂川 力也
比較社会学A	2	トランスナショナルな人の移動が常態化する現代において、沖縄をめぐる人の移動の歴史と現在、そして今後の展望を、比較社会的な視野と地域研究的な手法で、理論的・実証的に研究する。ライフヒストリー法、エスニシティー論、移民研究、引揚研究、多文化共生社会論について検討し、沖縄社会の内なる多様性や、沖縄から中南米への移民とその子孫たちによる現代のウチナーネットワーク、台湾―沖縄引揚の戦後沖縄に及ぼしたインパクト、引揚女性の比較階層研究などについて議論する。	野入直美
比較社会学B	2	トランスナショナルな人の移動が常態化する現代において、沖縄をめぐる人の移動の歴史と現在、そして今後の展望を、比較社会的な視野と地域研究的な手法で、理論的・実証的に研究する。ライフヒストリー法、エスニシティー論、移民研究、引揚研究、多文化共生社会論について検討し、沖縄社会の内なる多様性や、沖縄から中南米への移民とその子孫たちによる現代のウチナーネットワーク、台湾―沖縄引揚の戦後沖縄に及ぼしたインパクト、引揚女性の比較階層研究などについて議論する。	野入直美

経済経営プログラム（経済科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
ミクロ経済学	2	経済学は、希少な資源を効率的に配分する方法を研究する学問である。またミクロ経済学では、消費者、企業といった経済主体の行動と経済主体の集合からなる経済の問題を考察する。本特論では、ミクロ経済学の分析手法を概観する。	越野 泰成
マクロ経済学	2	大学院レベルで必要とされる基礎的なマクロ経済学理論を体系的に学ぶ。主として、経済成長理論、景気変動に関する古典的理論、景気安定化政策の理論的考察を学ぶことを通じて専門的な経済分析を行うための土台形成を目的とする。	岩橋 培樹 堀 勝彦
マクロ経済分析	2	理論と現実（データ）との乖離について、主としてマクロ経済的視点から検討し、分析する手法について学習する。	岩橋 培樹 堀 勝彦
統計学特論	2	大学院レベルの実証分析に不可欠な統計学の基礎的な知識を身につける。主に記述統計、推計、仮説検定等をエクセルや専門の統計ソフトを使って分析できるようにする。	杉田 勝弘 高岡 慎
計量経済学特論	2	経済データ分析に不可欠な計量経済学の基礎的な知識を身につける。主に回帰分析、時系列分析、パネル分析等を専門のソフトウェアを使って分析できるようにする。	杉田 勝弘 高岡 慎
データサイエンス特論	2	社会・経済の大規模データの分析方法を学ぶ。そして、大規模データから観測された経験則がどのようなメカニズムで生成されるかを明らかにするために、なるべく少数のパラメータや仮定から再現可能な時系列モデルやエージェントベースモデルを構築する基本的な考え方や技術を学ぶ。	山田 健太
財政学特論	2	人口構成の変化やグローバル化の進展を背景に社会経済構造が大きく変化し、財政赤字、地方分権、税制、社会保障、公共事業、環境問題、地域再生といった多岐にわたる政策課題を抱えている。いま、時代の変化に対応できる財政活動の在り方が問われている。本特論では、財政の基礎理論、制度、現状を理解し、これからの財政活動のあり方を考えていく。	瀬口 浩一
地方財政論特論	2	「国と地方の財政関係」と「地方の行財政システム」の再構築が求められている。地方財政の課題を理解し、科学的に見つめることは、財政活動のあり方や地域の再生戦略を考える上で欠かせない。講義では、地方財政及び地域経済の基礎理論、制度を理解し、これからの地方財政及び地域経済のあり方を考えていく。	瀬口 浩一
金融論特論	2	本講義では、現在多くの国で行われている銀行規制について考察する。銀行規制の主要課題は、決済機構を円滑に機能させつつ、銀行経営の効率性を向上させることである。現実の銀行規制がこの問題をどのように解決しているか、またどのような銀行規制が望ましいかを「情報の経済学」、「契約理論」を用いて検討する。講義は受講生の報告を中心に進める予定である。受講にあたって、ミクロ経済学、金融論の初歩的な知識を前提とする。	宮田 亮

経済経営プログラム（経済科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
現代貨幣理論	2	本講義では、世代重複モデル、サーチモデルに基づく貨幣理論を概観する。これらの理論は、貨幣保有をアドホックに仮定するのではなく、経済主体の合理的行動の結果として捉える点に特徴があり、様々な金融現象の要因を分析するツールとして近年重要なものとなっている。基礎理論の学習に加えて、金融政策についての含意も検討する。	宮田 亮
国際経済政策特論	2	学部における国際ミクロ経済政策と国際マクロ経済政策をより発展させた教育研究である。ミクロ経済政策の分野では完全競争下における伝統的貿易政策論のみならず、不完全競争下における、戦略的貿易政策論等の貿易政策論についても教育研究する。また貿易政策のみならず、広く開放経済における産業政策についても教育研究する。マクロ経済政策の分野では、従来の伝統的マンデル＝フレミング・モデルによる比較静学分析や、国際協調の分析のみならず、動学的最適化分析によるマクロ経済政策の分析についても教育研究する。	徳島 武
国際経済政策演習	2	国際経済政策の理論的分析を現実問題へ応用して、その解釈と解決方法について講義形式で報告させ、分析と発表の能力を養う。また結果のまとめ方、発表や議論の進め方についても議論し、経済学的見地からの報告の仕方や、論文の作成方法についても学ぶ。	徳島 武
経済システムと政策分析特論	2	現代の経済体制・経済システムの比較研究、福祉国家の経済的・社会的諸問題の検討を行う。今日では経済を体制やシステムの視点からみるアプローチが重要性を増しつつある。このような体制的一システムの視点から、今日の福祉国家の諸問題に代表されるような、経済システムに内在する諸問題を明らかにし、現代経済における市場や国家の果たす役割を再考察する。また参加と公共性、インフォーマルな経済、地域とコミュニティ、さらには今日顕著に現れている非営利組織や非政府組織の役割を分析する。	石田 一之
経済システムと政策分析演習	2	現代経済社会における個別的政策課題の分析を行う。経済のグローバル化や高度情報革命など、今日の国際的な経済社会環境は急速に変化している。また国内問題に目を転じると、少子高齢化、労働市場の流動化、構造改革などの諸問題がある。このような環境の変化のなかでの市場の役割、国家の役割、そして社会の役割の変容ということに焦点を当てて分析を加える。また、公的規制と規制緩和、マクロ経済学と労働市場、地域とイノベーション、少子高齢化と社会保障、環境問題と経済政策などの個別課題を取り上げる。	石田 一之
社会政策特論	2	社会政策の各分野（社会保障、貧困問題、労働問題、障がい者支援、労働支援、生活支援、住宅問題、教育問題、NPO、文化政策、地域再生など）の中から、受講生の追求したいテーマについて、日本や世界の事例、先行研究などを専門的かつ複合的に検討する。	高畑 明尚
社会政策演習	2	社会政策の各分野の中から、受講生の追求したいテーマについて、受講生自身の文献検討やフィールドワークを基に、専門的かつ実践的に検討していく。	高畑 明尚

経済経営プログラム（経済科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
現代社会システム理論特論	2	現代社会の諸現象を、現代社会のシステム構造に対する原理論的認識に基づき、総体的に把握できるように、原理論習得のための原典講読を含めた古典的な文献の講読の読解指導と、リアルタイム的な社会・経済の諸現象との把握をリンクさせて指導する。具体的には、共通のテキストを通した普遍理論の習得と、学生自らの個別の対象考察とを融合させつつ、現代社会の総体的把握と個別社会現象の総体的把握の能力を養う。	高畑 明尚
現代社会システム理論演習	2	現代社会システム理論特論で習得した現代社会の諸現象の把握・解明の方法に基づき、現代社会を総体的に把握することを目的として、普遍的理論の習得に資するテキストの講読と、受講生各自の主体的な個別の対象考察とを融合させつつ、現代社会の総体的把握と個別的な社会諸現象の原理的総体的把握の能力を養う。	高畑 明尚
実践社会政策特論	2	地域社会の中で社会政策を展開する一環として妥当する諸団体の活動やマネジメントについて、基礎的な文献検討を基に、現場の現地研修で学び習得していく。とくに「りっかりっか青少年国際演劇フェスティバル」を地域社会における文化政策の展開として、主催団体であるACO沖縄での現地研修を、本講義では要件としている。	高畑 明尚
日本経済史特論	2	近現代の経済史、経営史に関する基本文献を輪読し、議論を行う。	星野 高德
日本経済史演習	2	経済史関連の研究論文のレビュー及び論文・レポート等の執筆に向けた研究発表を行うことにより、テーマ設定、論証方法等について議論する。	星野 高德
環境経済学特論A	2	本講義では、環境問題を経済学の視点から分析するための環境経済学の理論を修得することを目的とする。ミクロ経済学の基本的な知識を修得していることを受講の前提とする。講義は受講生による報告を中心に進める。	藤田 陽子
環境経済学特論B	2	環境経済学の理論を実際の環境問題や環境保全政策との関連の中で理解し、問題解決につながる政策立案能力を向上させることを目的とする。講義の中では、環境経済学の基礎理論の理解を深め、実際の環境問題を題材として理論と実際との関連性について考察する能力を養う。受講生による研究発表を中心に進める。	藤田 陽子
大学組織特論	2	大学組織特有の権限と責任の構造を理解し、人事・運営管理を考察することを目的とする。日本の法制度や各種調査から明らかになった実態を、諸外国のそれと比較し、最近の政策動向を評価するという方法をとる。	天野 智水
大学教育マネジメント特論	2	大学の教育研究機能について理解し、授業レベルからカリキュラムレベルまでの教育マネジメントを考察することを目的とする。歴史的・国際的比較とともに現在の日本における諸大学の実践を評価するという方法をとる。	天野 智水
A I 特論	2	AIを活用したデータ分析や意思決定のために、AIがその結論に至ったプロセスを人が理解可能にするアプローチとして「説明可能なAI」「解釈可能なAI」について学ぶ。	上原 和樹
都市経済学特論	2	都市経済学というミクロ経済学の応用分野に立脚し、都市の経済構造を解き明かしていく。都市経済学の標準的なトピックを概観しながら、修士論文執筆に必要な理論的・実証的背景を学習する。	大城 淳

経済経営プログラム（経営科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
ファイナンス論基礎	2	資金調達、配当政策等を中心とした財務管理論、および株価の算定、ポートフォリオ理論、デリバティブ取引等を中心とした証券投資論について、基礎的な理論モデルを学習することを主眼に置く講義である。講義で用いるテキストや参考文献としては、MBAテキスト（英語の文献含む）や論文（Journal of Finance）等を参考にし、講義形式というよりは輪読形式により付加価値をつけて相互の理解・知識を深めていくことを目的とする。	桑原 和典
ファイナンス論応用	2	ファイナンス理論基礎を履修していることを前提にして、より現実的なアプローチで学習することに主眼を置く講義である。具体的には企業の財務データ、日経平均、金利等さまざまなデータを利用して、各自あるいはグループ別のテーマ（株価予測やポートフォリオによるリスク分散等）に沿った実証分析を行い、理論モデルとの整合性についての検証を行う。	桑原 和典
現代会計論	2	企業が株主や債権者などの外部利害関係者に対して経営成績や財政状態を報告する目的で提出される財務諸表の理論と読み方を学ぶ。我が国において、企業が提出する財務諸表に対して様々な規制が行われている。最初に、会計規制がなぜ必要なのかというところから紐解いて、財務会計の理論について学んでいく。その際、適宜企業における会計実務についてのケースも活用する。	多賀 寿史
会計システム論	2	現代会計論で学んだことを受けて、現代の企業で重要な会計制度のうち、主に応用論点について学んでいく。本講義で取り上げる論点は、金融商品会計、外貨建取引会計、包括利益、連結会計、企業結合会計である。時間が許せば他の論点も取り上げる。	多賀 寿史
人的資源管理特論	2	人的資源管理論は、企業などの組織におけるヒトの管理に関連する制度（いわゆる人事制度）を分析の主たる対象としている。本講義では、受講生自身が人的資源管理（採用や育成、評価など）に関する実践的な研究テーマを設定して、そのテーマに関連する文献の収集やレビューを行い、その結果を発表する。また、発表内容について受講生全員で議論を行い、効果的・効率的な人的資源管理を探究する。	井川 浩輔
組織行動特論	2	組織行動論は、企業などの組織におけるヒトの行動（例えば、社員の行動）を分析の主たる対象としている。本講義では、受講生自身が組織行動（モチベーションやリーダーシップ、組織文化など）に関する実践的な研究テーマを設定して、そのテーマに関連する文献の収集やレビューを行い、その結果を発表する。また、発表内容について受講生全員で議論を行い、組織行動の構成要素や影響要因を探究する。	井川 浩輔

経済経営プログラム（経営科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
マーケティング研究	2	マーケティング関連の論文およびケーススタディを通じて、企業のマーケティング活動に関連する諸概念とその展開を紹介する。	王 怡人
マーケティング・コミュニケーション研究	2	企業のマーケティング活動をコミュニケーションの観点から捉え、情報発信手段の変化からの影響、情報に対する消費者の受容、そしてブランディングといったトピックスを紹介する。	王 怡人
イノベーション・マネジメント	2	研究技術開発活動・製品開発活動・事業化活動を経て成果獲得へと至るイノベーション・マネジメントについて、その基本的な考え方や概念を学ぶ。	松平 好人
中小企業経営研究	2	中小企業経営の基本を理解したうえで、中小企業のイノベーションを促進する中小企業政策に焦点を当て、その基本的な考え方や課題を学ぶ。	松平 好人

経済経営プログラム（観光産業科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
Sustainable Destination Management I	2	観光地の持続可能な管理やまちづくりを、観光地経営の理論と様々な地域の観光まちづくりの事例をもとに講義と学生の発表を通して、セミナー形式で行う。	宮國 薫子
Sustainable Destination Management II	2	観光地の持続可能な管理やまちづくりを、観光地経営の理論と様々な地域の観光まちづくりの事例をもとに講義と学生の発表を通して、セミナー形式で行う。	宮國 薫子
観光統計・経済論 I	2	観光の経済効果やレベニューマネジメント等、観光統計・経済学に関する調査、量的分析に必要な手法、産業連関分析や推測統計学に関し、実習を交え講じる。ExcelやR、R Commanderなどのソフトを用いる。	金城 盛彦
観光統計・経済論 II	2	観光の経済効果やレベニューマネジメント等、観光統計・経済学に関する調査、量的分析に必要な手法、社会会計行列や多変量解析に関し、実習を交え講じる。ExcelやR、R Commanderなどのソフトを用いる。	金城 盛彦

言語表象プログラム（人間学科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
教育人間学・社会学 A	2	授業のテーマは、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについて、特にそこに他の人が「教える」という形で介在することに焦点を当てながら教育人間学・社会学的に考察することである。授業の到達目標は、人間形成をめぐる諸概念とその関連を理解した上で、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについての自分なりの把握ができることである。	長谷川 裕
教育人間学・社会学 B	2	授業のテーマは、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについて、特にそこに他の人が「教える」という形で介在することに焦点を当てながら教育人間学・社会学的に考察することである。授業の到達目標は、人間形成をめぐる諸概念とその関連を理解した上で、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについての自分なりの把握ができることである。関連する文献を受講生と相談しつつ決めた上で、その文献を講読しディスカッションを行うという方法をとる。	長谷川 裕
教育人間学・社会学 C	2	授業のテーマは、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについて、特にそこに他の人が「教える」という形で介在することに焦点を当てながら教育人間学・社会学的に考察することである。教育人間学・社会学Aが原理論であるのに対して、教育人間学・社会学Cは学校教育に特に焦点を当てる。授業の到達目標は、人間形成をめぐる諸概念とその関連を、学校教育を中心にしつつ理解した上で、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについての自分なりの把握ができることである。	長谷川 裕
教育人間学・社会学 D	2	授業のテーマは、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについて、特にそこに他の人が「教える」という形で介在することに焦点を当てながら教育人間学・社会学的に考察することである。教育人間学・社会学Bが原理論であるのに対して、教育人間学・社会学Dは学校教育に特に焦点を当てる。授業の到達目標は、人間形成をめぐる諸概念とその関連を、学校教育を中心にしつつ理解した上で、人間の行動・思考様式が社会生活の中で形成されていくプロセスについての自分なりの把握ができることである。関連する文献を受講生と相談しつつ決めた上で、その文献を講読しディスカッションを行うという方法をとる。	長谷川 裕
哲学的人間学A	2	「人間とは何か」は古来、また洋の東西を問わず、哲学の根本にあるきわめて重要な問いである。この問いについての思索の成果、あるいはその過程を収めた哲学的著作を読解しながら、この問いについて考察する。主に西洋前近代の思想家たちの著作を取り上げる。	寺石 悦章

言語表象プログラム（人間学科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
哲学的人間学B	2	「人間とは何か」は古来、また洋の東西を問わず、哲学の根本にあるきわめて重要な問いである。この問いについての思索の成果、あるいはその過程を収めた哲学的著作を読解しながら、この問いについて考察する。主に西洋近現代の思想家たちの著作を取り上げる。	寺石 悦章
哲学的人間学C	2	「人間とは何か」は古来、また洋の東西を問わず、哲学の根本にあるきわめて重要な問いである。この問いについての思索の成果、あるいはその過程を収めた哲学的著作を読解しながら、この問いについて考察する。主にインド・中国の思想家たちの著作を取り上げる。	寺石 悦章
哲学的人間学D	2	「人間とは何か」は古来、また洋の東西を問わず、哲学の根本にあるきわめて重要な問いである。この問いについての思索の成果、あるいはその過程を収めた哲学的著作を読解しながら、この問いについて考察する。主に日本の思想家たちの著作を取り上げる。	寺石 悦章
倫理学A	2	倫理学の基礎理論を学び、哲学史及び思想史上の重要な学説や論点についても理解を深める。主に西洋における倫理学説史を辿りながら、倫理思想の社会的背景や固有の倫理観等について、テキストなどを参照しながら読み解く。古代ギリシャから古代社会の倫理観、ルネサンスと宗教改革、デカルト哲学、イギリス経験論、功利主義、ドイツ観念論、ヘーゲルの人倫思想、マルクス主義及び実存主義、現代哲学など。	小屋敷 琢己
倫理学B	2	倫理学の基礎理論を応用する分野として「応用倫理学」について概説し、「生命倫理」「環境倫理」「表象倫理」などについて理解を深める。テーマとしては、「臓器移植」問題、「安楽死」問題、公害問題、メディアの倫理など。	小屋敷 琢己
倫理学C	2	倫理学を「社会的な規範」を構造的に把握する理論と位置づけ、社会的行為の哲学的実践理論として理解を深める。西洋哲学史の中の社会思想を参照しつつ、社会理論の構造的な把握と規範意識の関連を概説する。特に、民族理論やナショナリズムと倫理、グローバリズムと地域主義、多元主義と多文化主義などについて考察する。	小屋敷 琢己
倫理学D	2	西洋思想史及び日本思想史における「文化」理論を概説し、文化と倫理の関連を深く学ぶ。文化の対象として、芸術分野だけでなく、「衣食住」などの広義の文化に関わる活動についても理解を深める。特に、文学や美術だけでなく、写真や民藝などについても具体的に説明し、こうした文化と倫理がどのように関わっているのか、社会的事象を参照しながら理解する。	小屋敷 琢己

言語表象プログラム（人間学科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
理論哲学A	2	理論哲学に関する文献のレジュメ作成・発表・討論を通して、理論哲学の主要な見解を学ぶ。	久高 将晃
理論哲学B	2	理論哲学に関する文献のレジュメ作成・発表・討論を通して、理論哲学の主要な見解を学ぶ。	久高 将晃
実践哲学A	2	実践哲学に関する文献のレジュメ作成・発表・討論を通して、実践哲学の主要な見解を学ぶ。	久高 将晃
実践哲学B	2	実践哲学に関する文献のレジュメ作成・発表・討論を通して、実践哲学の主要な見解を学ぶ。	久高 将晃
英米実践哲学 I	2	概要：現代の英語圏での実践哲学について論じる。その中でも特に「実践的推論（practical reasoning）」について、歴史的背景から現在の状況までを論じる。講義は毎回配付するレジュメに基づく。予備知識：倫理学や論理学に関する一般教養程度の知識しか前提としない。参考書・参考資料等：Wright, L. (2012) Critical Thinking (2nd ed.). Oxford University Press.	吉満 昭宏

言語表象プログラム（人間学科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
英米実践哲学Ⅱ	2	概要：「英米実践哲学Ⅰ」を踏まえた上で、特に「実践的（倫理的）推論（practical (moral) reasoning）」に関する英語の原典を精読する。なお、最初の2回は基礎的な事柄について講義し、それ以降は学生主体の演習形式となる。参考書・参考資料等：Jonsen, A. R. & S. Toulmin (1988) The Abuse of Casuistry. University of California Press.	吉満 昭宏
英米理論哲学Ⅰ	2	概要：現代の英語圏での理論哲学について論じる。その中でも特に、C. I. ルイスの考察に端を発する「条件文の論理（logic of conditionals）」について、「タブロー」という道具立てを用いて論じる。講義は毎回配付するレジュメに基付く。予備知識：哲学や論理学に関する一般教養程度の知識しか前提としない。参考書・参考資料等：Priest, G. (2008) An Introduction to Non-Classical Logic (2nd ed.). Cambridge University Press.	吉満 昭宏
英米理論哲学Ⅱ	2	概要：「英米理論哲学Ⅰ」を踏まえた上で、特に「C. I. ルイスの論理哲学」に関する英語の原典を精読する。なお、最初の2回は基礎的な事柄について講義し、それ以降は学生主体の演習形式となる。参考書・参考資料等：Rosenthal, S. B. (2007) C. I. Lewis in Focus. Indiana University Press.	吉満 昭宏

言語表象プログラム（超域文化表象科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
環境文学Ⅰ	2	英米で発展してきた環境批評を主たるアプローチとし、欧米の環境思想の歴史的展開を踏まえて関連する作品群を精読する。18世紀から19世紀の欧米近代を対象とし、近代社会の成り立ちや発展とともに環境言説がどのように時代とともに変化したのかを通史的に外観しながら、欧米近代の思想的課題を「環境」の視点から再検討する批評的アプローチを身につける。	山城 新
環境文学Ⅱ	2	「環境文学」と称されるジャンルの現代的状況と21世紀社会の環境言説をめぐる諸課題について学ぶ。19世紀後半から20世紀の欧米近代を対象とし、現代の環境言説がどのように21世紀社会の到来とともに変化したのかを通史的に外観する。その過程で現代的「環境概念」の展開を理解するとともに、環境をめぐる21世紀の思想的課題を検討する批評的アプローチを身につける。	山城 新
アメリカ研究A	2	アメリカの「他者」表象をテーマとした日本語及び英語文献を精読し、人種、ジェンダー、階級など、アメリカの文化や社会の特徴を考察するうえで重要な理論と手法についての理解を深め、自ら選んだ分析対象について考察し、学術的な論文の執筆方法を習得する。	山里 絹子
アメリカ研究B	2	アメリカにおける移民の文化表象に関する文献の精読を通して、アメリカ研究の専門的な知識と技術を習得する。また、アメリカ研究の手法の一つであるライフストーリー研究に関する知識と技術を習得する。ライフストーリーに関する理論、インタビューの仕方、テキストの分析、ライフストーリー作成方法などについて学ぶ。ライフストーリーを用いた学術的な論文の執筆方法を習得する。	山里 絹子
ヘルス・ヒューマニティーズ	2	ヘルス・ヒューマニティーズは医学・人文学・芸術学・社会科学などの領域を横断する学際的な学問分野である。このクラスでは「健康」と「病」という概念を生物学的、経済的、文化的側面から捉え、グローバルな視点で医学や診断システムについて考察する。	加瀬 保子
医学と文学	2	病やディスアビリティの表象について、文化的・社会的コンテクストを考慮しつつ、様々な文学テキストやメディアを分析していく。	加瀬 保子
比較文学Ⅰ	2	いわゆるグローバル化によって様々な領域で均質化が進行する一方で、文学作品および文学研究は多様化している。そこでこの授業では、対象となる文学作品を英米からだけでなく他地域へと越境して精選することで多様性を追求する。そして選ばれた諸作品を特定のテーマのもとに社会的・文化的背景等を検証しながら比較検討することで、文学研究の多様性を探求する。	小林 正臣

言語表象プログラム（超域文化表象科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
比較文学Ⅱ	2	いわゆるグローバル化によって様々な領域で均質化が進行する一方で、文学作品および文学研究は多様化している。そこで比較文学Ⅰに引き続き、対象となる文学作品を英米からだけでなく他地域へと越境して精選することで多様性を追求する。そして選ばれた諸作品を特定のテーマのもとに社会的・文化的背景等を検証しながら比較検討することで、文学研究の多様性を探求する。	小林 正臣
クリエイティブ・エリア・スタディーズ	2	芸術とデザインの観点から、地域や地方それぞれに影響を与えるグローバルな動きをテーマにして、ローカル（沖縄）とグローバルな場面の両方を含む横断的な研究を行う。研究した内容をもとに特定のエリアでプロジェクトの実践を行う。	スプリー ティトゥス
ソーシャリー・エンゲイジド・アート	2	社会に関わる現代アートについて、グローバルな視点で実例調査を行い、「参加型」「コミュニティ」「会話」「コラボレーション」というキーワードのもと、実践的な研究を行う。特定の「コンテキスト」や地域社会との関係にフォーカスしたアートについて実践的に学ぶ。	スプリー ティトゥス

言語表象プログラム（言語コミュニケーション科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
音韻論Ⅰ	2	言語の音韻体系に関する基本的概念を学び、様々な言語体系そして、その体系にみられる独特の現象を考察、そして議論する。英語や日本語だけではなくアジア、アフリカ、ヨーロッパの言語等も対象とし、通時的言語体系の変化も視野に入れ考察していく。	島袋 盛世
音韻論Ⅱ	2	言語の音韻体系そして、その体系にみられる独特の現象を考察、そして議論する。英語や日本語だけではなくアジア、アフリカ、ヨーロッパの言語等も対象とし、通時的言語体系の変化も視野に入れ考察していく。	島袋 盛世
比較文法特論Ⅰ	2	標準的な生成統語理論の概要を学び、文法の比較研究のために必要な理論的枠組みを修得する。単に理論の理解だけではなく、それが言語事実の説明にどの程度成功しているのかについて考えることに重点をおく。また、統語理論を考えるにあたって幼児の言語習得に関する諸事実が示唆することについても、並行して考えていく。	吉本 靖
比較文法特論Ⅱ	2	「比較文法特論」で学んだ生成統語理論を使って、実際に複数の言語の文法上の様々な側面における相違点および共通点について比較研究する。主に日本語と英語を比較の対象とし、生得的な普遍文法からどのようにして個別文法の特徴が生じるのかについて原理とパラメータのアプローチをもとに考えていく。	吉本 靖
コミュニケーション研究特論Ⅰ	2	人の対話を科学的に探究する。コミュニケーションという人と人の相互行為の連鎖が組織される様子を精査し、コミュニケーション行為の規則性や協働のしくみを考察する。その上で、コミュニケーション行為を異文化間で比較することにより、各言語共同体のコミュニケーション行為に埋め込まれた文化的な行動規範の独自性と通文化的な普遍性を探究する。	宮平 勝行
コミュニケーション研究特論Ⅱ	2	「コミュニケーション研究特論Ⅰ」に続き主要な研究論文を通読しながら、コミュニケーション研究で用いられる主要な質的研究方法について学ぶ。その上で、コミュニケーション行為と言語共同体の関係を探究する具体的な研究計画を立案する。	宮平 勝行
英語教育リサーチ論Ⅰ	2	より効果的な英語教育に資する基礎研究・応用研究の学術論文を、英語で読んで理解する力を養う。具体的には、実証研究論文を英語で読み、その構成と仮説－検証の流れ、調査方法と実験計画を理解する。さらに、調査・実験の実施に必要な項目と、その分析方法（特に量的研究・統計手法）と効果的な結果の提示について考察する。またテーマに沿った文献を自ら検索し、批判的な読みと代替案を提示する力を育成する。	東矢 光代
英語教育リサーチ論Ⅱ	2	実際に調査・研究を行う際の実験計画の立て方、データ収集の方法、分析、結果の書き方について演習を行う。具体的には、英語教育分野の調査テーマについて、参考となる学術論文を探し、その実験内容を踏まえて、自ら取り組むトピックを絞り込み、実証可能な問い（研究課題）を立てる。さらに、調査・実験の計画と実施のための資料・テストなどを作成し、調査・実験とデータ分析を行ない、リサーチペーパーをまとめる。	東矢 光代
意味論研究Ⅰ	2	形式意味論（formal semantics）の基本的な概念を学び、様々な意味現象を分析することができるようになる。意味の分析に必要な「形式」の基礎を練習しながら、形式意味論の基本的な概念（真理条件・構成性原理・前提など）を学ぶ。「文の意味がどうやって計算されるか」、「そもそも文の意味とは何だ」等、意味論の基本的な問題を考えながら最近の研究論文を理解するための基礎知識を身につける。	クリストファー・デイビス

言語表象プログラム（言語コミュニケーション科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
意味論研究Ⅱ	2	意味論研究Ⅰで習得した基本的な概念を基に、最近の研究論文で扱われている問題を概観するためにその基礎知識を深める。いくつかのトピックを選んで、その現象に関する研究論文を読み、議論し、分析をすすめる。また、意味論のフィールド調査（semantic fieldwork）の基礎を学ぶ。	クリストファー・デイビス
英語教育のための応用言語学Ⅰ	2	第二言語および外国語としての英語学習者の語彙の認知的処理、記憶および運用に関わる様々な研究について学修する。特に、第二言語の語彙知識とは何か、それぞれの知識をどのように獲得するのか、そして語彙運用のうち、特にコロケーションの運用から英語の語彙習得について概観する。	呉屋 英樹
英語教育のための応用言語学Ⅱ	2	英語コーパスに関わる様々な研究について学修する。特に、コーパスとは何か、英語コーパスを活用してどのような英語教育が展開できるのか、そしてその調査方法にどのようなものがあるかについて概観する。特に4つの実践的課題を通じ、英語コーパスを活用した第二言語もしくは外国語としての英語の習得や学習について考える。	呉屋 英樹
批判的談話研究特論A	2	言語教育や言語政策、多文化共生などの分野で発表された論文の中から、批判的談話研究の姿勢が認められるものを選び、読んで議論する。どのような論文を選ぶかは、一定の候補を定めたあとで、受講生の興味関心を踏まえて決定する。受講生の数にもよるが、各受講生は必ず1回は自分が選んだ論文の主たる発表者となって授業の進行役となる。	名嶋 義直
批判的談話研究特論B	2	最初に批判的談話研究という研究姿勢について理解を深め、そのあとで批判的談話研究の著名な研究者が書いた概説的な論文を読んで議論し批判的談話研究に対する理解を深める。最初に読む論文は教員が担当する。2本目以降の論文については、受講生が各自担当する。どのような論文を選ぶかは、一定の候補を定めたあとで、受講生の興味関心を踏まえて決定する。	名嶋 義直
比較方言学特論A	2	琉球列島をはじめ日本各地方言の現状を把握し、音韻・文法・語彙に関して理論的にその共時態の構造を理解する。また言語地理学の方法を援用して全国方言の地理的分布から諸条件を考慮しつつ、その広がり方を理解する。さらに方言間を比較し日本語史に照らすことにより歴史的変遷過程についても考究する。	中本 謙
比較方言学特論B	2	周知の通り琉球列島の言語は消滅の危機に瀕しているとされる。また全国に目を向けても、社会的変容、震災、災害等の影響により方言は衰退の一途を辿っている。ここでは琉球列島をはじめ日本各地方言を対象にその保存、継承に資する音韻・文法・語彙の記述的研究を行う。得られた資料をもとに体系化し、さらに中央語や周辺方言との比較を通じて、その特徴、変化の道筋を追究する。	中本 謙
日本語教育学特論A	2	日本語を母語としない児童生徒等の背景や環境、学校等の受入れ・指導体制、指導方法等を理解し、子どもたちの生活や学習に関連付けた日本語教育の在り方について、関連文献を講読しながら考究し、公立学校における日本語教育の問い直しを試みる。	高橋 美奈子
日本語教育学特論B	2	現代日本語として運用されている様々な種類の談話の特徴や構造、言語形式、働きについて、さらにはその話し手の属性や聞き手との関係性、配慮等について、関連文献を講読しながら理解を深め、日本語を母語としない人々と構成する日本語社会における日本語話し言葉の在り方について考究する。	高橋 美奈子

言語表象プログラム（言語コミュニケーション科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
図書館情報メディア特論A	2	図書館（学校図書館含）の経営と管理の立場から、施設建設計画の段階や既存施設・設備の維持管理において検討すべき要素を挙げて、図書館利用者が知的活動に専念できる物的環境のあり方を検討しながら、とくに学校教育における図書館の利活用について、国語科との関わりから小学校段階から高等学校段階までを見通して考究する。	望月 道浩
図書館情報メディア特論B	2	図書館（学校図書館含）が提供する各種サービスのなかでも、情報と人びとをつなぐ手立ての1つとしての「情報サービス」を取り上げる。情報サービスとは、利用者が日常生活の中で抱える様々な課題（疑問・困難）を、情報提供を通して解決していくためのサポートであり、まちづくり、ビジネス、出産・育児、闘病・介護、多文化交流、災害・貧困など、多様な場面に広がっているが、本科目では、学校教育における図書館の利活用の観点から、小学校段階から高等学校段階までを見通して考究する。	望月 道浩
言語教育学特論	2	教育工学的観点から言語に係わる教育と学習、広義のコミュニケーションにアプローチするために必要な知識を学び、理解を深める。また教育関連分野の諸科学の理論を踏まえ、教育工学的思考を理論的枠組みとした研究方法、研究計画立案、研究実践について探求し、研究遂行能力を高めることを目標とする。	金城 尚美
言語教育学演習	2	言語の教育と学習に関わる諸課題や自己の研究課題を教育工学的視点から捉え直し、より客観的、分析的に探求し、知見を深める。そのために文献講読、討議等により研究方法論、研究事例を学ぶことを通して、研究課題のより適切な研究設計法、データ収集法、データ分析法および考察法を自ら検討し、研究実践に生かせるようになることを目標とする。	金城 尚美
多言語多文化教育特論Ⅰ	2	グローバル化が進展する世界の中において、異なる文化背景や価値観を持った人々と共生する機会が増えており、コミュニケーション能力の育成の重要性が高まっている。多言語・多文化状況でのコミュニケーションを意識した教育のあり方について、異文化コミュニケーション・指導法・評価法・教授法・社会・文化などの観点から多角的に概観・考察する。	葦原 恭子
多言語多文化教育特論Ⅱ	2	多文化共生研究・多文化教育研究で用いられる主要理論を修得することにより、多言語・多文化教育の状況を適切に考察する能力、コミュニケーション教育に関する問題解決能力を涵養する。それと共に、多言語・多文化教育について広く理解し、個々の教育現場に適したコミュニケーション教育の根底にある概念・方法について多角的に考察・分析する。	葦原 恭子

言語表象プログラム（言語コミュニケーション科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
中国語教育学特論 Ⅰ	2	日本における中国語教育、中国大陸・台湾における外国人に対する中国語教育（「対外漢語教学」）を中心に講義する。またその背景である言語状況や言語政策、言語習得等にも触れることで、中華圏の言語教育を多角的に考察する。中国語教育学特論Ⅰでは、まず第二言語習得理論を念頭に、中国語教育の現状及び教育法について学ぶ。その際、日本での状況を扱いながら、中国大陸、台湾、香港と比較し、中国語教育の大枠を捉えることを目標とする。	金城ひろみ
中国語教育学特論 Ⅱ	2	中国語教育学特論Ⅱでは、Ⅰを踏まえつつ、中国語教育のみならず、中華圏の言語政策や少数民族（原住民）語教育についても学ぶ。その際、琉球語教育とも比較しながら、考察を深める。現代の中国語教育、琉球王国時代の中国語教育（官話教育）等についても取り上げ、中国語教育へのより深い理解に繋げることを目標とする。	金城ひろみ
言語教育における 質的研究Ⅰ	2	質的研究とは何か、その意義、歴史的発展の経緯、前提となるパラダイム、方法、問題、課題等について理解を深め、多様な質的研究について学ぶ。	山元淑乃
言語教育における 質的研究Ⅱ	2	言語教育分野における質的研究の研究デザイン、インタビューデータや観察データの採取、SCATを用いた質的データ分析について学ぶ。	山元淑乃

文化・環境プログラム（歴史・人類科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
東洋史学A	2	前半では、近代国における国家・社会・市民・政治理念のあり方を踏まえた上で、中国王朝の体制の歴史的展開の捉え方について理解を深める。後半では、王安石の新法に着目し、近世中国の王朝国家の存立条件―財政、官僚制、都市と農村、イデオロギーについて検討する。	前村 佳幸
東洋史学B	2	前近代東アジアの歴史（おもに中国）に関する、専門書・論文・史料集（中文・漢文）を精読し、的確な日本語訳を心がけ、個別の関心に基づき必要な知見を資料から読み解く能力修得を目的とする。	前村 佳幸
アジア史A	2	前半では、中国を中心とした東洋における学問の系譜と近代における東洋史学の成立と発展を学び、その主要な理論・学説を紹介・解説し、後半では教員と学生で選定した関連文献・論文を素材に討論形式を通じて歴史研究の基礎学力を磨く。	望月 直人
アジア史B	2	近代東アジア（19～20世紀）の歴史（おもに中国）に関する、史料集（漢文・中文）を精読し、当該史料に関わる先行研究を参照しつつ分析を行い、研究能力を磨く。	望月 直人
西洋史学A	2	アメリカ太平洋地域を中心とする西洋近現代史に関する学説史や近年の研究動向を講義形式で紹介・解説するとともに、関連文献・論文（和文）を素材として検討・議論する。	池上 大祐
西洋史学B	2	アメリカ太平洋地域を中心とする西洋近現代史に関する専門書・論文・史料集（英語）を演習形式で精読し、的確な日本語訳を行ったうえで、専門的な知識・史料読解方法を修得することを目的とする。	池上 大祐
史料学研究Ⅰ	2	歴史学の基礎的技能である史料読解について、多様な資料の存在形態と取り扱い方法を学びながら、修士論文作成へむけた取り組みを進展させる。	池上 大祐 前村 佳幸 望月 直人
史料学研究Ⅱ	2	歴史学の基礎的技能である史料読解について、専門性を高めながら研究能力を深め、修士論文完成度の向上を図る。	池上 大祐 前村 佳幸 望月 直人
文化人類学A	2	沖縄も含むアジアの文化人類学について、講義を行う。	稲村 務
文化人類学B	2	沖縄も含むアジアの文化人類学について、演習を行う。	稲村 務
東アジア社会人類学A	2	東アジアにおける社会人類学問題群に関して講義する。それにより、身の回りに起こっている出来事や問題を、人類学的視点で考えることができるようになることを目的とする。	神谷 智昭
東アジア社会人類学B	2	東アジアにおける社会人類学に関して個別関心に基づき論文を選択し内容と問題点について発表、その後、教員を交えて討論する。それにより、最新の論文を批判的に読み込み、問題点を明らかにし、その解決策を提示できるようになることを目的とする。	神谷 智昭

文化・環境プログラム（歴史・人類科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
物質交流史論A	2	中国・日本を含む東アジア世界において、各地域の考古学文化の解明が進む中、地域間交流の様相も明らかになりつつある。そこで、本講義では遺跡・遺物の分析から、先史時代を中心に東アジア地域における文化交流のあり方やその特性について、実践的な研究事例から考古学的立場から学ぶ。	後藤 雅彦
物質交流史論B	2	中国・日本を含む東アジア世界において、各地域の考古学文化の解明が進む中、地域間交流の様相も明らかになりつつある。そこで、本講義では遺跡・遺物の分析から、先史時代を中心に東アジア地域における文化交流のあり方やその特性について、演習形式で考古学的立場から学ぶ。	後藤 雅彦
考古学A	2	日本・琉球列島・韓半島を中心とした東アジア地域において、特に歴史時代を主体に、文化や社会の特質、その関係などについて、遺跡や遺物を基にした検討を行う。東アジアの地域においては、各地域の文化や社会の相違とともに、研究理論や方法論の多様性が大きいことから、その検証を踏まえながら、考古学的立場から講義する。	主税 英徳
考古学B	2	日本・琉球列島・韓半島を中心とした東アジア地域において、特に歴史時代を主体に、文化や社会の特質、その関係などについて、遺跡や遺物を基にした検討を行う。東アジアの地域においては、各地域の文化や社会の相違とともに、研究理論や方法論の多様性が大きいことから、その検証を踏まえながら、考古学的立場から演習形式で学ぶ。	主税 英徳
民俗学A	2	沖縄の民俗学研究を含む、日本民俗学の特定課題について講義する。講義内容に関する質疑や議論なども含む。	萩原 左人
民俗学B	2	沖縄の民俗学研究を含む、日本民俗学の特定課題について演習形式で学ぶ。担当した課題について発表および議論を行う。	萩原 左人
現地研究Ⅰ	2	人類学の基礎的技能である現地研究について、専門性を高めながら実践し、修士論文作成へむけた取り組みを始める。	稲村 務 萩原 左人 後藤 雅彦 主税英徳
現地研究Ⅱ	2	現地研究Ⅰに引き続き、人類学の基礎的技能である現地研究について、専門性を高めながら実践し、修士論文作成へむけた取り組みを始める。	稲村 務 萩原 左人 後藤 雅彦 主税英徳
形質人類学A	2	生物としてのヒトの成り立ちと特徴を理解し、ヒトの体を通して、人類の歴史を学ぶ。特に、日本人、沖縄人の成り立ちと生活の歴史を、形質人類学の材料、方法を通じて学ぶ。	木村 亮介
形質人類学B	2	発掘された人骨や現代人の遺伝情報などから何がどこまで分かるか？分析方法を、具体的な例として学び、科学的な思考を養う。	木村 亮介

文化・環境プログラム（琉球アジア文化科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
近現代沖縄政治社会史特論Ⅰ	2	近現代沖縄の政治社会史に関する重要な諸テーマを取り上げ、代表的な先行研究の精読を通じて研究状況を把握するとともに、そこで提示された論点について検討する。その作業を通して、問題設定や分析手法についての考察を深め、近現代沖縄の政治社会史研究に必要な視野と方法論を身に付ける。	鳥山 淳
近現代沖縄政治社会史特論Ⅱ	2	近現代沖縄の政治社会史に関する重要な諸テーマを取り上げ、関連する資料の精読を通じて当該期の資料状況を把握するとともに、その記述内容の理解・分析の方法について検討する。その作業を通して、資料収集や分析手法についての考察を深め、近現代沖縄の政治社会史研究に必要な視野と方法論を身に付ける。	鳥山 淳
沖縄近現代史特論Ⅰ	2	沖縄近現代史に関する歴史学論争を中心に取り上げ、論争の焦点を理解し、問題の所在を把握した上で争点を再考し、歴史的事象を複眼的に理解することを目的とする。沖縄近現代史の特質を理解するために、関連する一次史料の精確な読解力と史料批判力を身につけ、近代日本の植民地政策に着目し、特に、日本による沖縄と台湾への統治政策について、「比較」と「相関」の視点から、実証的な歴史学の方法論を学ぶ。	大濱 郁子
沖縄近現代史特論Ⅱ	2	沖縄近現代史特論Ⅰの内容をふまえて、各自の研究テーマの深化を図ることを目的とする。まず、研究史の整理を行い、研究テーマの新規性や独創性を分析する。次に、（可能な限り）フィールドワークなどを通して、研究テーマに関する一次史料の所在確認と収集を行い、一次史料の精確な読解力と史料批判力を修得する。「比較」と「相関」の視点から沖縄近現代史に関する研究対象を考察し、自ら研究テーマを実証的な歴史学の方法に基づいて再考する姿勢を確立する。	大濱 郁子
琉球民俗学特論Ⅰ	2	これまで蓄積されてきた琉球民俗学の研究成果や方法論を再考し、琉球民俗学が扱ってきた民俗事象の理論的展開と、日本民俗学における琉球民俗学の位置付けを理解する。そして、現代における琉球弧の民俗文化の多様さや動態、文化継承が直面する諸課題を検討し、みずから研究課題を設定するための多角的な視座を涵養する。	高橋 そよ
琉球民俗学特論Ⅱ	2	現代における琉球弧の民俗文化の多様さや動態、文化継承が直面する諸課題を深く洞察するため、先行研究や資料、方法論を整理し、受講生全員で議論を行う。そして、フィールドワークから得たデータや先行研究をもとに、みずから研究課題を設定するための考察力と分析力を身に付ける。	高橋 そよ
中琉関係史特論Ⅰ	2	中琉関係史の主要な論点に関して、その基本となる論文・論著およびその論拠となる史料の読み方の基本的な能力を身に付ける。また、資料収集の方法の一つとして、聞き取り調査やフィールドワークのノウハウを学ぶ。主に、対中国・対台湾関係、対アジア関係およびそれから派生する諸問題を取り上げる。	中村 春菜
中琉関係史特論Ⅱ	2	東アジアにおける琉球・沖縄の地域的特性、環境的要因といった諸問題を取り上げ、環東シナ海における国家を越えた枠組みとしての地域研究に着目する。個別の研究問題に対してのアプローチ方法（分析能力）を身に付ける。	中村 春菜
日本近代文学特論A	2	文学テキストの歴史的な文脈を踏まえた精読と批評理論の習得が為されるよう研究指導を行う。日本及び沖縄の近現代文学から特に重要なテキストを選び、これを精読・考察にむけ研究指導を行う。	新城 郁夫
日本近代文学特論B	2	文学テキストの歴史的な文脈を踏まえた精読と批評理論の習得が為されるよう研究指導を行う。日本及び沖縄の近現代文学から特に重要なテキストを選び、これを精読・考察にむけ研究指導を行う。	新城 郁夫
琉球方言学特論Ⅰ	2	琉球諸語の音韻論（アクセントを含む）、文法論（形態論・構文論）、意味論に関する論文を精読することで、その構造上の特質を理解し、言語現象を客観的に観察する基礎的な能力を養う。また、実際に談話資料や収集した用例などを対象として、先行研究から得られた知見に基づき、諸言語現象の意味・機能を統一的、体系的に分析、記述する方法を身につける。	當山 奈那

文化・環境プログラム（琉球アジア文化科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
琉球方言学特論Ⅱ	2	分析に必要な、音韻論、文法論の領域での先行研究への理解を深まるとともに、フィールド調査での資料収集の方法、資料の分析、解釈、記述等の実践的な能力を習得する。また、具体的な諸現象から琉球諸語を歴史的な状況のなかでダイナミックに変化する可動的存在として複眼的に捉える視点と記述する能力を養う。あわせて、継承が危機的な状況にある各地諸言語（方言）をいかに記録・保存し、教育に活用すべきか、分析の諸結果の応用面についても検討、考察する。	當山 奈那
琉球文学特論Ⅰ	2	琉球文学のジャンルは、儀礼歌謡、歴史歌謡、物語歌謡、抒情歌謡の歌謡文学と劇文学に分けられる。それぞれのジャンルの主要な先行研究を参照しながら、代表的な作品を読み解き、琉球文学についての基礎的理解を深める。	前城 淳子
琉球文学特論Ⅱ	2	琉球文学の中から特定のジャンルを取り上げる。個々の作品を読み解くために必要な言語の特徴を整理し、現代語日本語訳や注釈を付け、個々の作品を読み解いていくことを通して、テキストの分析方法を習得する。	前城 淳子
琉球近世史特論Ⅰ	2	琉球近世史や関連領域の研究史を確認しながら、基本となる論文や文献および基礎的な史料を精読する。以上を通して、研究史上の課題と新たな論点を検討する。主に政治外交史を対象とし、日本・中国王朝（明清朝）との関係を踏まえつつ、東アジアにおける琉球の立ち位置を考える。さらに、東アジア史・海域史の視点から琉球近世史を俯瞰できるような視座からの検討も加える。	麻生 伸一
琉球近世史特論Ⅱ	2	近世琉球の政治と社会をめぐる諸問題を検討する。その際、儀礼や贈与、慣行といった生活史や社会史に関わるテーマを意識しつつ、中国や日本との比較もおこないながら琉球近世社会の特徴を分析する。参考となる論文や歴史資料を読み込むことで、論点を見出し、研究史を確認しながらあたらしい歴史像の構築を目指す。また、歴史学の基礎理論や新たな資料の活用なども検討する。	麻生 伸一
地域言語文化特論Ⅰ	2	地域の言語文化の一つとして口承文芸を価値づけ、関連する学術論文を的確に読み解き、特に子ども達の生きる現代文化を読み解くための調査法や研究方法についての学びを深める研究指導を行う。	辻 雄二
地域言語文化特論Ⅱ	2	地域言語文化特論Ⅰに引き続き、口承」の営みが個人の創意を越えた集団の意識の結晶であることを確認し、個別具体的な地域において多様な特徴をもつ言語文化についての学びを深める研究指導を行う。	辻 雄二
朝鮮文学特論Ⅰ	2	朝鮮近代文学、在日朝鮮人文学について近年議論されている多様なトピックを取り上げ、幅広い視点のもと論点の再考および新たな課題の検討を行う。基本となる論文の精読、その内容をめぐっての自由討論を行う。それにより朝鮮近代文学についての基礎的理解を深める。	呉 世宗
朝鮮文学特論Ⅱ	2	朝鮮文学特論Ⅰで議論した内容と、近年の文学理論の動向を参照しながら、多角的な視座から個別具体的なテキストの分析・考察・検討を行う。取り上げる作品の精読、その内容をめぐっての自由討論を行うことで、テキストの分析法の習得および分析能力の向上を目指す。	呉 世宗

文化・環境プログラム（島嶼研究科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
島嶼地表環境論A	2	亜熱帯島嶼地域にある琉球列島の地表環境、主として地形環境を対象に、他の島嶼地域および大陸の地形環境との比較を通して、その特徴および地形の形成プロセス・発達史について論ずる。国内外の島嶼地域や大陸で得られた研究成果を基に、岩石の風化や熱帯～亜熱帯地形の形成、人間活動が地表環境に及ぼす影響などを検討する。	羽田 麻美
島嶼地表環境論B	2	亜熱帯島嶼地域にある琉球諸島のカルスト地表環境を対象に、世界あるいは国内の他のカルスト地域との比較を通して、琉球列島におけるカルスト地形の形成プロセスや発達史、人間活動との関わり合いを検討する。文献講読やフィールドワークを取り入れながら、カルスト地表環境の調査・研究法の指導を行い、琉球列島におけるカルスト研究の展望や課題を討論する。	羽田 麻美
島嶼空間特論A	2	本特論では島嶼空間をシステム（系）として捉え、外部からの様々なインパクトに対してどのように島嶼空間が対応しているのかを、島嶼間システムと島嶼内システムの両面において、交通流動、島嶼経済、島嶼社会そして島嶼振興の各事象に関して、理論的・実証的に検討する。	宮内 久光
島嶼空間特論B	2	本特論では島嶼からの人の移動を通して、島嶼空間がどのように外部と結び付いているのか、そのような空間的相互作用がみられるのかを、地域内移動や国内移動（離島－本土間、離島－間）、国際移動（島嶼－大陸間、島嶼－島嶼間）など、様々な空間スケールの事例をもとに理論的・実証的に検討する。	宮内 久光
島嶼人口特論A	2	本講では琉球諸島の移民史を概観する。その上で、琉球諸島を事例に、島嶼地域の人口現象の特性について、島嶼の生産基盤や社会関係、歴史的背景を踏まえ理解することを目的とする。はじめに人口移動理論と琉球諸島の地理的特性を確認した上で、前半は琉球諸島からの戦前移民、後半は戦後移民の動向に注目し、移民史をめぐる課題について講義する。	宮内 久光
島嶼人口特論B	2	本講は琉球諸島および海外各地の島嶼出身の移民に関する主要書籍の購読と、関連する地域の研究巡検を通じて、島嶼地域のトランスナショナルな人口現象を考察することを目的とする。前半は琉球諸島からの移民を扱った地理学や社会学、人類学の書籍を扱い、移民研究の多様な研究視角を習得する。後半はフィリピン諸島やカリブ海諸島からの移民を扱った書籍を扱い、島嶼地域の人口現象の比較検討を行う。	宮内 久光

文化・環境プログラム（島嶼研究科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
島嶼水文環境論A	2	島嶼地域、特に亜熱帯島嶼沖縄における水文環境の特徴についてとらえるため、水文環境の一般的なとらえ方を含めて、実際の研究事例を中心として教育研究していく。特に、他地域との比較を通して、島嶼地域の特徴を明瞭にし、また、人間活動が水文環境に与える影響についても検討する。	廣瀬 孝
島嶼水文環境論B	2	島嶼地域、特に南西諸島および太平洋島嶼地域、いわゆる亜熱帯から熱帯島嶼における水文環境についての授業である。まず、島嶼地域を扱った実際の研究事例（論文）を参考に、水文環境の課題やそのとらえ方を学ぶ。次に、南西諸島の特徴的な水文環境を有する地域を選び、水文環境の見方を学ぶとともに、現地において調査の仕方を指導する。現地で得られた結果や気象データ等を基にして、島嶼地域の水文環境について検討する。	廣瀬 孝
島嶼文化資源論A	2	文化資源には、建造物、美術工芸品、景観、庭園や史跡などの有形文化資源と、伝統行事や伝統芸能などの無形文化資源の二種がある。島嶼の文化的環境は、両者がともに存在し、互いに関係しあうことで成り立っている。本科目では、島嶼の文化資源に係る概念や理論について、講義とディスカッションを通して学んでいく。	波多野 想
島嶼文化資源論B	2	島嶼に残る歴史的な事物を文化資源として捉えなおすことは、対象の活用を通して、島の自律性と持続性確立を目指すことを意味する。本科目では、島嶼における文化資源の活用について、講義とプロジェクト・ワークを通して学んでいく。	波多野 想
島嶼環境経済論A	2	環境経済学の基礎理論を学修するとともに、沖縄をはじめとする島嶼地域の自然・社会・文化の特徴について受講生自らが調査し、島嶼における持続可能な経済社会について考察する。授業形態は、受講生によるプレゼンテーションおよびディスカッションを中心として、その内容に関する講義および補足説明を教員が行う。	藤田 陽子
島嶼環境経済論B	2	島嶼の地域特性である「島嶼性」について、経済との関係を念頭に置きながら定義づけを試みる。沖縄のみならず国内外の島々に目を向け、島嶼性の多様性を理解し、それぞれの島における環境と経済の関連について考察する。授業形態は、受講生によるプレゼンテーションおよびディスカッションを中心として、その内容に関する講義および補足説明を教員が行う。	藤田 陽子
ネイティブの表象文化論	2	欧米諸国による占領や近代化の影響を受けた太平洋島嶼地域を中心に、ネイティブや先住民の文化的表象を学際的な視点から考察する。特に近現代におけるメディア、観光、博物館、軍事主義の文化の語りに焦点を当て、ネイティブの表象について、フェミニスト分析手法であるインターセクショナリティ(intersectionality-ジェンダー、セクシュアリティ、人種、民族、社会階級)をもちいて理解を深める。	宜野座 綾乃

文化・環境プログラム（島嶼研究科目群）

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
島嶼旅行者行動論	2	この科目では、沖縄をはじめとする島嶼地域を訪れる旅行者の行動の事象を取り上げ、旅行者の心理及び行動の理論や概念に関する講義、先行研究の講読、ディスカッション等を通して旅行者行動を読み解いていく。旅行者が「どのような行動を取るか」と同時に「なぜそのような行動をとるのか」に焦点を当て、旅行者の存在が島嶼地域に与える社会的な影響や相互関係と絡めながら、旅行者の視点からの経験の意味を考察する。	屋宜 智恵美
島嶼人類学A	2	人類史研究の視点から島嶼地域・海域世界の人類を研究するテーマや視点を養う。本講義ではアフリカに端を発しやがて島嶼地域へとたどり着いた人類の移動とその歴史に関する基礎的な理解を構築し、その理解を基に受講者の興味やテーマに沿って島嶼を研究する独自のテーマ・視点の獲得を目指す。	山極 海嗣
島嶼人類学B	2	島嶼地域・海域世界の人類の学術的課題に迫る具体的な研究実践の能力を養う。本講義では主に島嶼地域の人類学的な研究を例として科学的な研究方法に対する理解を獲得し、受講者の各々の研究テーマに基づいた課題設定・分析・発表・議論を通して、各自の高度な研究の展開を目指す。	山極 海嗣
地理空間論A	2	地理学の中枢を為す概念である空間に関し考究する。本授業では、特に西洋に於ける空間論史に照らし、近代西洋哲学の論ずる主要な空間概念、及び近現代地理学に説かれる空間論の諸相を総合的に把握するとともに、空間が地理学の理論の根幹にして研究の対象と為される所以の理解を試みる。更に地域や景観の如き地理学の主要概念と空間との関係に就ての議論を介し、空間の本質と地理学乃至は諸学に於ける意義の見得を図る。	益田 理広
地理空間論B	2	地理学の中枢を為す概念である空間に関し考究する。本授業では、特に東洋の学術に伝わる空間論を俯瞰し、西洋空間論との対比によりその特徴を把握するとともに、現代に於けるその意義の理解に努める。且つ、東洋学術の諸学説に通底する論理を知悉すべく、中国・日本・沖縄などの文献を事例として読解法を体得する。かくして洋の東西を問わぬ普遍的な空間理解に加え、各個人の理解に基づく独自の空間観の獲得を図る。	益田 理広

臨床心理プログラム

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
臨床心理学特論Ⅰ	2	臨床心理学の歴史、臨床心理学の役割、研究方法、エビデンスに基づく評価と実践、倫理的な問題についての理解を深める。各論として、個別の心理的な問題の評価と介入についても学習を行う。	小泉 誠
臨床心理学特論Ⅱ	2	臨床心理学の特定テーマに関する発表や小集団での討論を通し、児童や青年の心理的不適応行動や精神障害者の心理的問題について理解を深める。また、事例研究についても学ぶ。	小泉 誠
臨床心理面接特論Ⅰ（⑦心理支援に関する理論と実践）	2	①力動論に基づく心理療法の理論と方法、②行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法、③その他の心理療法の理論と方法、④心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用、⑤心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整について詳説し、検討する。	草野 智洋
臨床心理面接特論Ⅱ	2	心理臨床家としてのあり方や心理臨床に関する理論と技法について、模擬面接を通して学習する。	草野 智洋
臨床心理査定演習Ⅰ（⑥心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	①臨床心理士ならびに公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義、②心理的アセスメントに関する理論と方法、③心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用について詳説し、検討する。	金城 志麻
臨床心理査定演習Ⅱ	2	投影法心理検査（主に、ロールシャッハテスト、絵画統覚検査、P-Fスタディなど）を用いた心理査定の実際について詳説する。その上で、投影法心理検査のひとつを用いた異常性理解の方法について解説する。また、実例を用いて、心理査定の実際を学ぶ。	田中 寛二
臨床心理基礎実習Ⅰ	2	学外の臨床現場において行われている臨床活動の中で、臨床心理士がどのような活動を行っているのかを、心理臨床の実践現場（教育と医療の現場）の心理臨床活動に陪席することによって体験的に理解する。それぞれの現場で行われるケースカンファレンスに出席するほか、陪席したケースの概要を学内において行われる事例報告会で報告し、ケースの理解を深める。学外での実習を開始する前には、学内での講義や演習等で面接の基礎的技術を習得する。	草野 智洋 古川 卓 田中 寛二 金城 志麻 田場 あゆみ 橋本 光平 小泉 誠
臨床心理基礎実習Ⅱ	2	学外の臨床現場において行われている臨床活動の中で、臨床心理士がどのような活動を行っているのかを、心理臨床の実践現場（教育と医療の現場）の心理臨床活動に陪席することによって体験的に理解する。それぞれの現場で行われるケースカンファレンスに出席するほか、陪席したケースの概要を学内において行われる事例報告会で報告し、ケースの理解を深める。	草野 智洋 古川 卓 田中 寛二 金城 志麻 田場 あゆみ 橋本 光平 小泉 誠

臨床心理プログラム

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅲ (⑩-3))	2	学外の臨床現場において行われている臨床活動に参加し、 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得、(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成、(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、(エ) 他職種連携及び地域連携、(オ) 臨床心理士ならびに公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解、等について学習する。また、当該臨床現場で行われるケースカンファレンスに参加し、アセスメントと支援方針を決定する過程及び支援の実際を理解する。さらに、そのケースに関して学内で行われる事例報告会で検討し、理解を一層深める。	田中 寛二 古川 卓 草野 智洋 金城 志麻 田場 あゆみ 橋本 光平 小泉 誠
臨床心理実習Ⅱ	2	学外の臨床現場（医療臨床及び学校臨床の現場）において行われている臨床活動に参加する。また、当該臨床現場で行われるケースカンファレンスに参加し、アセスメントと支援方針を決定する過程及び支援の実際を理解する。また、そのケースに関して学内で行われる事例報告会で検討し、理解を一層深める。	田中 寛二 古川 卓 草野 智洋 金城 志麻 田場 あゆみ 橋本 光平 小泉 誠
心理学研究法特論 (A)	2	心理学の認知、社会などの基礎的領域と臨床などの実践的領域において用いられている量的調査、質的調査、実験、実践研究等の心理学的研究法について検討する。	古川 卓 泊 真児 高良 美樹 橋本 光平 井上 紗奈 小泉 誠
心理学統計法特論 (A)	2	心理学の量的研究において用いられる質的・量的データ集計と統計解析法の伝統的な方法から最新の方法までを、演習を取り入れながら実践的に学習していく。	泊 真児 井上 紗奈
認知心理学特論(B)	2	人間の認知活動に対する最近の研究手法や近接領域の学問との関係を明確にした上で、認知活動の基礎過程である知覚、記憶、思考の最新の研究成果を解説する。さらに、学生の興味関心に合わせて、認知の発達に関する研究、認知と感情の問題、恐怖症等の精神病理の認知特性、非言語コミュニケーション等のトピックを取り上げて、解説する。	井上 紗奈
学習心理学特論Ⅰ (B)	2	さまざまな学習の過程、学習に関する理論を概説し、さらに、それらの応用について検討する。心理学における学習とは何かを理解し、基本的な学習の仕組みとその過程について理解するとともに、日常生活において、学習心理学的な視点を持てるようにする。	廣瀬 等
学習心理学特論Ⅱ (B)	2	学習心理学に関するテーマについての文献講読や映像視聴等を通じて学習についての知識を広げるとともに、学習心理学に関わる発表や討論を行い、学習への理解を深める。	廣瀬 等

臨床心理プログラム

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
教育心理学特論Ⅰ (B)	2	心理学諸領域の研究知見の内在化を行い、教育に焦点を当てた巷間の事項に対する心理学的考察を行う。すなわち、心理学諸領域の文献レビューを行い知見を内在化し、それらの知見を基盤として学校教育に焦点を当てた巷間で生起する事象や運用されている事項に対して心理学的考察を行う。	淡野 将太
教育心理学特論Ⅱ (B)	2	教育に焦点を当てた巷間の事項に対する心理学的考察を行い、研究発表を行う。すなわち、学校教育に焦点を当てた巷間で生起する事象や運用されている事項に対して心理学的考察を行うとともに、実験調査等を用いた研究発表を行う。	淡野 将太
発達心理学特論Ⅰ (B)	2	子どもの社会情緒的発達および認知発達について、国内外の文献を購読する。このことを通して、近年よく話題となる発達の・臨床的問題についてについて考究するための発達心理学的考え方や方法論についての理解を深化させる。	中尾 達馬
発達心理学特論Ⅱ (B)	2	発達心理学に関する研究テーマについて、発表やディスカッション、調査などを行う。これらを通じて、発達心理学的研究に必要な一連の知識と技術などを身につける。	中尾 達馬
社会心理学特論Ⅰ (C)	2	社会心理学に関する主要な理論や研究方法について概観し、社会心理学で描かれてきた人間像についての理解を深める。このような人間理解と現実社会で生じている問題とのあいだにどのような関連があるかについて学習する。	高良 美樹
社会心理学特論Ⅱ (C)	2	社会心理学の特定テーマに関する発表および討論を中心とする。テーマ選択において受講生の自律性を高めると共に、質疑応答の過程を通してコミュニケーション能力の涵養を図る。また、実際の社会問題に対して社会心理学はどのようなアプローチが可能かについて検討を行う。	高良 美樹
コミュニティ心理学特論Ⅰ (C)	2	コミュニティ心理学の主要理論、研究方法について概説する。コミュニティにおける人間行動を理解し、よりよいコミュニティのあり方について学ぶことを本授業の主眼とする。	泊 真児
コミュニティ心理学特論Ⅱ (C)	2	コミュニティ心理学に関する研究テーマについて、発表やディスカッション、調査などを行う。これらの演習を通じて、コミュニティ心理学的研究に必要な一連の知識と技術、科学的思考を身につける。	泊 真児
精神医学特論(D) (①保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	保健医療分野に関わる公認心理師の実践について詳説し、検討する。	小泉 誠
老年心理学特論(D)	2	老年期に生じやすい心の問題について、おもに臨床心理学的な視点から検討を行う。加齢に伴う新たな発達課題、社会や家族との関係性の変化、そして老年期に特有の臨床心理学的な問題について検討する。	古川 卓

臨床心理プログラム

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
グループアプローチ特論Ⅱ(E)	2	集団心理療法の中から、特に心理劇（サイコドラマ）を取り上げ、古典的な心理劇の理論と方法、そして現在に至る心理劇の系譜、適用範囲や実施場所などの事例についても検討を行う。	古川 卓
学校臨床心理学特論Ⅱ(E)	2	教育場面において児童生徒の心理・発達の支援ニーズに対応できるように、臨床心理学の理論とその活用について学ぶ。国内外の文献購読とそれについての発表・ディスカッションを通して理解を深める。	田場 あゆみ
認知行動療法特論(E)	2	認知行動療法の基本的な考え方と主な技法について講義と演習を交えて学ぶ。さらに、様々な精神疾患に対する認知行動療法による病理の理解と処遇について検討する。	橋本 光平
障害者（児）心理学特論（②福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	福祉分野に関わる公認心理師の実践に関して詳説し検討する。	金城 志麻
学校臨床心理学特論Ⅰ（③教育分野に関する理論と支援の展開）	2	教育分野に関わる公認心理師の実践に関して詳説し検討する。	田場 あゆみ
犯罪心理学特論(C) （④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践について詳説し、検討する。	田中 寛二
産業心理学特論 （⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	産業・労働分野に関わる公認心理師の実践に関して詳説し検討する。	田中 寛二
グループアプローチ特論Ⅰ（⑧家族関係・集団・地域社会における理論と実践）	2	①家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法、②地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法、③心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用について詳説し、検討する。	古川 卓
心の健康教育特論 （⑨心の健康教育に関する理論と実践）	2	心の健康教育に関する理論及び心の健康教育に関する実践に関して詳説し検討する。	橋本 光平

臨床心理プログラム

授 業 科 目	単位数	授 業 内 容	担 当 者
心理実践実習Ⅰ(⑩-1)	2	臨床心理学が実践されている職域における実習を通して、 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得、(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成、(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、(エ) 多職種連携及び地域連携、(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解について学習する。	古川 卓 田中 寛二 草野 智洋 金城 志麻 田場 あゆみ 橋本 光平 小泉 誠
心理実践実習Ⅱ(⑩-2)	2	臨床心理学が実践されている職域における実習を通して、 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得、(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成、(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、(エ) 多職種連携及び地域連携、(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解について学習する。	古川 卓 田中 寛二 草野 智洋 金城 志麻 田場 あゆみ 橋本 光平 小泉 誠
心理実践実習Ⅳ(⑩-4)	2	臨床心理学が実践されている職域における実習を通して、 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得、(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成、(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、(エ) 多職種連携及び地域連携、(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解について学習する。	古川 卓 田中 寛二 草野 智洋 金城 志麻 田場 あゆみ 橋本 光平 小泉 誠

教 員 配 置 表

教員配置表

公共社会プログラム

専 任 教 員		兼 担 (本務職名)	兼 任 (本務職名)
教 授	准教授		
徳田 博人			
高田 清恵			
		久保田 光昭 (法務研究科教授)	
		矢野 恵美 (法務研究科教授)	
	戸谷 義治		
	三浦 毅		
阿部 小涼			
金 成浩			
二宮 元			
森川 恭剛			
島袋 純			
山口 剛史			
	前田 貴洋		
本村 真			
越智 正樹			
三輪 一義			
遠藤 洋志			
宮城 政也			
野入 直美			
砂川 力也			
	山根 清宏		
	増澤 拓也		
	李 妍淑		

教 員 配 置 表

教員配置表

経済経営プログラム

専 任 教 員		兼 担 (本務職名)	兼 任 (本務職名)
教 授	准教授		
越野 泰成			
岩橋 培樹			
杉田 勝弘			
瀬口 浩一			
徳島 武			
高畑 明尚			
藤田 陽子			
	堀 勝彦		
	高岡 慎		
	山田 健太		
	宮田 亮		
	石田 一之		
	星野 高德		
	天野 智水		
	上原 和樹		
	大城 淳		
桑原 和典			
王 怡人			
	井川 浩輔		
	多賀 寿史		
金城 盛彦			
	宮國 薫子		
	松平 好人		

教 員 配 置 表

教員配置表

言語表象プログラム

専 任 教 員		兼 担 (本務職名)	兼 任 (本務職名)
教 授	准教授		
長谷川 裕			
寺石 悦章			
小屋敷 琢己			
久高 将晃			
	吉満 昭宏		
山城 新			
加瀬 保子			
	山里 絹子		
	小林 正臣		
	スプリー ティトゥス		
島袋 盛世			
吉本 靖			
宮平 勝行			
東矢 光代			
名嶋 義直			
中本 謙			
金城 尚美			
葦原 恭子			
呉屋 英樹			
	クリストファー・デイビス		
	高橋 美奈子		
	望月 道浩		
	金城ひろみ		
	山元淑乃		

教 員 配 置 表

教員配置表

文化・環境プログラム

専 任 教 員		兼 担 (本務職名)	兼 任 (本務職名)
教 授	准教授		
前村 佳幸			
稲村 務			
後藤 雅彦			
萩原 左人			
池上 大祐			
	神谷 智昭		
	望月 直人		
	主税 英徳		
		木村 亮介 (医学研究科准教授)	
鳥山 淳			
新城 郁夫			
辻 雄二			
呉 世宗			
麻生 伸一			
	大濱 郁子		
	高橋 そよ		
	中村 春菜		
	當山 奈那		
	前城 淳子		
宮内 久光			
廣瀬 孝			
波多野 想			
藤田 陽子			
	羽田 麻美		
	宜野座 綾乃		
	屋宜 智恵美		
	益田 理広		
	山極 海嗣		

教 員 配 置 表

教員配置表

臨床心理プログラム

専 任 教 員		兼 担 (本務職名)	兼 任 (本務職名)
教 授	准教授又は講師		
古川 卓			
泊 真児			
田中 寛二			
廣瀬 等			
	草野 智洋		
	金城 志麻		
	高良 美樹		
	淡野 将太		
	中尾 達馬		
	田場 あゆみ		
	橋本 光平		
	井上 紗奈		
	小泉 誠（講師）		

教員研究室等一覧

公共社会プログラム

氏名	研究室	氏名	研究室
徳田 博人	文研325	山口 剛史	研314(教育学部)
高田 清恵	文研329	水野 良也	文研413
久保田 光昭	文研326	本村 真	文研412
矢野 恵美	文研425	越智 正樹	文研113B
戸谷 義治	文研322	三輪 一義	研210(教育学部)
三浦 毅	文研422	遠藤 洋志	研体204(教育学部)
阿部 小涼	文研331	宮城 政也	研体107(教育学部)
金 成浩	文総208	山根 清宏	研316(教育学部)
二宮 元	文研217	増澤 拓也	研体106(教育学部)
森川 恭剛	文研321	砂川 力也	研体208(教育学部)
野入 直美	文研401	島袋 純	研313(教育学部)
前田 貴洋	文研218	李 妍淑	文研323

教員研究室等一覧

経済経営プログラム

氏名	研究室	氏名	研究室
越野 泰成	文研523	桑原 和典	文研621
岩橋 培樹	文研429	王 怡人	文研110C
李 好根	文研520	井川 浩輔	文研628A
杉田 勝弘	文研603	多賀 寿史	文研618
瀬口 浩一	文研526	金城 盛彦	文研519
徳島 武	文研431-1	宮國 薫子	文研628B
高畑 明尚	文研525	松平 好人	文研429
藤田 陽子	文総604	上原 和樹	文研527
堀 勝彦	文研524	大城 淳	文研529
高岡 慎	文研407	石田 一之	文研528
山田 健太	文研521	星野 高德	文研506
宮田 亮	文研430	天野 智水	共1-107

教員研究室等一覧

言語表象プログラム

氏名	研究室	氏名	研究室
長谷川 裕	文研304	島袋 盛世	共3-315
寺石 悦章	文研504	吉本 靖	共3-214
小屋敷 琢己	研321(教育学部)	宮平 勝行	共3-111
久高 將晃	文研502	東矢 光代	文総410
吉満 昭宏	文研503	名嶋 義直	留研210
山城 新	共3-115	中本 謙	研529(教育学部)
山里 絹子	共3-319	金城 尚美	共4-304
加瀬 保子	共3-416	葦原 恭子	国セ研212
小林 正臣	研共3-219(教育学部)	クリストファー・デイ ビス	共3-211
スプリー ティトゥス	研501(教育学部)	呉屋 英樹	共3-519
金城ひろみ	文研514	高橋 美奈子	研530(教育学部)
山元淑乃	留研205-1	望月 道浩	研207(教育学部)

教員研究室等一覧

文化・環境プログラム

氏名	研究室	氏名	研究室
前村 佳幸	研317(教育学部)	大浜 郁子	文研605
稲村 務	文総506	高橋 そよ	文総507
後藤 雅彦	文研107	中村 春菜	文総606
萩原 左人	文総503	當山 奈那	文総704
池上 大祐	文研606	前城 淳子	文研512
神谷 智昭	文総502	宮内 久光	文研208
望月直人	文研610	廣瀬 孝	文研206
木村 亮介	研355(医学部)	波多野 想	文研303
鳥山 淳	文総708	藤田 陽子	文総604
新城 郁夫	文研609	羽田 麻美	文研203
辻 雄二	研技213(教育学部)	宜野座 綾乃	文総702-A
呉 世宗	文総705	屋宜 智恵美	文総403
麻生 伸一	文研608	益田 理広	文総207
山極 海嗣	文総702-B	主税 英徳	文研108

教員研究室等一覧

臨床心理プログラム

氏名	研究室
古川 卓	保健管理センター
泊 真児	文研307
廣瀬 等	研224(教育学部)
草野 智洋	文研308
金城 志麻	共1-201
田中 寛二	文研316
高良 美樹	文研317
淡野 将太	研229(教育学部)
中尾 達馬	研223(教育学部)
田場 あゆみ	研227(教育学部)
橋本 光平	文研309
井上 紗奈	
小泉 誠	